



第6次愛川町総合計画

ひかり、みどり、ゆとり、共生のまち愛川

神奈川県愛川町

計画期間：令和5年度～令和16年度



みんなが笑顔で 夢と希望の溢れるまち…

「誰一人取り残さない

共生のまち愛川」



我が国における少子高齢化やこれに伴う人口減少は予想以上にそのスピードが加速化する中で、AI や IoT といった先端技術の急速な進展などにより産業構造は変化し、国際社会の共通目標である SDGs への取り組みも進められています。

加えて、令和 2 年初頭に世界的なパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症は未だに収まらず、働き方や生活様式も一変し、様々な価値観が大きく変わりつつあり、アフターコロナを見据えた新たなまちづくりが求められています。

また、近年の国際情勢を背景に、エネルギー・食糧問題や物価高騰が拍車を掛けるなど、社会経済基盤の再構築が急務となっています。

こうした中、本町では、今後 12 年の愛川のまちづくりを総合的、計画的に進めるための羅針盤として「ひかり みどり ゆとり 共生のまち愛川」を将来都市像に定め、町民のいのちと暮らしを守ることを最優先に、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを念頭に「第 6 次総合計画」を策定しました。

活力と潤いある元気なまち、そして、先人が守り育んできた自然や文化・伝統など、魅力ある資源を活かしながら、互いに健康で優しく支え合い、みんなが毎日を笑顔で過ごせるよう、施策事業の具現化に努めながら、たくさんの幸せが感じられる愛川を築いてまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

結びに、様々な角度からご審議を賜りました町議会や総合計画審議会の皆様に対して、お礼を申し上げますとともに、計画策定に携わっていただいた全ての皆さんに感謝を申し上げます。

令和 5 年 3 月

愛川町長 小野澤 豊

愛川町民憲章

わたくしたちは、美しい自然に恵まれ、こころゆたかな
“ふるさと愛川”の町民であることを誇りとし、
みんなのしあわせとまちの発展に願いをこめて、
ここに町民憲章を定めます。

- 一 水とみどりを愛し、住みよい環境をつくりましょう。
- 一 健康で楽しく働き、明るい家庭をきずきましょう。
- 一 たがいに仲よく助けあい、愛の輪をひろげましょう。
- 一 ものと時間を大切にし、きまりや約束をまもりましょう。
- 一 学びあい、教養を深め、文化の高いまちにしましょう。

(昭和 56 年 5 月 10 日制定)



町民みなスポーツの町宣言

わたくしたち愛川町民は、一人ひとりが生涯をとおりスポーツに親しみ、健康でたくましい心とからだをつくとともに、スポーツを通じて町民の交流を深め、活力ある明るい豊かな愛川町を築くことを誓い、次の目標をかかげて、ここに「町民みなスポーツの町」を宣言します。

- 1 わたくしたちは、生涯をとおりスポーツに親しみ、健康でたくましい心とからだをつくります。
- 1 わたくしたちは、スポーツを毎日のくらしの中にとりいれ、明るい家庭を築きます。
- 1 わたくしたちは、スポーツをとおりたがいに交流し、友情の輪を広げます。
- 1 わたくしたちは、スポーツをとおり規律ある生活態度を身につけ、活力ある町づくりを進めます。
- 1 わたくしたちは、スポーツをとおり人間愛を育て広く世界の人びとと手をつなぎます。

(平成元年 4 月 8 日制定)

愛川平和の町宣言

私たちの郷土「愛川」は、水と緑に恵まれ、まちにはうるおいと活力がみなぎっています。

そして、町民一人ひとりが希望と誇りをもって豊かな社会を築き、次世代に引き継ぐことを念願し、新しいまちづくりに努力しています。

しかし、地球上では核兵器の拡散をはじめ、地域紛争や環境破壊、飢餓・貧困、人権侵害などの問題が起きています。

平和な国際社会実現のためには、「地球的に考え、地域から行動する」という認識に立ち、人と人とが尊重し合い、共感し、協力していくことが強く求められています。

私たちは、国・民族・人種・信条・性別などを越えた地球市民として、核兵器の廃絶はもちろん、人類共通の多くの課題が解決され真の恒久平和が確立されることを願い、ここに平和都市を宣言します。

(平成 7 年 8 月 15 日制定)

「応急手当普及推進の町 愛川」宣言

わたくしたち愛川町民は、人の命の尊さを胸に、誰もがとつさの手当のできる力を身に付けることをとおして、安心感あふれる町づくりを進めるために、次の目標をかかげ、ここに「応急手当普及推進の町 愛川」を宣言します。

- 1 「私もわが家の救急隊員」を合言葉に、応急手当の普及につとめます。
- 1 応急手当のできる人が、どこの家にも必ずいるような環境づくりをめざします。
- 1 「ひとを救うのは人」 かけがえのない命を守るために、進んで手をさしのべます。
- 1 応急手当の知識、技術を、日常生活での事故防止に役立てます。
- 1 応急手当の普及を進めることにより、温かな連帯と安心の輪を広げます。

(平成 13 年 5 月 16 日制定)

愛川健康のまち宣言

健康は、みんなの願いであり、幸せの源です。

町民みんなが手を携えて、積極的に健康づくりを実践し、共に生きる喜びを分かち合いながら、心豊かな明るい愛川を築くため、ここに「健康のまち」を宣言します。

- 1 「自らの健康は自らが守る」の意識を高め、健康管理に努めます。
- 1 恵まれた自然とふれあいながら、健康運動を楽しみ、元気な心と体をつくります。
- 1 休養を上手にとり、心穏やかな毎日を楽しみます。
- 1 栄養バランスのとれた食生活を続けます。
- 1 家庭、地域で支え合い、健康づくりの輪を広げます。

(平成 28 年 7 月 3 日制定)

第 6 次 愛 川 町 総 合 計 画

Contents

序論

第 1 章 計画の概要	2
第 1 節 計画策定の趣旨	2
第 2 節 計画の性格	3
第 3 節 計画の構成と期間	3
第 4 節 愛川町の概要	4
第 2 章 愛川町を取り巻く動向と課題	7
第 1 節 社会・経済動向への対応	7
第 2 節 人口推移の現状	11
第 3 節 住民の意識	14

基本構想

第 1 章 愛川町の将来像	22
第 2 章 将来人口	24
第 3 章 土地利用構想	25
第 4 章 目標実現のための施策大綱	27
第 5 章 基本構想の実現に向けて	28

前期基本計画

前期基本計画の概要	32
-----------	----

前期基本計画の施策体系	36
-------------	----

第1部 自然と人が共生したまちづくり

第1章 環境	40
--------	----

第1節 自然環境との共生	40
--------------	----

第2節 生活環境の向上	42
-------------	----

第3節 廃棄物対策と地球温暖化対策の推進	44
----------------------	----

第2章 土地利用	46
----------	----

第1節 地域特性に応じた都市計画の推進	46
---------------------	----

第2節 “みどり”あふれる景観の形成	48
--------------------	----

第3章 都市機能	50
----------	----

第1節 道路交通環境の整備	50
---------------	----

第2節 都市施設の整備	52
-------------	----

第2部 安全で安心して暮らせるまちづくり

第1章 防災	56
--------	----

第1節 災害対策	56
----------	----

第2節 消防・救急体制の充実	58
----------------	----

第2章 安全対策	60
----------	----

第1節 交通安全と防犯対策	60
---------------	----

第2節 地域医療の充実	62
-------------	----

第3節 感染症対策	64
-----------	----

第3部 健康でゆとりとふれあいのまちづくり

第1章 福祉	68
第1節 高齢者福祉の充実	68
第2節 障がい（児）者福祉の充実	70
第3節 セーフティネット形成	72
第2章 健康づくり	74
第1節 健康づくりの推進	74
第3章 子育て	76
第1節 子育て環境の充実	76

第4部 豊かな人間性を育む文化のまちづくり

第1章 学校教育	80
第1節 幼児教育の充実	80
第2節 時代に求められる学校教育の推進	82
第3節 教育負担の軽減	84
第2章 生涯学習	86
第1節 生涯学習の推進	86
第2節 生涯スポーツの推進	88
第3節 歴史・文化・芸術活動の推進	90
第3章 人権	92
第1節 ダイバーシティの推進	92
第2節 平和思想の普及	94

第5部 産業と交流によるにぎわいのまちづくり

第1章 産業振興	98
第1節 農林業の振興	98
第2節 商工業の振興	100
第2章 観光振興	102
第1節 観光交流の促進	102
第3章 勤労者福祉	104
第1節 雇用・労働者対策の推進	104

第6部 共に創る持続可能なまちづくり

第1章 共創	108
第1節 地域コミュニティの充実	108
第2節 子どもが主役となる活動と青少年健全育成の推進	110
第3節 住民参加と情報共有の促進	112
第2章 行財政運営	114
第1節 効率的な行政運営の推進	114
第2節 安定的で持続可能な財政運営	116
第3節 多様な主体との連携	118

資料編	121
-----	-----

序論



第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本町は、2011（平成 23）年度から 2022（令和 4）年度までを計画期間とする第 5 次愛川町総合計画を町政運営の基本方針とし、計画に掲げる将来都市像である「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」の実現に向け、都市基盤や生活環境の整備、保健福祉の充実、教育文化の向上、産業の振興等の具体的施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

この間、人口減少、高齢化の進行や不安定な国際情勢、地球規模の環境問題等々、社会状況は大きく変化し、本町においても、人口は減少傾向が続き、少子高齢化社会への対応はもちろんのこと、近年頻発・激甚化している風水害や切迫性が懸念される大規模地震への備え等、重要かつ喫緊の課題が山積しています。

またSDGs^{※1}を踏まえた持続可能でより良いまちづくりの考え方をはじめ、Society5.0^{※2}におけるAI^{※3}やIoT^{※4}等の先進技術を活用した未来志向の取組みを進めていくことも、この時代におけるまちづくりや地方創生にとって必要不可欠なものとなってきています。

さらに、新型コロナウイルス感染症により、世界経済に深刻な影響が出ており、我が国の経済も先行きが懸念されるところであります。国や県・医療機関等と緊密な連携を図り、効果的な対策を適切に推進していくことはもちろんのこと、「新しい生活様式^{※5}」への適応も踏まえつつ、強靱かつ自律的なまちづくりを行うことも求められています。

このような情勢のもと、多様化・高度化する住民ニーズを的確に把握し、戦略的かつ効果的な施策を住民の皆さんと共に取り組むことにより、住民一人ひとりが町に愛着を持ち、永く住み続けることのできる、活力と魅力あふれるまち愛川の実現のために、まちづくりの指針となる「第 6 次愛川町総合計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

※1 SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国際社会が 2030 年までに達成すべき目標を定めたもの。飢餓や貧困の撲滅、気候変動対策等の 17 のゴールから成る。

※2 Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

※3 AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略称で、人間の知能のように自ら学び改善することができる技術のこと。

※4 IoT：Internet of Things（モノのインターネット）の略称で、モノ（インターネットに接続されるデバイス）をネットワークに繋ぐことで様々な情報をやり取りすることができる技術。

※5 新しい生活様式：手洗い・手指消毒の徹底や三密の回避等、コロナ禍における新たな生活スタイルのこと。

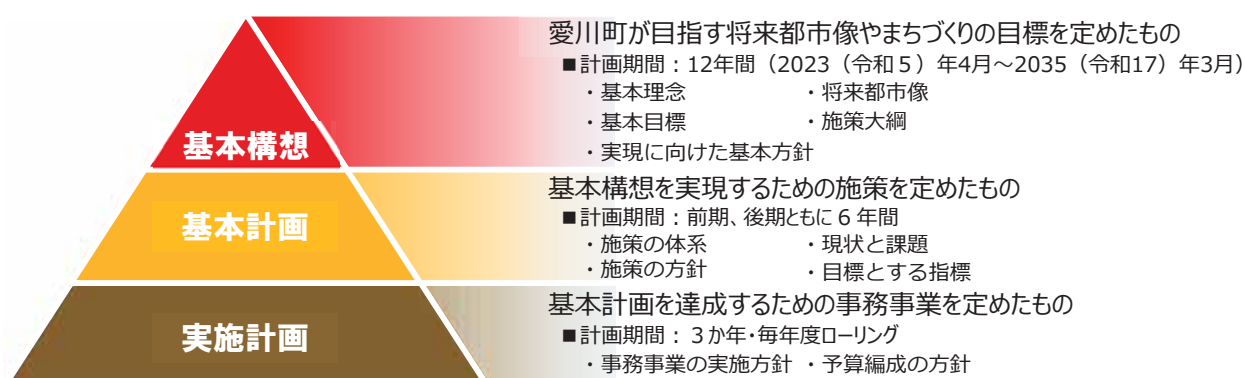
第2節 計画の性格

本町の将来都市像とまちづくりの目標を明確にし、その実現のために必要な施策等を体系的にまとめたもので、共生のまち愛川の実現に向け、住民と行政が協働していくための指針となるものです。

また、総合的かつ計画的な町政運営を進めるための最上位の計画であり、個別分野の計画や施策は、この計画に基づいて推進します。

第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層で構成します。



1. 基本構想

本町が目指す将来都市像の実現に向け、基本理念をはじめ、まちづくりの目標や目標人口、施策大綱を定めるものです。

計画期間は、2023（令和5）年度から2034（令和16）年度までの12年間とします。

2. 基本計画

基本構想で定めた将来像を実現するために、施策大綱に基づいた施策を体系的に定めるものです。具体的には、現状と課題、基本方針、施策の展開及び成果指標で構成します。

基本計画の期間を前期・後期に分け、前期基本計画の計画期間は2023（令和5）年度から2028（令和10）年度までの6年間とし、後期基本計画の計画期間は、2029（令和11）年度から2034（令和16）年度までの6年間とします。

3. 実施計画

基本計画で示した施策について、年度毎の具体的な事務事業を明らかにするとともに、財源根拠を伴う計画として、基本計画の補完的役割と毎年度の予算編成の方向性を示すものです。

計画は、3か年の毎年度ローリング方式※6により別に策定します。

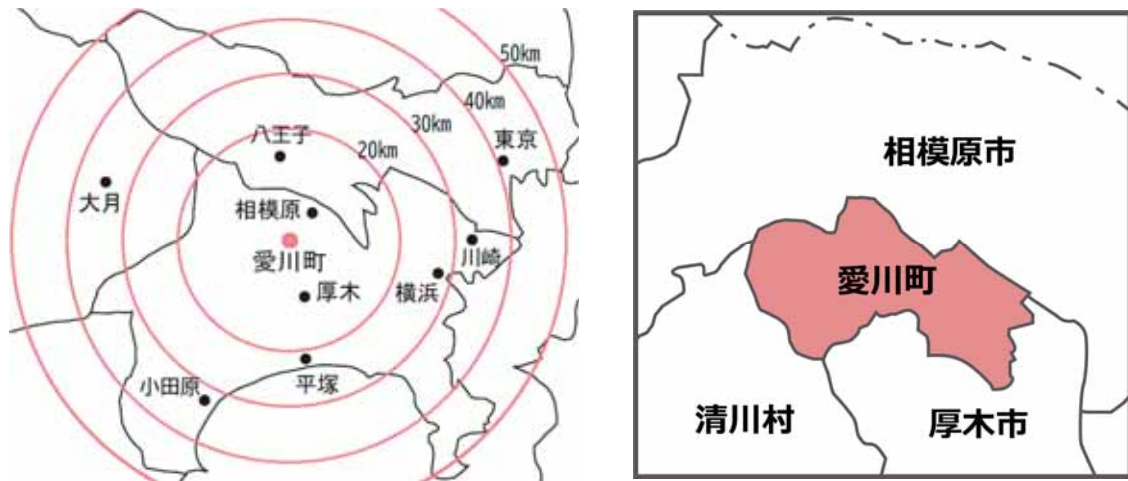
※6 ローリング方式：計画期間は同じ年数を保ちながら、次年度をその都度初年度とし、実績と計画のかい離を評価しつつ計画の見直しを行い、年度ごとに修正を加えていく方法。

第4節 愛川町の概要

1. 愛川町の位置

本町は、神奈川県の中北部に位置し、東西約 10km、南北約 6.7km の中央部がくびれたひょうたん型をした総面積 34.28km² の町です。東京から 50km 圏内、横浜市から 30km 圏内の位置にあり、相模原市、厚木市、清川村に隣接しています。

位置図



2. 愛川町の地勢

本町は、町域の約 4 割を山林が占め、地形は山地、台地、低地に分けられます。西に丹沢山塊東端の標高 747m の仏果山を最高峰とする山々が連なり、北の三増峠や南の八菅山など標高 200m から 300m のゆるやかな丘陵が町の西側を取り囲むように続いています。

町の中央を、丹沢山塊を源とする中津川が貫流して川沿いに低地をつくり、町の東端を流れる相模川に挟まれた中央部から東部にかけて、標高 100m 前後の台地が広がっています。

地勢図



3. 愛川町の交通環境

町域内には鉄道がなく、ＪＲ横浜線、ＪＲ相模線、小田急線、相鉄線、京王線等を利用するためには、路線バスや自家用車が必要となっていますが、主要な道路の交差点を中心に通勤・通学時には交通渋滞が発生し、課題となっています。このような中、小田急多摩線において、唐木田駅からＪＲ相模線上溝駅までの延伸に向けた取組みが進められており、将来的には本町方面へのさらなる延伸も含めて鉄道の利便性向上が期待されます。

広域道路体系は、国道 412 号及び県道 5 路線によって構成され、特に国道 412 号は半原台地を縦貫し、東名高速道路と中央自動車道を結び大規模災害時の緊急輸送道路に指定されている重要な広域幹線道路となっています。

また、県道 54 号（相模原愛川）、県道 63 号（相模原大磯）、県道 65 号（厚木愛川津久井）、県道 511 号（太井上依知）、県道 514 号（宮ヶ瀬愛川）の各路線は相互に連絡し、本町と周辺都市とを結ぶ幹線道路となっています。

さらに、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）により、東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、関越自動車道等の高規格幹線道路と接続したことから、本町へのアクセス性が飛躍的に高まったほか、今後も国道 246 号バイパス（厚木秦野道路）との接続が予定されるなど、さらなる広域交通の利便性が高まるものと期待されています。

広域交通網図



4. まちの歩み

本町は、明治初期には7つの村に分かれていましたが、1889（明治 22）年の町村制にあたり、合併して愛川村、高峰村、中津村となりました。その後、愛川村が1940（昭和 15）年に町制を施行して愛川町となり、1955（昭和 30）年に高峰村と、翌年に中津村と合併し、現在に至っています。

高峰・中津地域は、古くから農村地域でしたが、中津地域は1966（昭和 41）年の県内陸工業団地の完成に伴い経済活動が活発となり、春日台住宅団地が造成されるなど、人口が急増しました。

一方、愛川地域（旧愛川村）は、江戸時代から続く「糸のまち」として発展してきました。現在は、撚糸工場等の数は大きく減少しましたが、その伝統は今も引き継がれています。

1987（昭和 62）年に町北西部の中津川上流に着工された宮ヶ瀬ダムが2000（平成 12）年に完成し、ダム直下に開園した「県立あいかわ公園」には、本町の郷土資料館や県の工芸工房村が開設されるなど、周辺地域は首都圏近郊の観光・レクリエーション拠点として発展を遂げています。

愛川町の歩み



第2章 愛川町を取り巻く動向と課題

第1節 社会・経済動向への対応

本計画の策定に当たっては、社会・経済動向等、本町を取り巻く環境の変化を十分踏まえ、検討していくことが重要です。

このため、「第5次愛川町総合計画」を推進してきたこれまでの期間における社会・経済の変化や国の政策動向、住民ニーズの変化等から本町を取り巻く状況を分析し、今後本町が取り組むべき課題を整理しています。

1. 少子化・高齢化のさらなる進行とその対応

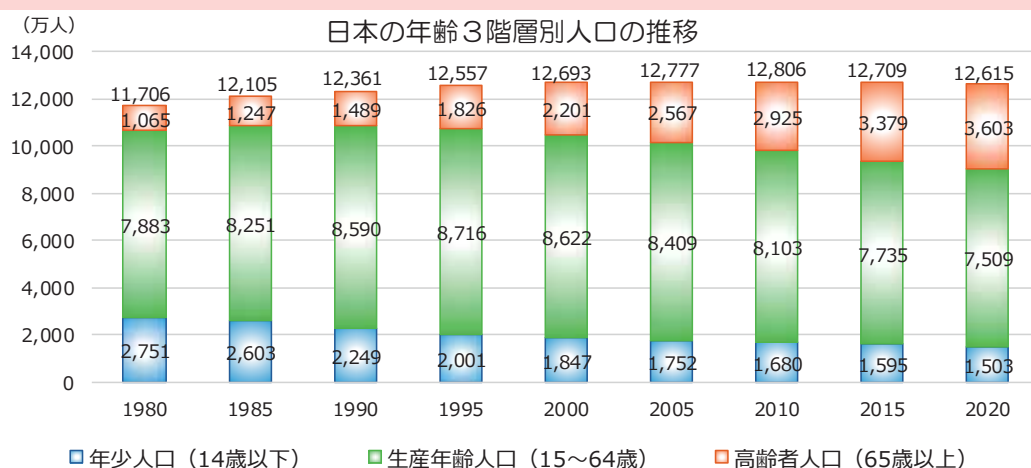
我が国の総人口は、2020（令和2）年国勢調査によると1億2,615万人で、前回調査（2015（平成27）年）に比べ約94万人減少し、10年連続して減少しています。この人口減少にいかに関止めをかけるかが、喫緊の課題となっています。

年齢階層別にみると、14歳以下の年少人口が1,503万人で前回調査に比べ約92万人減少し、過去最低となっています。また、15歳～64歳の働く世代の人口（生産年齢人口）も前回調査に比べ約226万人減少しています。一方、65歳以上の高齢者人口は、前回調査に比べ約224万人増加し、過去最高となっています。加えて、75歳以上の後期高齢者人口は、前回調査に比べ約233万人増加しています。

このように、我が国では、総人口の減少に加え、加速度的に少子化・高齢化が進行しています。

2020（令和2）年5月29日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、少子化の進行が人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化によって、社会経済に多大な影響を及ぼすことから、主たる原因である未婚化・晩婚化、有配偶出生率の低下を改善するために、必要な安定財源を確保しながら、総合的な対策を講じることを位置付けています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、安心して子どもを生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにしました。こうしたことから、子育て世帯に対する支援等の対策と併せて、非常時の対応にも留意しながら総合的な少子化対策を進める必要があります。



※総人口には年齢不詳を含んでいるので、総人口と3階層の合計は必ずしも一致しない場合があります。

2. 一人ひとりがいきいきと暮らせるまちの創出

2016（平成28）年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」によると、一億総活躍社会とは、「女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障がいや難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」と定義されています。

こうした考え方をまちづくりに位置付け、誰もが健全に活躍し、一人ひとりがいきいきと暮らせるまちを創出していくことが求められています。

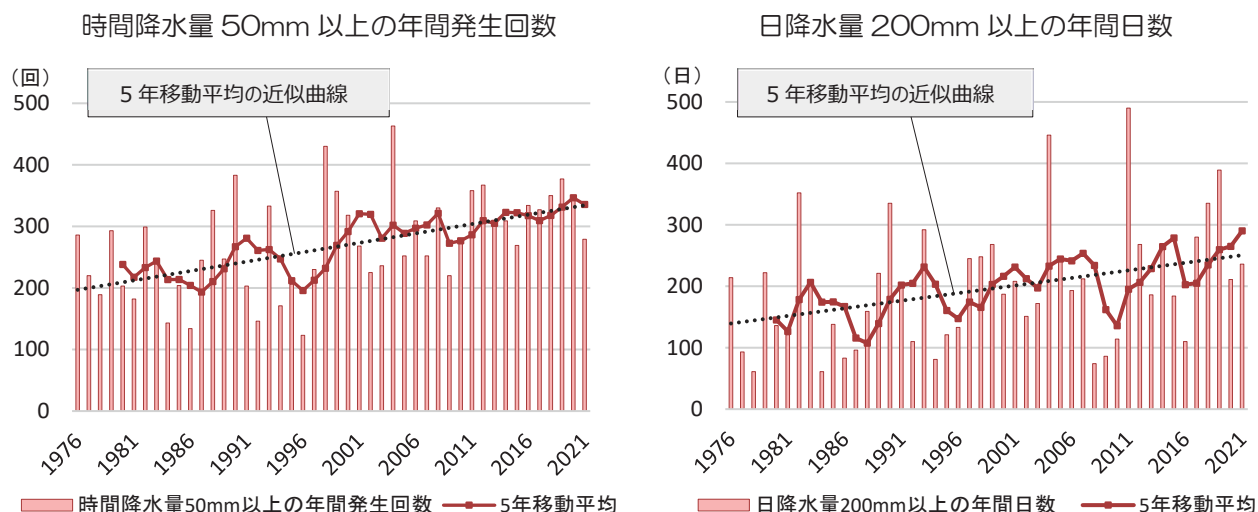
3. 安全で安心して暮らせる地域づくり

近年の局地的大雨や大型台風等の風水害は、これまでの予想をはるかに超え、地域に甚大な被害をもたらしています。これらの気候変動による被害の頻発化・激甚化は、二酸化炭素の排出による地球温暖化が要因であるといわれています。

また、近い将来において、首都直下地震や南海トラフ地震等の発生が高い確率で予想され、本町への影響も危惧されることから、大規模災害の発生に備えた総合的な防災対策の推進が重要となっています。

さらには、2020（令和2）年から国内外において猛威を振るう新型コロナウイルス感染症のように、人の往来がグローバル化したことに伴う新たな課題が今後も発生する可能性があります。

このような背景を踏まえて、地球温暖化対策を含めた環境問題に取り組んでいくことに加え、自然災害や感染症まん延下における国や地方自治体の行財政基盤の構築が社会全体の喫緊の課題となっています。



【出典】気象庁「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」

4. 地域が輝く仕組みづくり

東京一極集中の是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現するために、地域特性に応じ、地域資源を活用した独自の工夫により、地域自らが課題を解決していける仕組みづくりを検討していく必要があります。

5. 持続可能な社会形成

持続可能な開発目標（SDGs）は、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を統合的取り組みとして推進するものです。

2019（令和元）年に開催された国連SDGサミットにおいて全会一致で採択された政治宣言「持続可能な開発に向けた行動と遂行の10年に向けた態勢強化」で、国連加盟国はSDGsを2030（令和12）年までに達成し、誰一人取り残さないために国内での実施を拡充し、制度を強化することとしたことから、現在、多くの自治体ではSDGsを踏まえた施策の重点化が主流となっています。

また、近年、世界的に頻発・激甚化する自然災害に密接に関係する気候変動問題は、国際社会が一体となって直ちに取り組むべき重要な課題です。国際社会では、1992年に採択された国連気候変動枠組条約に基づき、世界での実効的な温室効果ガス排出量削減の実現に向けて、精力的な議論が行われ、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が2015年に採択されました。

一方、新型コロナウイルスの流行に伴い、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた新しい生活様式も顕在化しつつあり、コミュニティと社会システムの変革を余儀なくされています。これはSDGsの達成にも大きな影響をもたらし、2021（令和3）年に発表された「SDGsアクションプラン2021」においても、「新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界の人々の命・生活・尊厳、すなわち人間の安全保障に対する脅威となっており、SDGs達成に向けた取り組みの遅れが深刻に懸念されている」と記載されています。

このような社会の変化を踏まえ、2030（令和12）年の目標達成に向けて、より積極的な取り組みが求められており、地方自治体においても住民一人ひとりの意識改革が急務となっています。

SDGsの17ゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6. 未来技術を活用した情報化社会の実現

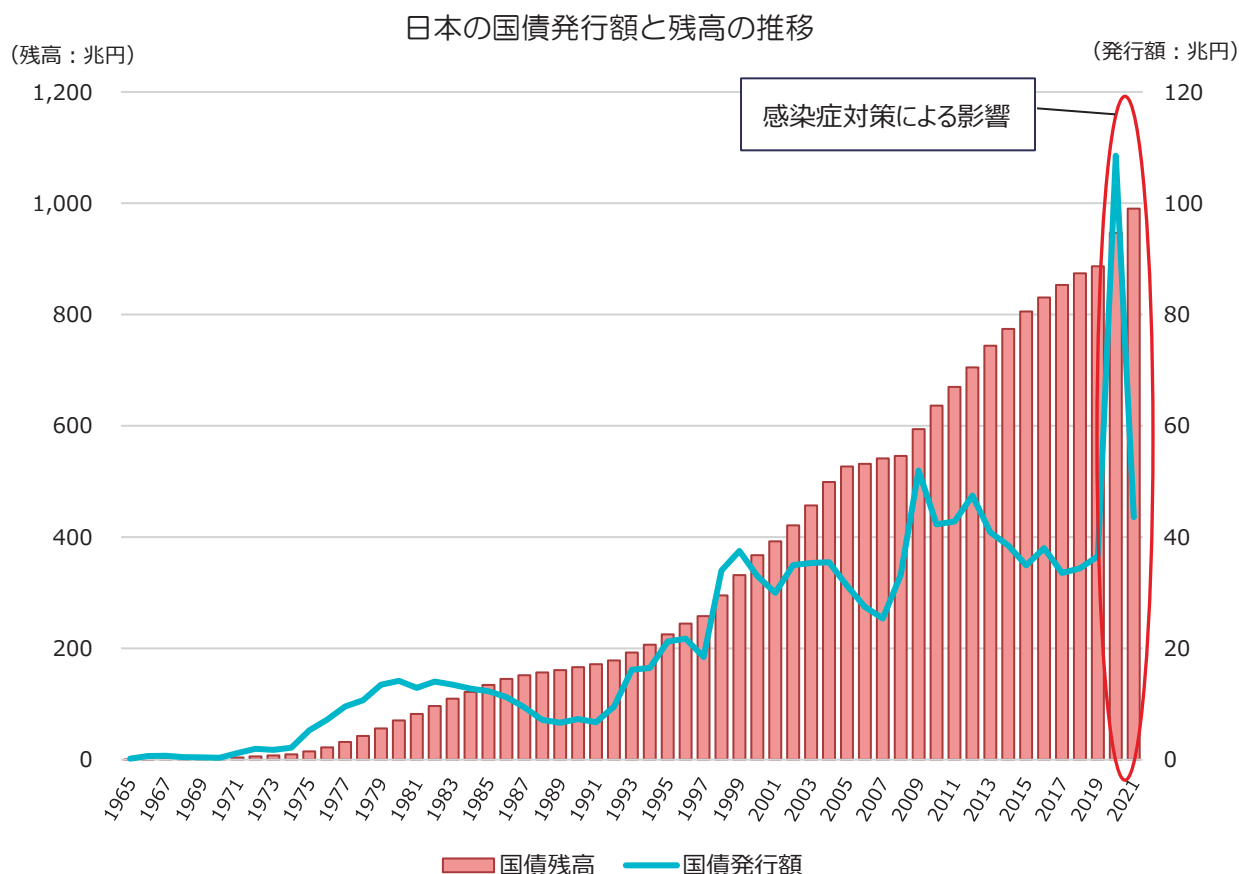
新型コロナウイルスの流行にも影響され、劇的に変化するデジタル・高度通信技術の中で、特に IoT・AI・ロボット等のイノベーションが注目され、住民の利便性向上につなげる自治体DX^{※7}の動きも本格化しています。

これらの技術革新によって、年齢や障がいの程度等を超えて、誰もがその能力を発揮し、豊かな生活を楽しむ社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

7. 厳しい財政状況への対応

我が国の財政状況は、大幅な赤字が続いており、新型コロナウイルスの流行でさらなる財政出動が余儀なくされ、これまで以上に財政状況はひっ迫していくことが懸念されています。

一方、地方自治体の財政状況は、少子高齢化の進行により税収が頭打ちになるばかりでなく、社会保障関係費をはじめとした義務的経費（人件費、扶助費、公債費）が増大し、さらに厳しい財政状況が続くと予測されています。



(出典) 国債発行額の推移（実績ベース）（財務省）

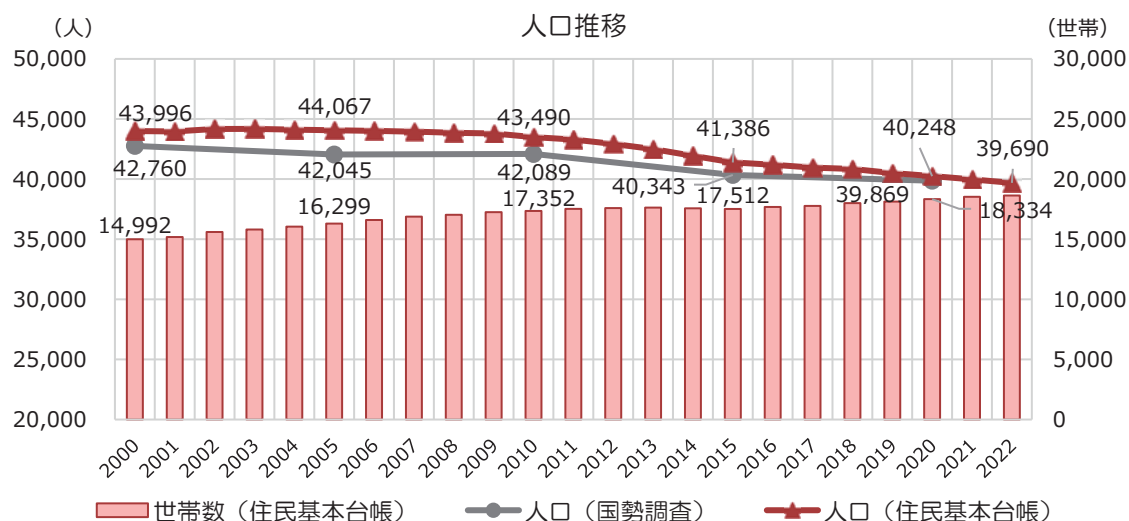
※7 自治体DX：自治体 Digital Transformation（自治体デジタル・トランスフォーメーション）の略称で、「デジタル・ガバメント実行計画」（R2.12.25 閣議決定）に基づき、デジタル技術の革新やデータを活用して住民の生活利便性向上や行政の効率化を図るために国が推進している取り組み。

第2節 人口推移の現状

1. 人口の推移

本町の人口推移（住民基本台帳人口）をみると、2002（平成14）年をピークに緩やかに減少し、2022（令和4）年には39,690人まで低下しています。（数字は各年1月1日時点）

一方、世帯数については、核家族化や生活様式の変化により、増加傾向を示しています。



【出典】総務省「国勢調査」、住民基本台帳（各年1月1日）

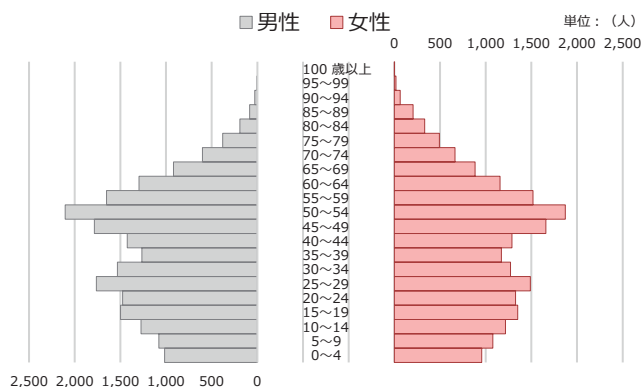
※住民基本台帳は登録ベースで、国勢調査は居住実態に応じた結果であることから、住民登録を残したまま他の地域に居住しているなどの要因により、乖離が生じます。

2. 年齢別・性別人口の推移

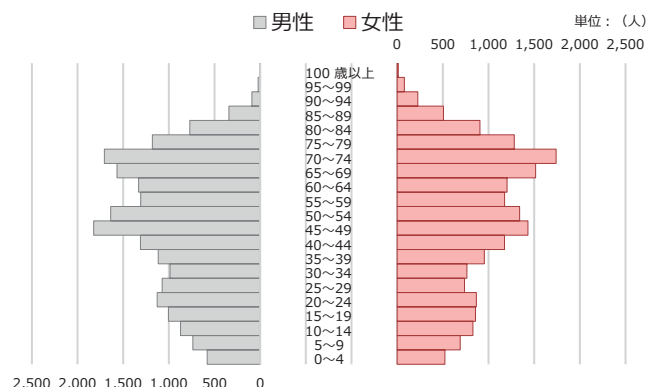
本町の年齢別・性別人口をみると、2000（平成12）年では、第1次ベビーブーム（1947年～1949年）の50歳代前後と、第2次ベビーブーム（1971年～1974年）の30歳代前後の生産年齢人口が多い一方、年少人口が少なく、「ひょうたん型」の人口ピラミッドを示しています。

2020（令和2）年では、少子高齢化の進行により、「逆ピラミッド型」となっています。また、若い世代は女性の割合が低くなっている一方、高齢者人口では女性の割合が高くなっています。

2000年の人口ピラミッド



2020年の人口ピラミッド



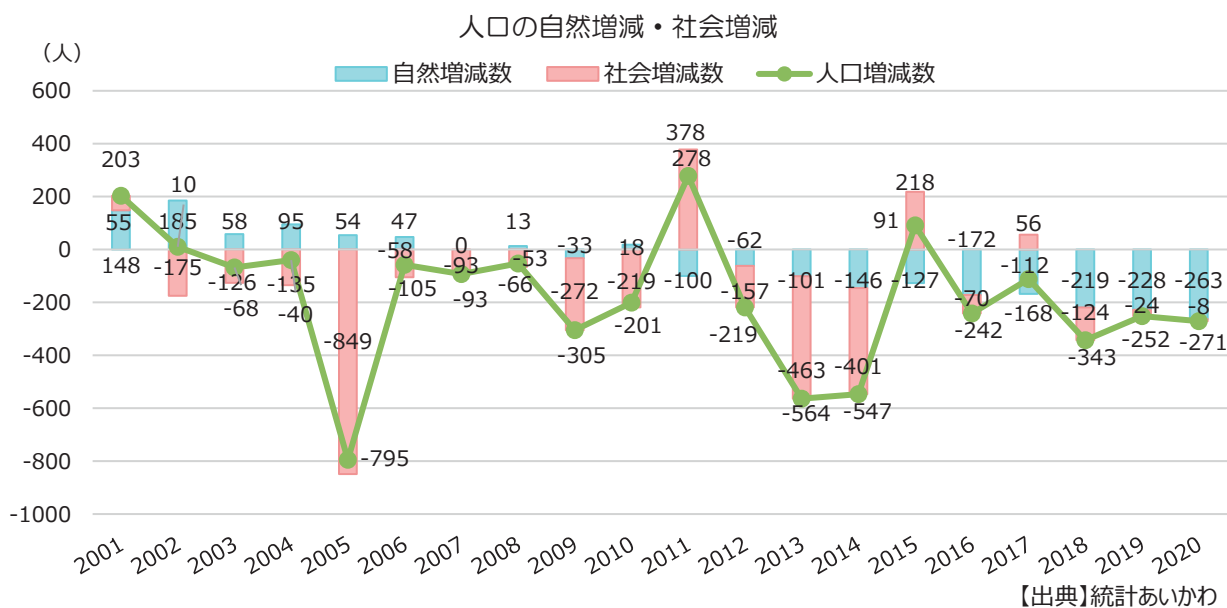
【出典】総務省「国勢調査」

3. 人口の自然増減・社会増減の推移

本町の人口推移における「出生・死亡による自然増減」及び「転入・転出による社会増減」の二つの要因について分析すると、2014（平成26）年までは、転入数より転出数が大きく上回っており、人口の流出による社会減が人口減少の主な要因となっていました。

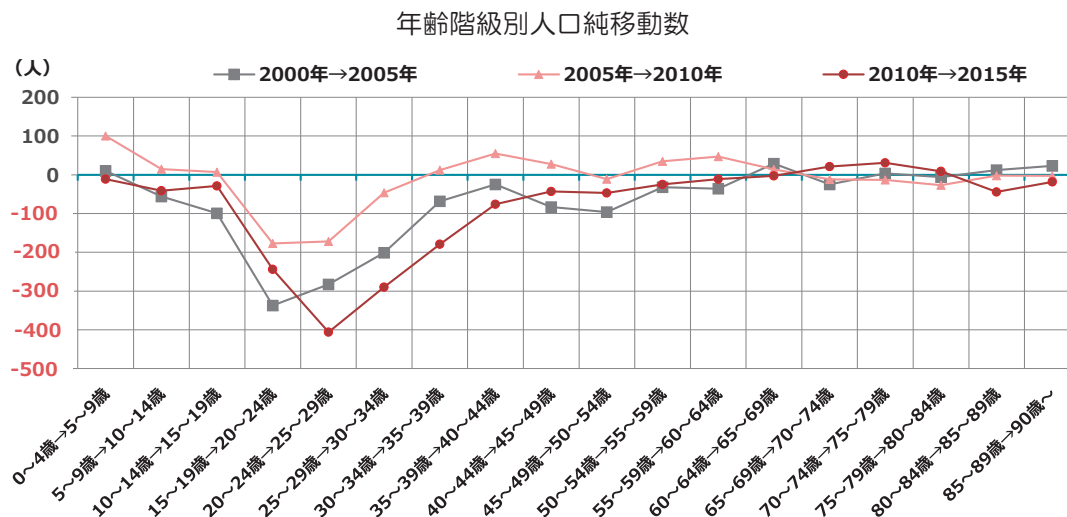
加えて、2009（平成21）年以降には、死亡数が出生数を上回る自然減による人口減少が進行しています。

そうした状況の中で、これまで様々な人口減少対策に取り組んできた結果、2016（平成28）年以降は、社会増減が概ね均衡化しており、現在は、自然減が人口減少の主な要因になっています。



4. 年齢階級別純移動数

本町における5年ごとの年齢階級別純移動数推移では、15歳から40歳代までの年代で人口の流出が続いており、2005（平成17）年から2010（平成22）年までの期間は生産年齢人口の一部で増加が見られましたが、2010（平成22）年から2015（平成27）年までの期間では流出人口が増加しており、生産年齢人口の減少が顕著となっています。

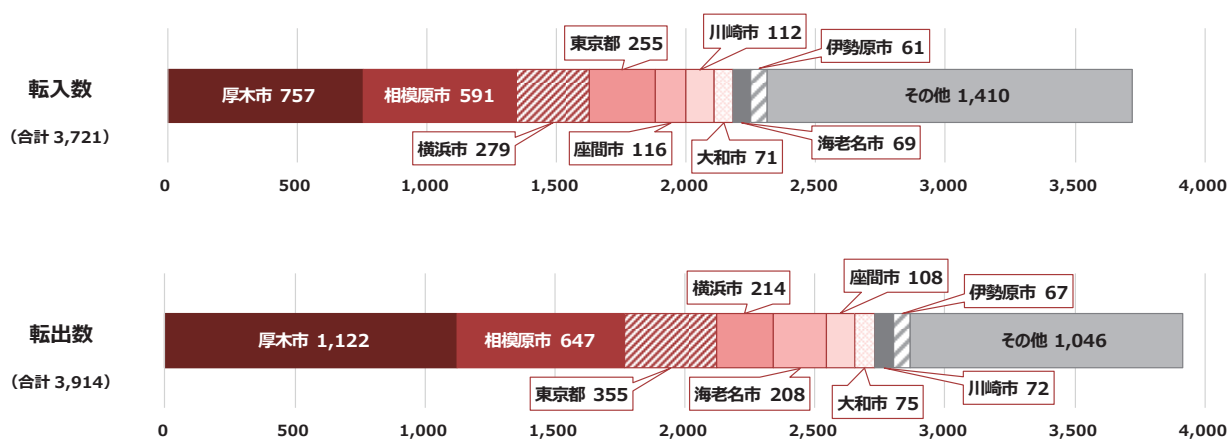


【出典】総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

5. 主な転入地域・転出地域

転入数・転出数の多い地域は、本町に隣接する厚木市と相模原市となっています。厚木市は転入 757 人に対して転出 1,122 人と転出が 365 人多く、相模原市は転入が 591 人に対して転出 647 人と転出が 56 人多くなっています。

転出入先と転出入者数（2015 年）

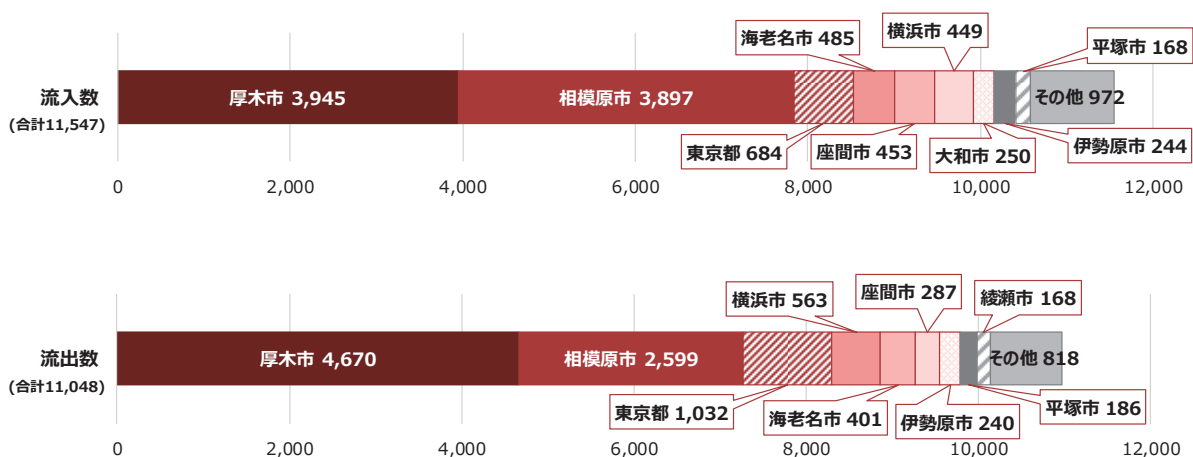


【出典】総務省「国勢調査」(2015)

6. 主な流入地域・流出地域

通勤・通学による流入者数・流出者数は厚木市と相模原市が際立って多くなっています。その他の地域は、流入では東京都、海老名市、座間市及び横浜市が多く、流出では東京都、横浜市、海老名市が多くなっています。

流出入先と流出入者数（2015 年）



【出典】総務省「国勢調査」(2015)

第3節 住民の意識

本計画策定に向けて住民や学生の意向等を把握するために、「町政意識調査」や「次世代を担う中学生アンケート調査」等を実施しました。

1. 施策に対する評価

第5次愛川町総合計画後期基本計画に掲げる施策について、住民が感じる施策の必要性等を把握し、今後の町政運営に役立てることを目的に、41項目について、「町政意識調査」を行いました。

1次調査（2020（令和2）年12月）では、これまで取り組んできた施策の満足度を把握するとともに、2次調査（2021（令和3）年8月）では、今後の施策展開の必要度について確認しました。

調査は20歳以上の住民を対象として、1次調査（対象者2000人）では、30.7%（613件）、2次調査（対象者1500人）では、30.3%（454件）の回答がありました。

施策評価一覧表

住民満足度の評価指標		評価	住民満足度の評価指標		評価
1	自然環境の保全と適正利用	カテゴリ-A	22	生活の安定と社会保障の充実	カテゴリ-B
2	やすらぎのある景観の保全・創出	カテゴリ-A	23	幼児教育の充実	カテゴリ-A
3	計画的な土地利用の推進	カテゴリ-B	24	小中学校教育の充実	カテゴリ-A
4	定住環境の整備	カテゴリ-D	25	青少年の健全育成	カテゴリ-A
5	上水道の整備	カテゴリ-A	26	生涯学習の充実	カテゴリ-C
6	下水道の整備	カテゴリ-A	27	地域文化の振興	カテゴリ-C
7	公共交通の充実	カテゴリ-B	28	スポーツ・レクリエーション活動の推進	カテゴリ-A
8	防災対策の充実	カテゴリ-A	29	男女共同参画社会の形成	カテゴリ-C
9	消防・救急体制の充実	カテゴリ-A	30	国際化の推進	カテゴリ-C
10	交通安全対策の推進	カテゴリ-B	31	農業の振興	カテゴリ-A
11	防犯対策の推進	カテゴリ-A	32	工業の振興	カテゴリ-C
12	環境対策の推進	カテゴリ-B	33	商業・サービス業の振興	カテゴリ-C
13	廃棄物対策と資源リサイクルの推進	カテゴリ-A	34	ビジネス創出とブランド育成	カテゴリ-C
14	地球温暖化対策の推進	カテゴリ-D	35	観光・レクリエーションの振興	カテゴリ-C
15	結婚・出産・子育てにわたる切れ目ない支援	カテゴリ-A	36	勤労者対策の充実	カテゴリ-B
16	子育て支援と児童福祉の充実	カテゴリ-A	37	住民参加と情報共有の推進	カテゴリ-C
17	健康づくりの推進	カテゴリ-A	38	地域コミュニティ活動の推進	カテゴリ-C
18	医療の充実	カテゴリ-B	39	効率的な行政運営の推進	カテゴリ-A
19	生きがいづくりと社会参加の促進	カテゴリ-C	40	財政の健全運営	カテゴリ-A
20	高齢者保健福祉の充実	カテゴリ-A	41	広域行政の推進	カテゴリ-B
21	障がい(児)者福祉の充実	カテゴリ-A			

※満足度は施策に対して満足感を得られているかを、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」の項目で調査し、「満足」を2点、「やや満足」を1点、「やや不満」を-1点、「不満」を-2点としてポイントを算出しています。

※必要度は施策の必要性を、「充足する必要がある」、「現状維持」、「縮小」、「不要」の項目で調査し、「充足」を1点、「現状維持」を0.1点、「縮小」又は「不要」を-10点としてポイントを算出しています。

※満足度と必要度をグラフ上で比較しやすくするために算出方法に差をつけています。

カテゴリ-A（必要度、満足度がともに高い施策）

- 該当する施策は 20 項目で全項目に対する割合は 49%となっています。
- 主な施策は、「24 小中学校教育の充実」、「9 消防・救急体制の充実」等となっています。

カテゴリ-B（必要度が高く、満足度が低い施策）

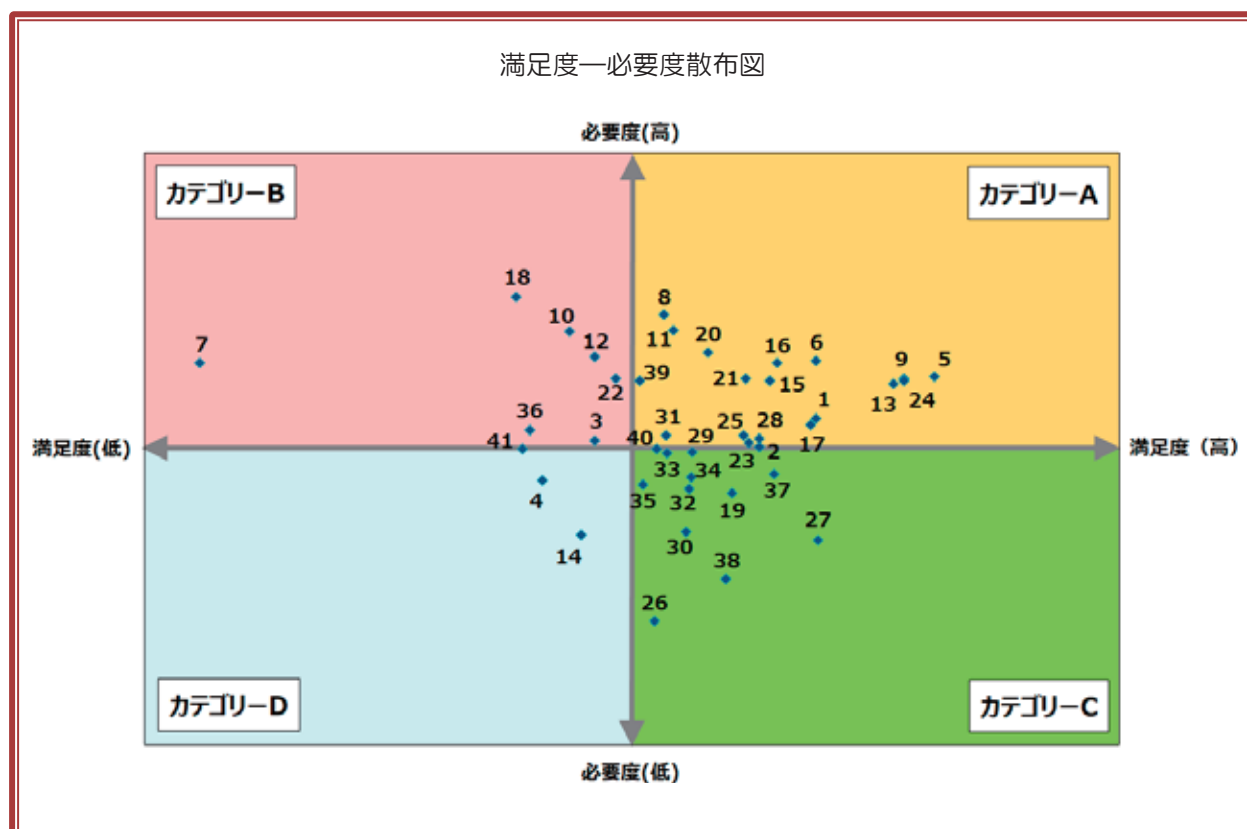
- 該当する施策は 8 項目で全項目に対する割合は 19%となっています。
- 主な施策は、「7 公共交通の充実」、「18 医療の充実」等となっています。

カテゴリ-C（満足度が高く、持続的な展開が必要な施策）

- 該当する施策は 11 項目で全項目に対する割合は 27%となっています。
- 主な施策は、「26 生涯学習の充実」、「38 地域コミュニティ活動の推進」等となっています。

カテゴリ-D（満足度が低く、工夫が必要な施策）

- 該当する施策は 2 項目で全施策に対する割合は 5%となっています。
- 該当施策は、「4 定住環境の整備」、「14 地球温暖化対策の推進」となっています。



2. 転出入に関する意識

本町への転入者及び転出者を対象として、転出入の理由等を把握することを目的に、2021（令和3）年4月から6月までの期間で「転出入者アンケート」を実施しました。

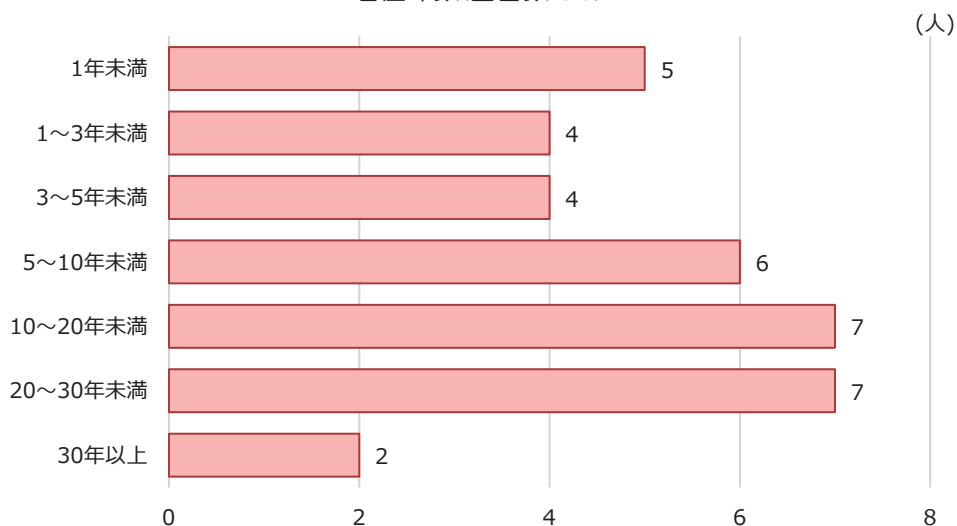
転出者の意向

- 居住年数は「5年以上」が6割を超えており、比較的長期間居住してから転出している人が多くなっています。
- 転出のきっかけは、仕事の関係や結婚など、ライフステージの節目で転出するケースが多い状況です。

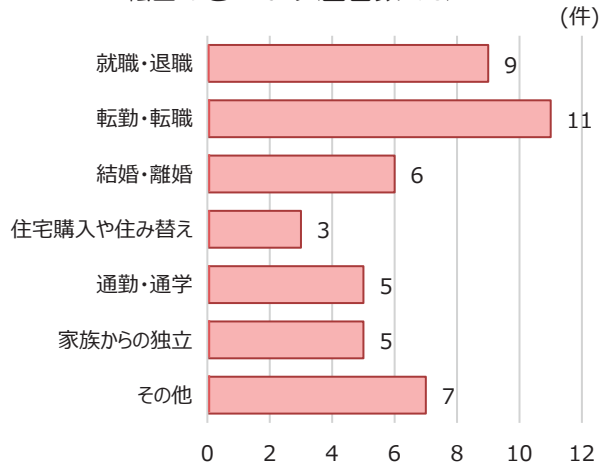
転入者の意向

- 転入のきっかけは、結婚や仕事、住宅の購入が多く、働く場所が近くにあり、子育てしやすい環境に魅力を感じ、転入してきたものと考えられます。

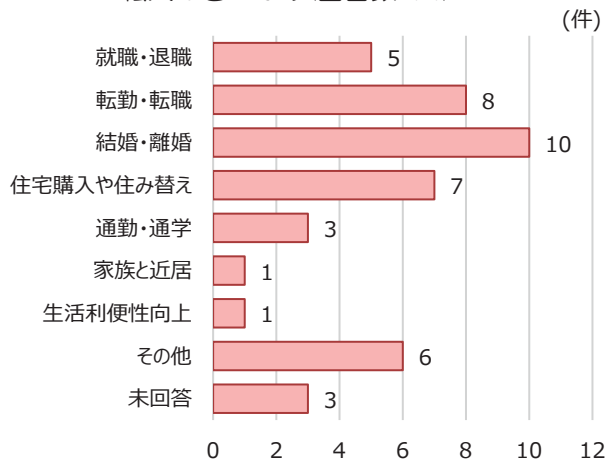
居住年数(回答数 35)



転出のきっかけ(回答数 46)



転入のきっかけ(回答数 44)

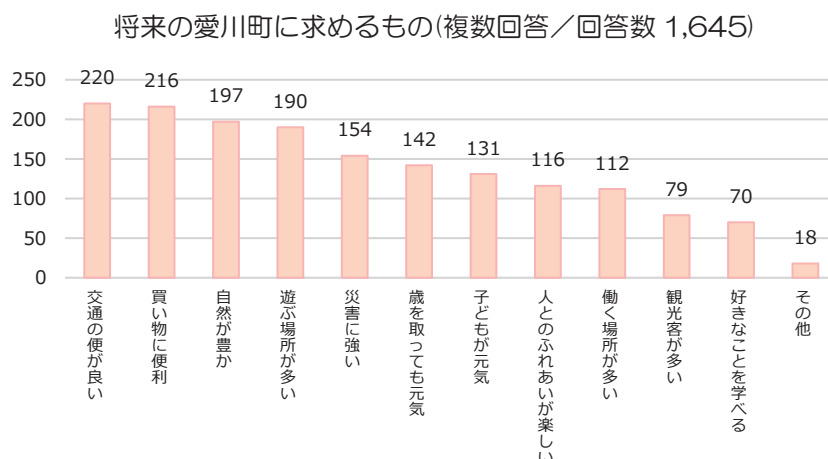
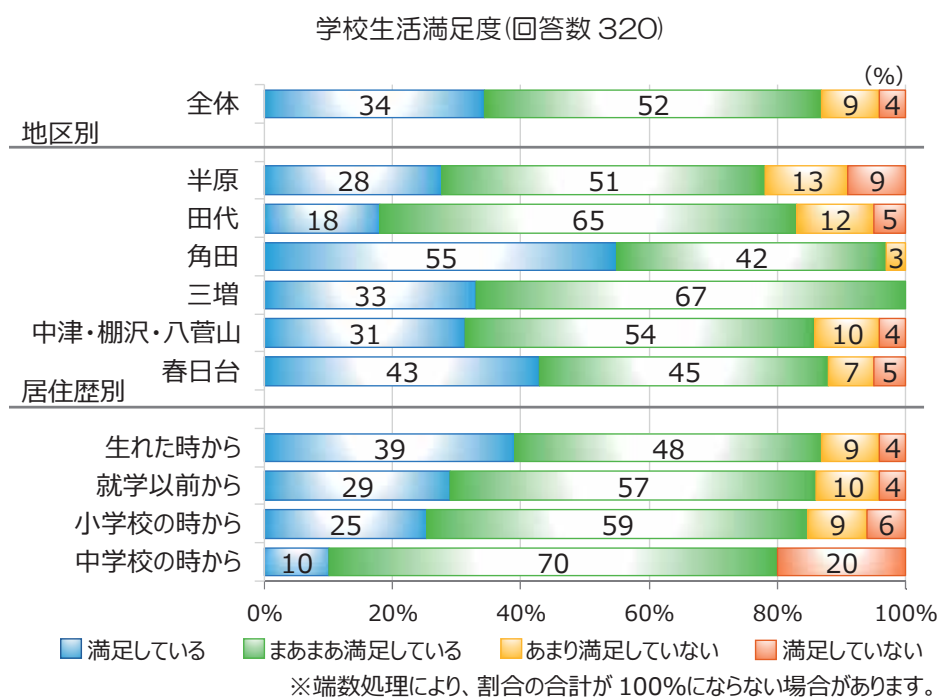


3. 若い世代の希望

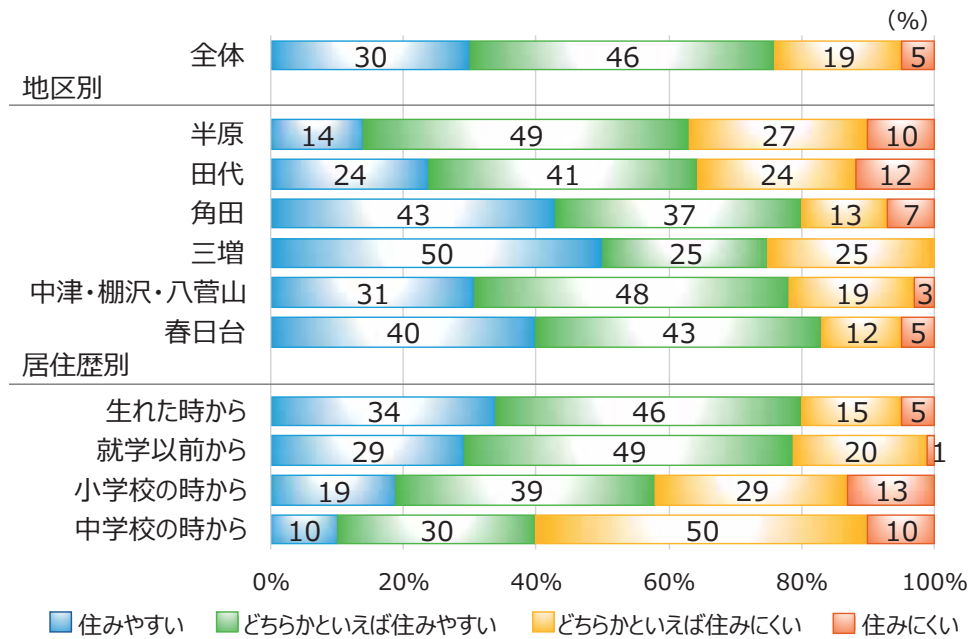
次世代の愛川町を担っていく若者の意識を把握するために、2020（令和2）年12月に、町立中学校2年生の生徒全員を対象に、アンケート調査を実施しました。

結果の概要

- 中学生の「学校生活満足度」では、全体で86%が満足している状況で、居住歴が長いほど満足度が高い傾向となっています。
- 「将来の愛川町に求めるもの」では、交通利便性の向上や商業施設の立地を求める回答が多い一方で、本町が有する豊富な自然を維持してほしいといった回答が続いています。
- 「住みやすさ」では、全体で76%が住みやすいと回答しているほか、「将来定住意向」では、35%が引っ越しても戻ってきたいと回答しており、一定の回帰願望があることが確認できます。

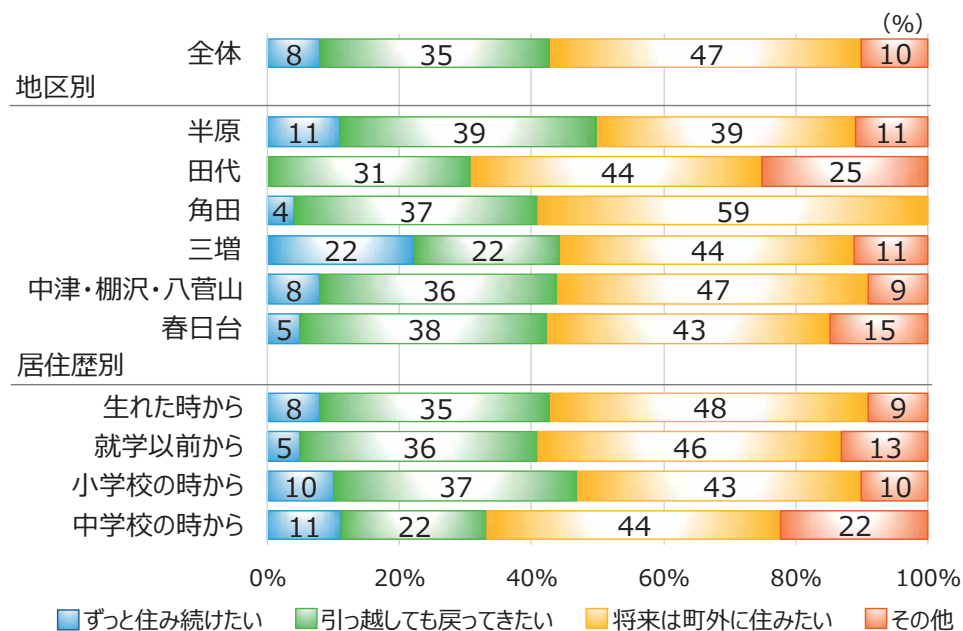


住みやすさ(回答数 313)



※端数処理により、割合の合計が 100%にならない場合があります。

将来定住意向(回答数 292)



※端数処理により、割合の合計が 100%にならない場合があります。

4. 住民の意識の総括

「町政意識調査」、「転出入者アンケート」及び「次世代を担う中学生アンケート調査」の結果から、住民の施策に対する評価や転出入に関する考え方、若い世代の希望について、それぞれの傾向を把握しました。本町における課題を総括すると、概ね以下のように整理されます。

施策に対する評価

- 「小中学校教育の充実」をはじめとした教育環境のほか、豊富な自然環境の保全、消防・救急体制、防災対策については、高い評価結果となっています。
- 「公共交通の充実」、「医療の充実」のほか、生活の安定、社会保障等について、必要度は高い一方で満足度が低いという評価結果となっています。

「定住環境の整備」、「地球温暖化対策の推進」等、安心して心地よく暮らせる環境の構築を推進していくことが求められています。

定住意向につながる生活インフラや安全・安心な生活環境の整備など、持続可能かつ住みよいまちづくりに重点をおいた施策の充実を進めていく必要があります。

転出入に関する意識

- 転入転出ともに就職や転職などの仕事関係のほか、結婚や住宅購入など、ライフステージの節目がきっかけとなっていることがうかがえます。

人口の社会減を抑えるためには、雇用、出産、子育て、住・教育環境など、ライフステージの変化に対応した生活支援を充実し、特に若い世代に「住みたい」と選ばれるようなまちづくりを進めていく必要があります。

若い世代の希望

- 学校生活に対しては、大部分が「満足である」と回答しています。
- 将来の愛川町に求めることとして、交通、買い物の利便性のほか、自然や遊び場の充実についても多くの回答がありました。
- 将来の定住意向では、「将来は町外に住みたい」という意向が多かったものの、「引っ越しても戻ってきたい」という意向が一定数ありました。

学校生活や本町の暮らしの魅力を高め、若い世代が地域に愛着を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりに向けた施策を展開していく必要があります。



中津第二小 5年 熊澤 百胡さん



中津第二小 5年 和気 杏彩さん



中津第二小 5年 林 奈杏さん

※町内在住の小・中学生の子どもたちを対象に、28 年後である 2050（令和 32）年の愛川町がどのような町になっているか、どんな町になってほしいか、をテーマとした絵画コンクール「アイカワミライエ 2050」を実施しました。以下、各章末尾の頁に受賞作品を掲載しております。

基本構想



第1章 愛川町の将来像

1. 基本理念と将来都市像

基本理念

私たちのまち愛川は、丹沢山塊を源とする中津川の悠久の流れとともに育まれてきた豊かな自然環境のもと、一步一步丁寧に積み重ねられてきた先人達のたゆまぬ努力により、着実に発展してきました。

しかしながら、本格的な人口減少時代へと移りゆく一方で、世界ではデジタル技術をはじめとした未来志向の取組みが急速に進展するなど、大きな転換期を迎えています。こうした時代の潮流を的確に捉え、これまで築き上げてきたこの素晴らしいまち「愛川」を、より魅力ある豊かなものとしながら、次の世代へ引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責務です。

これからも住みたい、住み続けられる魅力あるまち、持続性あるまちに向け、誰一人取り残さないSDGsの国際的理念を取り入れながら、誇りと愛着を持ち続けることができるまちづくりを進めます。

将来都市像

ひかり、みどり、ゆとり、共生のまち愛川



「ひかり」は町の活気を表し、
働く喜びに満ちた、活力とうるおいのあるまちの姿を示します。

「みどり」は本町の豊かな自然を表し、
みどり豊かで、やすらぎのあるまちの姿を示します。

「ゆとり」は心やさしく支え合う、いきいきとした健康的なまちの姿を示します。
それぞれの示す姿を一体的に実現し、誰もが心豊かに安心して暮らせる
「共生のまち愛川」を目指します。

2. まちづくりの基本目標

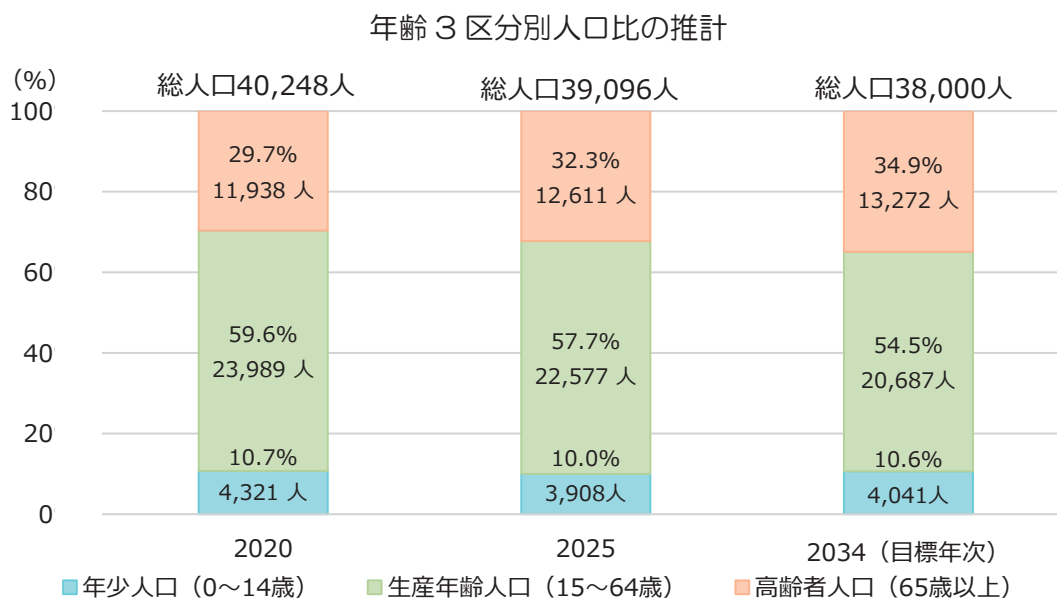
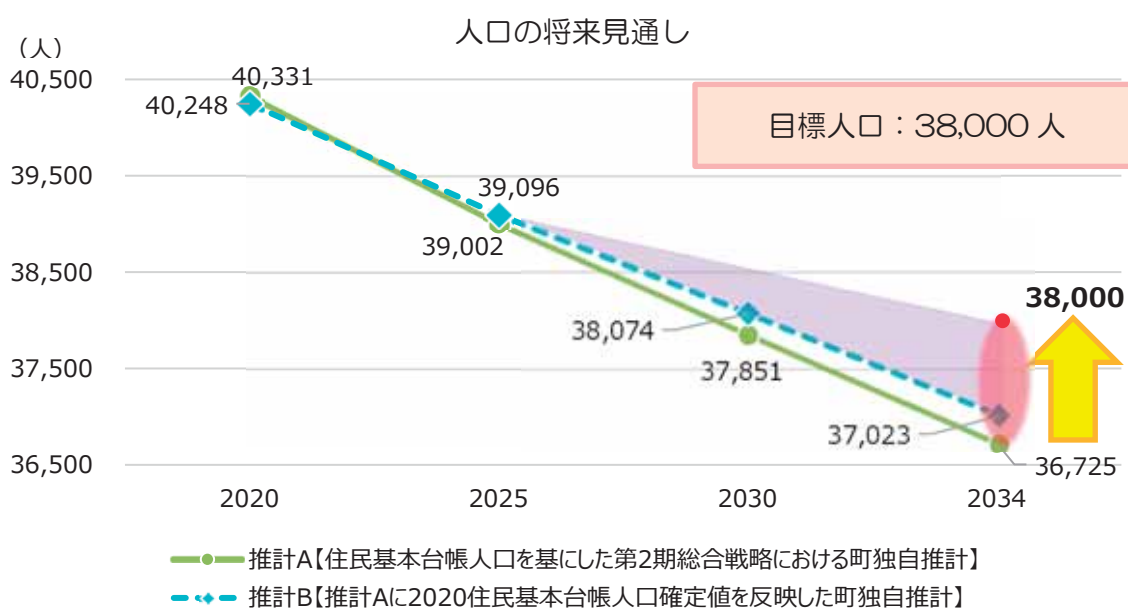
将来都市像の実現に向けて、次の6つのまちづくりの基本目標を設定し、施策の展開を図ります。

基本目標 1 自然と人が共生した まちづくり	森林保全などを通じて自然環境との共生を目指しつつ、計画的な都市整備によって本町の魅力をさらに高めます。また、交通環境の利便性を向上させるとともに、道路や上下水道等、都市基盤の適切な管理と更新を行うことで、住みやすい快適な住環境を確保します。
基本目標 2 安全で安心して 暮らせるまちづくり	防災、防犯、交通安全、消費者保護等の対策を強化します。また、感染症対策や地域医療を充実させることで、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。
基本目標 3 健康でゆとりと ふれあいのまちづくり	安心して子育てができる環境を整えるとともに、子どもからお年寄り、障がいのある方等、誰一人取り残さず、人と人とのふれあいと支え合いの中で、健やかに生活することができる環境を整備します。
基本目標 4 豊かな人間性を育む 文化のまちづくり	次代を担う子どもたちが、のびのびと育ち、学ぶことのできる教育環境を整備します。また、生涯学習や文化・スポーツの振興を図るとともに、多文化共生の推進や人権意識の高揚に努め、生涯にわたりいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。
基本目標 5 産業と交流による にぎわいのまちづくり	農林業、商工業の振興を図り、活力ある地域性豊かな産業の確立を目指します。また、町が持つ潜在的な資源を効果的に活かした魅力ある観光の振興を進めます。併せてそれらの産業を支える中小企業の育成や勤労者福祉対策を推進します。
基本目標 6 共に創る持続可能な まちづくり	地域活動やボランティア活動をはじめ、多様なまちづくりの分野において、住民と行政によるまちづくりを展開するとともに、新しい時代に対応した行財政運営を推進します。また、他自治体等と広域に連携することで、幅広い交流を図ります。

第2章 将来人口

本町の人口推移は、社会経済情勢の急速な変化等を背景に、従来の予想を上回る人口減少が続いており、2010（平成22）年の43,490人から2020（令和2）年には40,248人となるなど、10年間で7.5%減少しています。

こうした中、2019（令和元）年度に策定した「第2期 愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が示す、人口減少社会を前提とした長期見通し等を勘案した上で、引き続き雇用・就業機会の創出、定住環境の確保、若い世代の出産・子育てがしやすい環境づくり等の対策を強化するなど、人口減少の抑制に努めることにより、2034（令和16）年度の人口を38,000人とします。



第3章 土地利用構想

1. 中心地

役場庁舎周辺地区を町の中心地として位置付け、これと連携して、中津・高峰地域と半原・田代地域に、それぞれの地域の中心地を検討していきます。地域の中心地は、商業施設や公益施設等が立地している地区であることを前提として、各中心地の役割や機能分担に応じた整備・育成を図ります。

また、役場庁舎周辺地区においては、自立的で多機能・複層的な魅力あるまちづくりに向けた拠点として、都市機能の集約・強化に努めます。

2. 産業地

現在の産業地は、内陸工業団地を中心に発展してきた中津・高峰地域と、「糸のまち」として栄えてきた半原・田代地域において形成されています。

将来のまちづくりにおいては、両地域の産業地を中心とするとともに、圏央道の開通に伴い、未利用地の活用や新たな産業拠点を形成できる産業用地の確保と、半原・田代地域の活性化を目指した振興拠点の整備に努めます。

3. 住宅地

現在の住宅地は、中津地域と半原・田代地域の市街化区域及び高峰地域等の市街化調整区域における既存集落によって形成されています。

今後発生する新たな住宅需要については、コンパクトな市街地形成^{※8}を目指し、現市街化区域内の農地や未利用地において宅地化の促進を図ります。

また、道路などの都市基盤整備を推進し、快適で利便性の高いまちづくりに努めます。

4. 農地

農業振興地域内における農業基盤の適切な維持管理を行うとともに、町北西部の日々良野地区、町中央部に広がる峰の原地区、中津川沿いの耕地においては、将来にわたって農地として位置付け、保全を図ります。

また、地域特性に応じ、多様な農地利用に努めます。

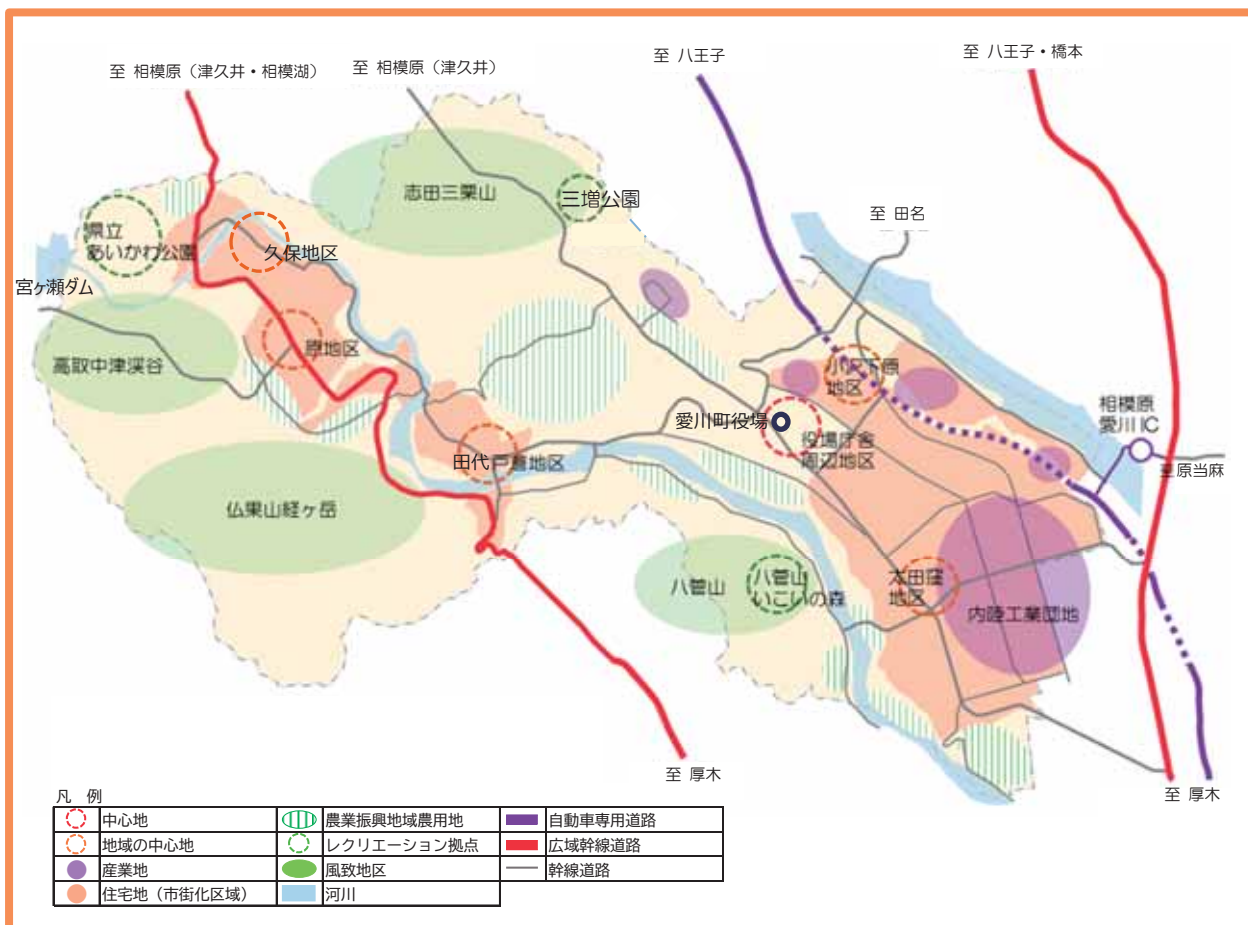
5. 自然環境

森林の保全・育成に努めるほか、風致地区・自然環境保全地域等の指定により、河岸段丘等の緑地の保全を推進し、地域景観を次世代に継承していきます。

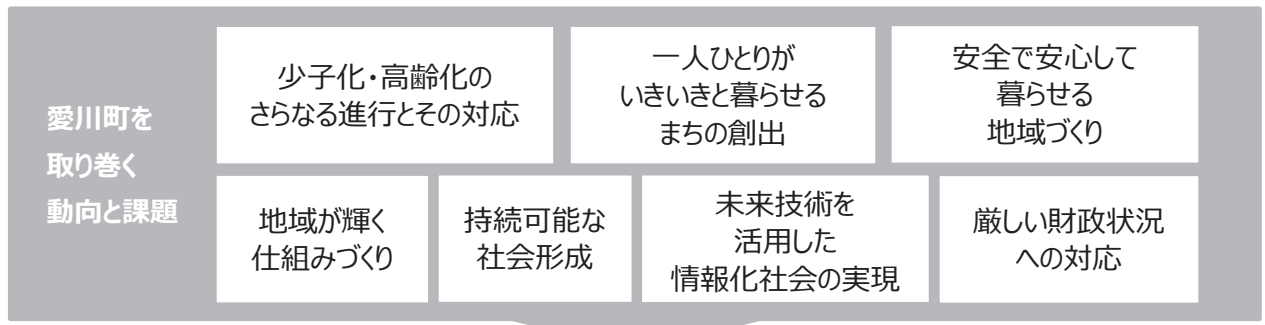
また、宮ヶ瀬湖周辺の広域レクリエーション拠点を活用した観光交流の創出を進めるとともに、身近な里山や中津川の水辺環境の有効活用を図り、憩いの場づくりに努めるなど、自然環境の積極的な利活用を図ります。

※8 コンパクトな市街地形成：ある程度の人口がまとまって居住することにより、福祉・商業等の生活サービスの持続性が向上するとともに、これらのサービスに徒歩や公共交通で容易にアクセスできるようになるまちづくり。

土地利用構想図



第4章 目標実現のための施策大綱



基本目標	基本施策	SDGs ゴール	
自然と人が共生した まちづくり	1 環境 2 土地利用 3 都市機能	3 すべての人に 健康と福祉を 4 質の高い教育を みんなに 6 安全な水とトイレ を世界中に 7 気候変動に 適応する 8 働きがいも 経済成長も 9 産業と雇用 の創出 11 住み続け るまちづくり 12 つくば ない消費 13 気候変動に 適応する 14 海の豊かさ を増やす 15 陸の豊かさ を高める 17 パートナリ シップで 目標を達成しよう	みどり
安全で安心して 暮らせるまちづくり	1 防災 2 安全対策	3 すべての人に 健康と福祉を 4 質の高い教育を みんなに 9 産業と雇用 の創出 10 人や国々の 平等 11 住み続け るまちづくり 13 気候変動に 適応する 16 平和と正義 をすべての人に 17 パートナリ シップで 目標を達成しよう	ゆとり
健康でゆとりと ふれあいのまちづくり	1 福祉 2 健康づくり 3 子育て	1 健康を つくる 3 すべての人に 健康と福祉を 4 質の高い教育を みんなに 5 ジェンダー 平等 8 働きがいも 経済成長も 10 人や国々の 平等 16 平和と正義 をすべての人に 17 パートナリ シップで 目標を達成しよう	ゆとり
豊かな人間性を育む 文化のまちづくり	1 学校教育 2 生涯学習 3 人権	1 健康を つくる 4 質の高い教育を みんなに 5 ジェンダー 平等 8 働きがいも 経済成長も 9 産業と雇用 の創出 10 人や国々の 平等 11 住み続け るまちづくり 16 平和と正義 をすべての人に 17 パートナリ シップで 目標を達成しよう	ひかり
産業と交流による にぎわいのまちづくり	1 産業振興 2 観光振興 3 勤労者福祉	1 健康を つくる 2 健康を つくる 4 質の高い教育を みんなに 5 ジェンダー 平等 6 安全な水とトイレ を世界中に 8 働きがいも 経済成長も 9 産業と雇用 の創出 10 人や国々の 平等 11 住み続け るまちづくり 12 つくば ない消費 15 陸の豊かさ を高める 17 パートナリ シップで 目標を達成しよう	ひかり
共に創る持続可能な まちづくり	1 共創 2 行財政運営	4 質の高い教育を みんなに 8 働きがいも 経済成長も 9 産業と雇用 の創出 10 人や国々の 平等 11 住み続け るまちづくり 12 つくば ない消費 16 平和と正義 をすべての人に 17 パートナリ シップで 目標を達成しよう	共生

将来都市像：ひかり、みどり、ゆとり、共生のまち愛川

第5章 基本構想の実現に向けて

1. 持続可能なまちづくりの推進

基本構想に掲げる将来都市像「ひかり、みどり、ゆとり、共生のまち愛川」と6つのまちづくりの目標を実現するために、次の2つの基本方針に基づいて取組みを進めます。

SDGs に基づいた取組み

自然環境、社会、経済がそれぞれ持続可能になることを目標とした SDGs の 17 のゴール達成に向けて取り組むことにより、いつまでも住みやすい愛川町であり続けることを目指します。

- ◆再生可能エネルギーや廃棄物等の資源循環の推進、河川等の水環境の維持・改善等を通じて、住民の生活環境をより良いものにします。
- ◆男女共同参画社会の実現、高齢者や障がい者福祉、LGBTQ^{※9} 等マイノリティ^{※10} への配慮や外国籍住民への支援等によって、誰もが自分らしく生きることのできるまちづくりを推進します。
- ◆農業や商工業等の担い手となる事業者への支援に加え、本町の魅力的な資源を活かした観光交流を促進することにより、経済的な持続可能性を高めていきます。

住民と共に創るまちづくり

住民と行政がともに連携したまちづくりに向けて、地域活性化につながる取組みを進めるとともに、外国籍住民等全ての人がまちづくりに参加できるような体制整備に努めます。

- ◆自治会やボランティア団体等の地域の取組みを継続していくために、人材の発掘・育成、活動に関する相談への対応や情報の提供、活動に対する財政的支援等を行います。
- ◆災害時に重要となる「共助」を維持するために、自治会への加入促進をはじめ、民生委員や消防団など様々な関係者による活動の重要性を周知するとともに、財政的な支援を行います。
- ◆外国籍住民との交流を行うボランティア団体等の組織へ支援を行うことで、継続的な交流を促し外国籍住民の孤立を防ぎます。また、多言語対応や相談対応等によって包括的な支援を行います。

※9 LGBTQ：L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、Q：クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）等、性的少数派の方を表す総称のひとつ。

※10 マイノリティ：集団内での少数派のこと。誰もが生きがいを持って暮らしていくためには、多数派だけではなく少数派も十分に尊重される必要がある。

2. 計画の評価

次の評価体制のもと、取組みを進めます。

成果志向による行政経営

本格的な人口減少社会を迎え、地方自治体の行財政を取り巻く環境がこれまで以上に厳しくなると予測されている中、頻発化・激甚化傾向にある自然災害をはじめ、新型コロナウイルス等の感染症のまん延や、紛争等世界的な影響による国内経済状況の悪化といった事態にも対応できる持続可能で弾力的な財政基盤の確立が求められています。

こうした社会経済情勢の中、限られた財源を最大限有効に活用し、基本構想に掲げる将来都市像とまちづくりの目標を達成するために、これまでの選択と集中による施策事業の優先順位の明確化やPDCA サイクル^{※11}に従った効果検証を行う必要があります。また、アウトカム^{※12}とそのエビデンス^{※13}を重視した実績評価と有効性の分析等、総合計画の進行管理の質の向上を図っていくことが重要であることから、施策や事業の成果をより正確に分析し、適切に見直していくための EBPM^{※14} や未知の事象に柔軟に対応する OODA ループ^{※15} の考え方をを用いて対応していくこととします。

- ◆住民へのアンケート調査や各種懇談会等を通じて、住民ニーズの把握に努め、施策等の立案・実施に反映します。
- ◆多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応するために、施策の選択と行政資源の集中により、効率的・効果的な行政経営を進めます。
- ◆本計画では、各種施策等について、目指すべき目標や成果に基づいた検証・評価を行い、改善につなげていくための手法である「PDCA サイクル」（次ページのイメージ参照）の仕組みを継続していくことにより、各種施策等の着実な推進を図ります。
- ◆さらに、未知の事象にも的確に対処し住民の安全・安心を守っていくために、また、新たな取組みをより素早く進めていくために、「OODA ループ」（次ページのイメージ図参照）を新たに取り入れ、新規施策の実行・達成を促進していきます。

※11 PDCA サイクル：業務プロセスの管理手法の一つで、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

※12 アウトカム：主体的な活動によって生み出された成果。

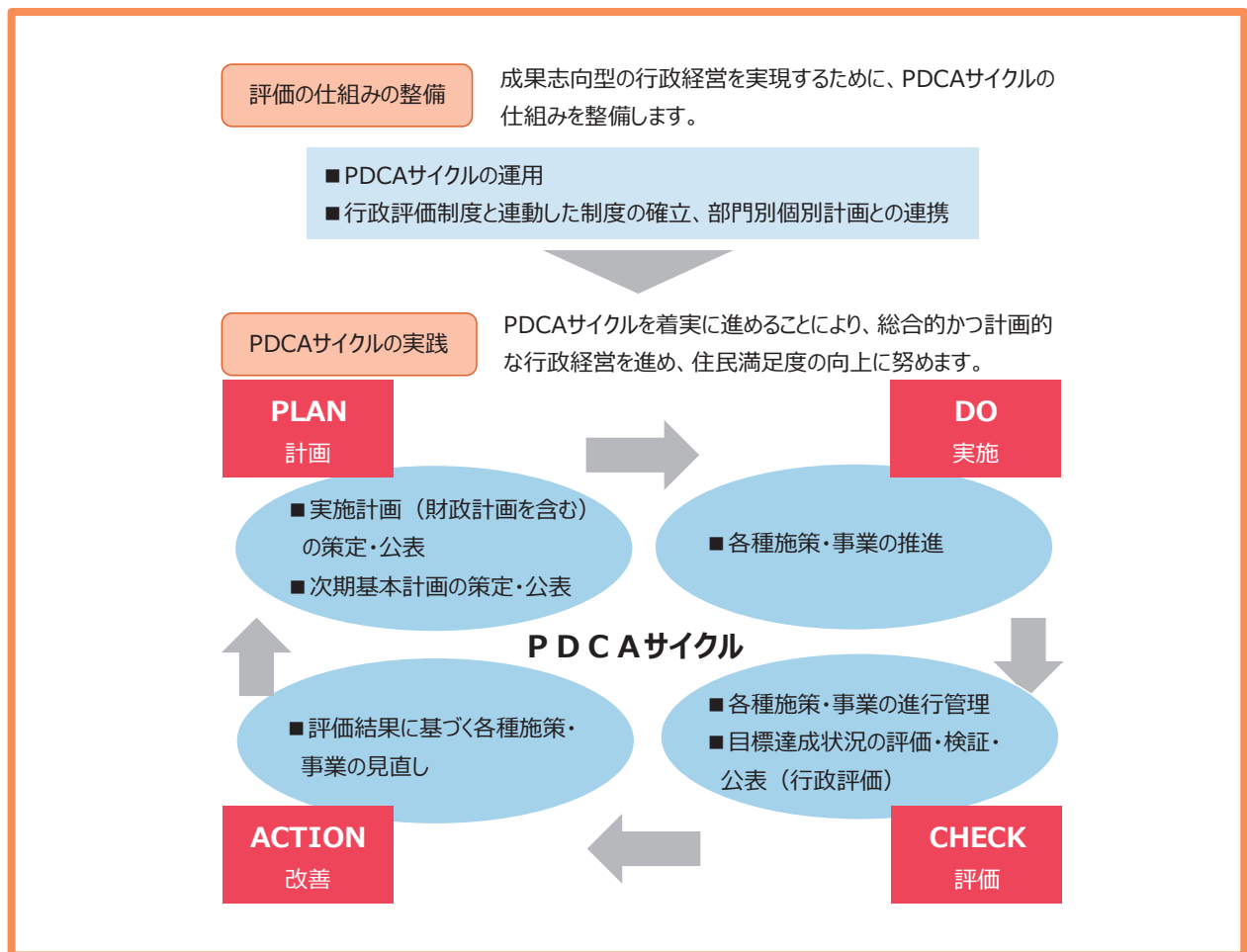
※13 エビデンス：合理的な証拠や根拠。

※14 EBPM：Evidence Based Policy Making（根拠に基づく政策立案）のことで、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

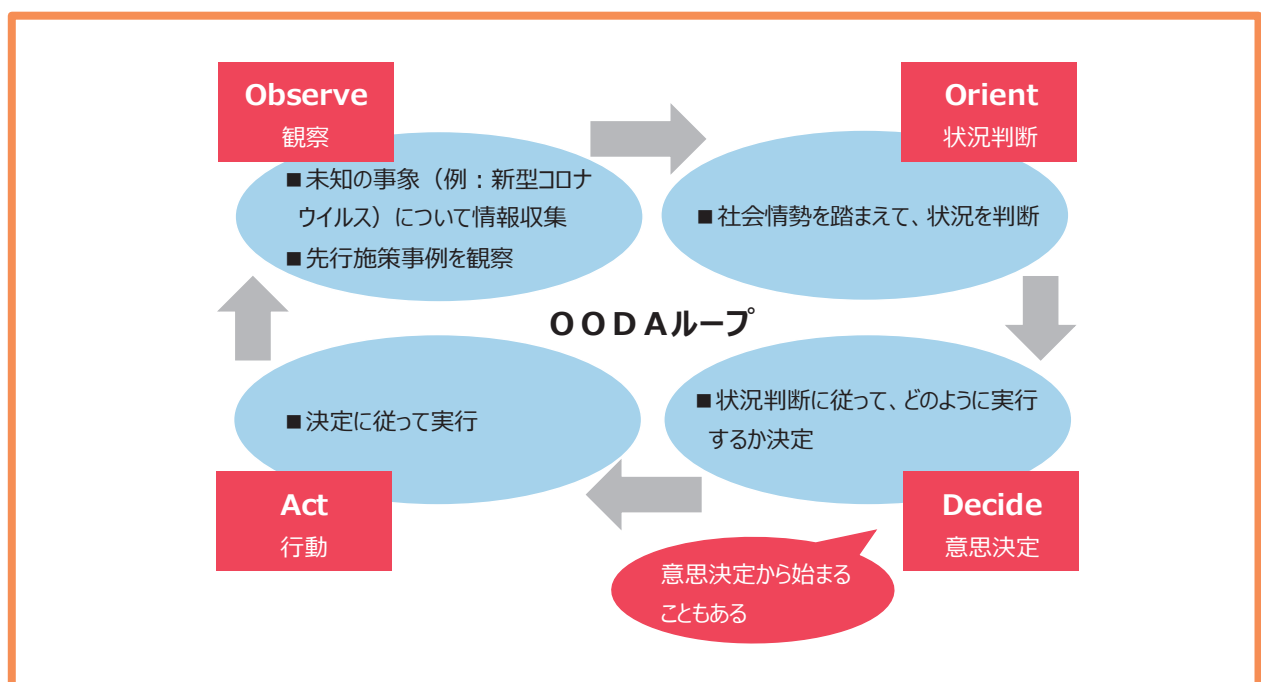
※15 OODA ループ：業務プロセスの管理手法の一つで、観察（Observe）→状況判断（Orient）→意思決定（Decide）→行動（Act）の4つの活動を並行して継続的に行っていく手法。行政でこの手法を用いる場合は、PDCA サイクルで対処できない喫緊の課題に対処するために補完的に用いられることが多い。

イメージ図

PDCA サイクル実践の流れ



OODA ループ実践の流れ



前期基本計画



前期基本計画の概要

1 計画の構成と期間

第6次愛川町総合計画・前期基本計画は、基本構想の理念及び目標に即しつつ、ここ数年の社会動向や環境の変化を十分踏まえて設定した施策分野ごとに「現状と課題」、「基本方針」、「施策の展開」、「成果指標」で構成されています。

計画の期間は、2023（令和 5）年度から 2028（令和 10）年度までの6年間とします。

令和（年度）											
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
基本構想 [12 年]											
前期基本計画 [6 年]						後期基本計画 [6 年]					
実施計画 [3 年]											
	[3 年]										
		[3 年]									
			[3 年]								
				[2 年]							
					[1 年]						
						[3 年]					
							[3 年]				
								[3 年]			
									[3 年]		
										[2 年]	
											[1 年]

2 施策体系別計画の見方について

① 現状と課題

基本目標に掲げるまちづくりに向けた施策を推進するにあたり、社会経済情勢や地域を取り巻く環境、これまでの取り組み等をはじめとした施策ごとの本町の現状について把握し、分析を行うとともに、将来的予測も含めた課題について記載しています。

② 図表等

施策をわかりやすく理解するために、図表等を記載しています。

③ 注釈／語句の説明

施策ごとに、専門用語の解説を記載しています。



④ 住民等の声

町民ワークショップや関係団体ヒアリングでの意見や提案等を記載しています。

⑤ 基本方針

現状と課題を踏まえて、施策を推進していく方向性について記載しています。

⑥ 施策の展開

施策を総合的に推進していくために、その構成要素となる具体的な取り組みを記載しています。

⑦ 成果指標

施策を推進していく上で、どの程度達成されているかを客観的に評価するために、最終目標（令和 10 年度）を数値設定し、記載しています。



3 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、前期基本計画の計画期間である6年間に重点的に取り組むべき施策を示すものであり、各種調査から得られた施策に対する満足度等の傾向を踏まえつつ、本町の政策課題としての重要性に鑑み定めたものです。

重点プロジェクトは、第5次愛川町総合計画に定めた4つのプロジェクトの枠組みを継承しつつ、全体の施策体系に即した内容の見直しを図るとともに、その実現に向けては、「愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとした具体的な取組みを通じて、住民ニーズ等を踏まえた施策の推進に努めます。

将来都市像



ひかり、みどり、ゆとり、共生のまち愛川

基本目標

自然と人が共生した
まちづくり

安全で安心して暮らせる
まちづくり

健康でゆとりとふれあいの
まちづくり

豊かな人間性を育む文化の
まちづくり

産業と交流によるにぎわいの
まちづくり

共に創る持続可能な
まちづくり

重点プロジェクト

“みどり”と“ゆとり”の
『安全・安心』プロジェクト

“ゆとり”と“ひかり”の
『健やか』プロジェクト

“ひかり”の
『希望』プロジェクト

“ひかり”と“共生”の
『サステナブル※16』プロジェクト

※16 サステナブル：本来は「維持できる」「耐える」「持ちこたえられる」を意味する形容詞で、近年は、地球環境の持続可能性や人間社会の文明・経済システムの持続可能性の意味・概念として一般的に用いられるもの。

重点プロジェクト

1

“みどり”と“ゆとり”の『安全・安心』プロジェクト

概要

- 第一に、“みどり”と“ゆとり”の両面に配慮した安全・安心なまちづくりの実現を目指すプロジェクトを掲げます。
- “みどり”は本町に暮らす住民にとって、憩いと安らぎを感じるために重要な資源です。また、これからの脱炭素社会の形成を目指すための要素でもあり、『環境』を重点プロジェクトとして推進します。
- “ゆとり”は安心・安全な暮らしを確保するために重要であり、日常生活から非常時に必要な支援体制の構築まで『都市機能』『防災』『安全対策』を重点プロジェクトとして推進します。

重点プロジェクト

2

“ゆとり”と“ひかり”の『健やか』プロジェクト

概要

- 第二に、“ゆとり”と“ひかり”を重視した誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくりの実現を目指すプロジェクトを掲げます。
- “ゆとり”は健康で安心した暮らしを送るために欠かせない要素です。“ひかり”は活気と潤いのある姿を表します。外国籍住民の多い本町にとっては、ダイバーシティ&インクルージョン※17の観点からも重要であり、住民同士のふれあいを創出することにつながります。また、誰一人取り残さないというSDGsの概念も踏まえ、『健康づくり』『子育て』『人権』を重点プロジェクトとして推進します。

※17 ダイバーシティ&インクルージョン：性別、年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、それぞれの個を尊重し、多様性を認め合い、これを包摂していく考え方。

重点プロジェクト

3

 “ひかり”の
『希望』プロジェクト

概要

- 第三に、“ひかり”を重視した未来に希望が持てるまちづくりの実現を目指すプロジェクトを掲げます。
- “ひかり”は活気と潤いのある本町の姿を表します。将来を担う子どもたちの健やかな成長により実感される“こころ”の潤いと、地域産業の振興による“まち”と“ひと”の活気の両立を目指し、『学校教育』『産業振興』を重点プロジェクトとして推進します。

重点プロジェクト

4

 “ひかり”と“共生”の
『サステナブル』プロジェクト

概要

- 第四に、“ひかり”と“共生”の両面に配慮した持続可能なまちづくりの実現を目指すプロジェクトを掲げます。
- “ひかり”は本町の元気を表します。町外からの来訪者との交流や、関係人口の増加による活性化を目指します。
- “共生”は、自分が暮らす地域はもちろん、町全体で共に助け合う姿を表します。住民の参画によって将来にわたり持続的に発展していくことを目指し、『観光振興』『共創』を重点プロジェクトとして推進します。

将来都市像	基本目標（部）	『重点プロジェクト』
ひかり、みどり、ゆとり、豊かな、共生のまち愛川	1 自然と人が共生したまちづくり 	1 “みどり”と“ゆとり”の『安全・安心』プロジェクト
	2 安全で安心して暮らせるまちづくり 	
	3 健康でゆとりとふれあいのまちづくり 	2 “ゆとり”と“ひかり”の『健やか』プロジェクト
	4 豊かな人間性を育む文化のまちづくり 	3 “ひかり”の『希望』プロジェクト
	5 産業と交流によるにぎわいのまちづくり 	
	6 共に創る持続可能なまちづくり 	4 “ひかり”と“共生”の『サステナブル』プロジェクト

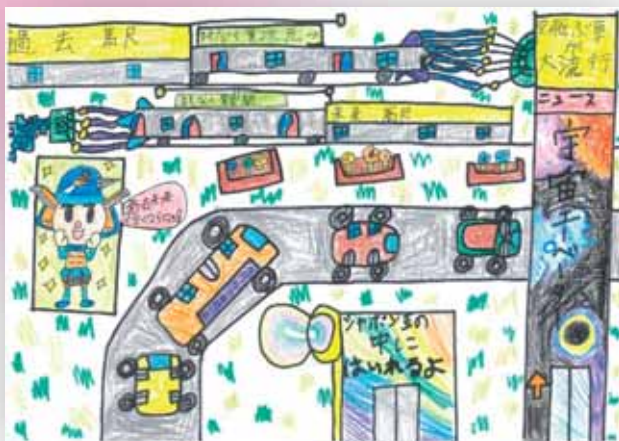
基本施策（章）	施策（節）
1. 環境 2. 土地利用 3. 都市機能	1. ① 自然環境との共生 ② 生活環境の向上 ③ 廃棄物対策と地球温暖化対策の推進 2. ① 地域特性に応じた都市計画の推進 ② “みどり”あふれる景観の形成 3. ① 道路交通環境の整備 ② 都市施設の整備
1. 防災 2. 安全対策	1. ① 災害対策 ② 消防・救急体制の充実 2. ① 交通安全と防犯対策 ② 地域医療の充実 ③ 感染症対策
1. 福祉 2. 健康づくり 3. 子育て	1. ① 高齢者福祉の充実 ② 障がい(児)者福祉の充実 ③ セーフティネット形成 2. ① 健康づくりの推進 3. ① 子育て環境の充実
1. 学校教育 2. 生涯学習 3. 人権	1. ① 幼児教育の充実 ② 時代に求められる学校教育の推進 ③ 教育負担の軽減 2. ① 生涯学習の推進 ② 生涯スポーツの推進 ③ 歴史・文化・芸術活動の推進 3. ① ダイバーシティの推進 ② 平和思想の普及
1. 産業振興 2. 観光振興 3. 勤労者福祉	1. ① 農林業の振興 ② 商工業の振興 2. ① 観光交流の促進 3. ① 雇用・労働者対策の推進
1. 共創 2. 行財政運営	1. ① 地域コミュニティの充実 ② 子どもが主役となる活動と青少年健全育成の推進 ③ 住民参加と情報共有の促進 2. ① 効率的な行政運営の推進 ② 安定的で持続可能な財政運営 ③ 多様な主体との連携



中津第二小 5年 山口 凌夢さん



中津第二小 5年 渡部 妃華さん



中津第二小 5年 山口 凌さん

第1部

基本目標1 自然と人が共生したまちづくり





第1章 環境

第1節 自然環境との共生

現状と課題

本町は、相模川や中津川の清流、丹沢山塊のみどり等、豊かな自然環境に恵まれ、人々に安らぎや潤いを与えています。

本町では、みどりの量を確保しつつ、質の向上を図るために、水源林の保護・保全や、自然系公園の整備など、生物多様性に配慮した取組みを進めています。

国では、2012（平成24）年9月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2012-2020」において、2050年までに、生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものにして、生態系サービス※18を将来にわたって享受できる自然共生社会を実現するとしています。

自然と共生した暮らしの実現に向けて、水源かん養機能※19をはじめとする森林の多面的な機能の維持に努め、自然環境の保全を図っていく必要があります。

自然環境保全地域等状況図



※18 生態系サービス：食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みのこと。

※19 水源かん養機能：森林の土壌が雨水を貯留することにより、洪水の緩和や川の流量が安定する機能のこと。

自然環境保全地域・風致地区の状況

区分	名称	面積(ha)
自然環境保全地域	経ヶ岳	417.2
	仏果山	331.8
	向山	68.9
	三増峠	57.6
	八菅山	22.6
	小計	898.1
風致地区	仏果山経ヶ岳	606.2
	高取中津溪谷	305.5
	志田三栗山	460.5
	相模川西	18.5
	中津川東	47.3
	八菅山	76.7
	小計	1,514.7
計		2,412.8

(資料) 環境課、都市施設課(2021年4月1日現在)

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- ・ 愛川町の強みである豊かな自然環境を保つための取組みを推進してほしい。
- ・ 外来生物への対応を強化し、在来生物等の生態系を確保してほしい。

基本方針

- ・ 自然の量的確保と質の維持・向上を目指し、自然環境の保全や創造に配慮した健全な生態系を育むまちづくりに努めます。

施策の展開

<施策1> 森林資源等の保全

- ① 県自然環境保全条例や県立自然公園条例等に基づく自然環境の保全
- ② 森林資源の保全整備の促進
- ③ 外来種による生態系への被害防止のための意識啓発



<施策2> 水循環^{※20}の向上

- ① 河川美化等の自然保護に関する活動への支援
- ② 水源地域の保全・保護対策の推進



成果指標

● 地域水源林整備面積(累計)

基準値(令和3年度)	目標値(令和10年度)	算出根拠等
245ha	353ha 以上	第4期水源環境保全・再生市町村5か年計画(地域水源林整備)による

※20 水循環：地球上の水は、海水や河川の水として常に同じ場所に留まっているのではなく、太陽のエネルギーによって海水や地表面の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが次第に集まり川となって海に至るというように、絶えず循環しているということ。

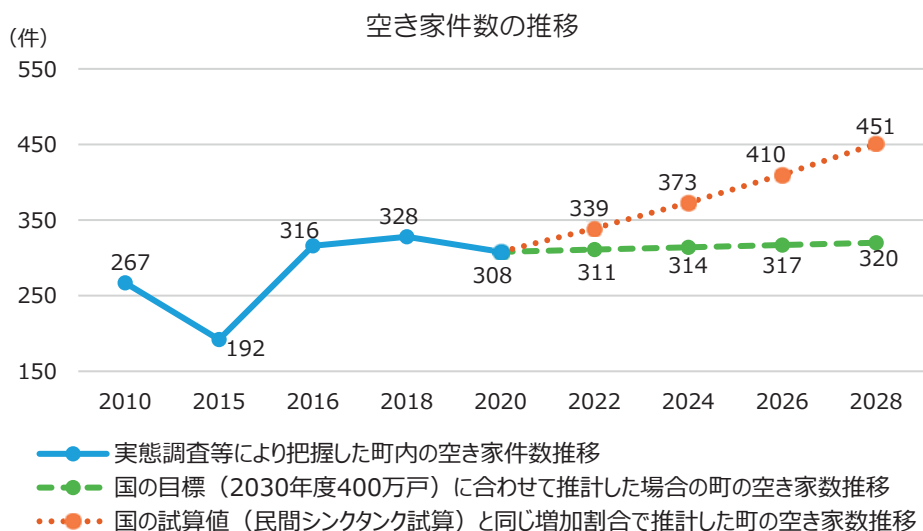
第２節 生活環境の向上

現状と課題

環境問題は、住民生活や企業活動が大きく関わっています。町では、環境基本条例や環境基本計画等に基づき、公害の未然防止や環境美化意識の啓発など、生活環境の向上に向けた施策を推進し、快適に生活できる環境づくりに努めてきました。

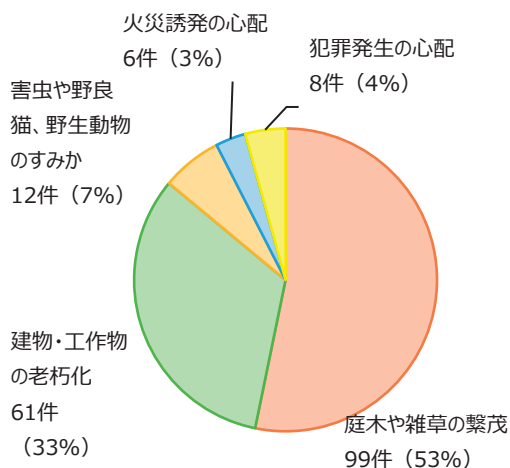
しかしながら、近年では、人口減少や少子高齢化、核家族化などを起因として、全国的にも居住その他の使用がなされていない空き家等は増加傾向にあります。特に、適切な管理が行われていない状態の空き家等は、火災の危険性や倒壊の恐れなどの安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、さまざまな課題があります。

また、良好な生活環境を維持するために、環境に配慮した生活や行動を促すための環境教育の充実も課題となっているほか、公害の未然防止に係る施策の維持や空き家等への適切な対策が求められています。

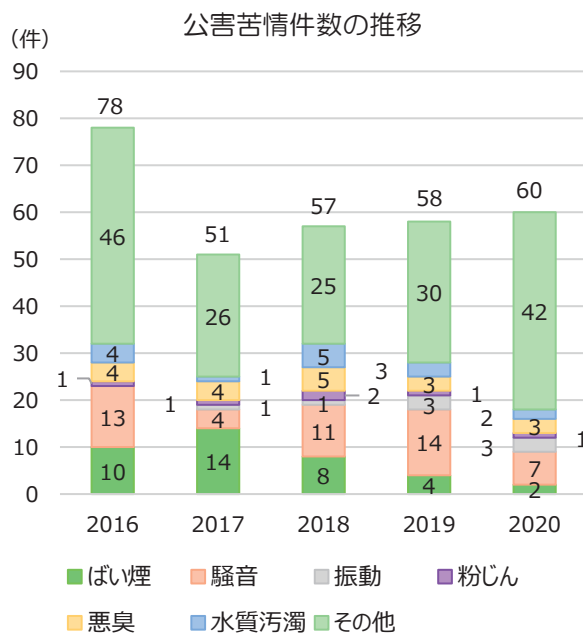


（出典）愛川町空家等対策計画

空き家の相談内容
(2014～2020 年度累計)



（出典）愛川町空家等対策計画



（出典）統計あいかわ

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- きれいな町並みを保つために、空き家対策を強化してほしい。
- 暮らしやすく快適な生活環境を維持してほしい。

基本方針

- 環境を保全するための意識の高揚を図るとともに、公害の未然防止や空き家等の適切な維持管理及び利活用を促進し、良好な生活環境づくりに努めます。

施策の展開

<施策1> 環境保全対策の推進

- ① 環境基本計画の推進
- ② 空き家等対策計画の推進



<施策2> 公害の未然防止

- ① 神奈川県生活環境の保全等に関する条例等に基づく公害の未然防止の周知及び関係機関との連携強化
- ② 水質汚濁防止のための合併処理浄化槽の普及・促進



<施策3> 環境美化等意識の普及・啓発

- ① 環境問題に対する意識の高揚
- ② 地域やボランティア等の美化活動の促進
- ③ 動物の愛護と適正な飼養の普及・啓発



成果指標

●公害苦情件数

基準値(令和2年度)	目標値(令和10年度)	算出根拠等
60件	40件以下	基準値の2/3以下となるよう努める

第3節 廃棄物対策と地球温暖化対策の推進

現状と課題

化石燃料を大量に使用し、大量生産、大量消費した20世紀においては、人口の増加とともにわたしたちの暮らしは豊かになりました。しかしながら、天然資源の枯渇や大量の廃棄物の発生のほか、エネルギーの大量消費による温室効果ガスが温暖化を発生させる要因の一つとされるなど、地球環境に大きな問題が発生しました。

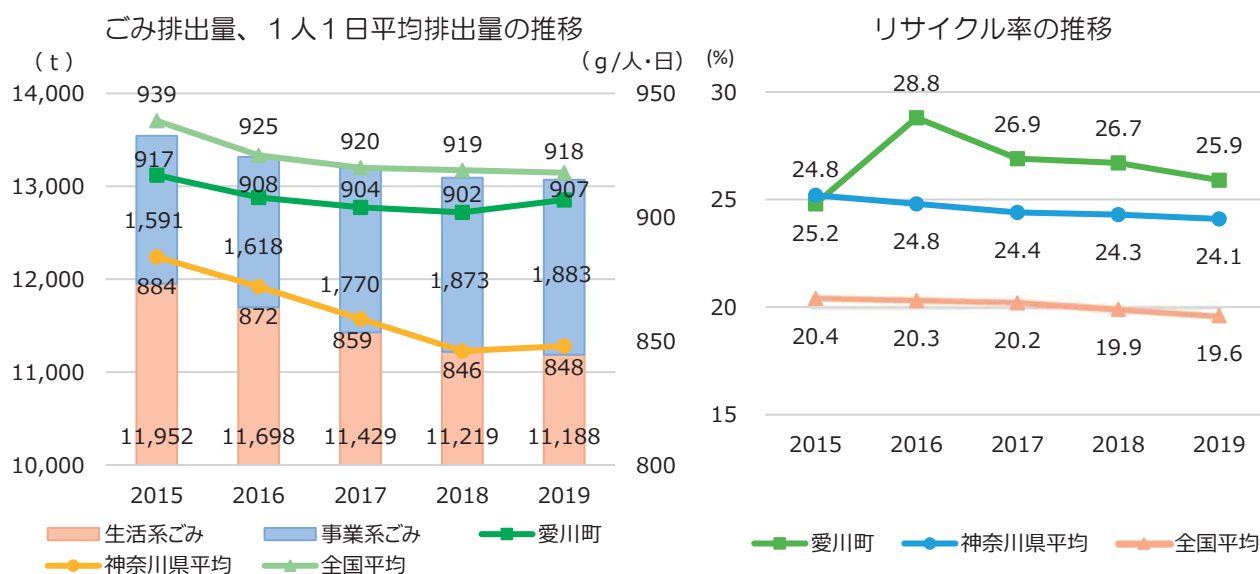
これらの諸問題に対応するためには、循環型社会への転換や地球温暖化対策の推進が求められ、国では「循環型社会形成推進基本法」を2000（平成12）年に制定し、3R^{※21}を推進してきました。

その後、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2021（令和3）年に制定されるなど、さらなる循環型社会の形成を推進してきました。

町では、ごみの排出量は近年減少傾向でリサイクル率も全国平均を上回っていますが、1人1日あたりのごみの排出量は県内平均よりも多く排出されているため、「愛川町一般廃棄物処理基本計画」の推進に努めるなど、さらなる循環型社会の形成が求められます。

地球温暖化対策では、国は2050（令和32）年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量から吸収量と除去量を差し引き、環境に与える影響をゼロにする2050年カーボンニュートラル^{※22}を実現するため、脱炭素への取り組みを2030（令和12）年までに集中して行うこととしています。

町では、対策の一つとしてスマートエネルギー設備の導入支援を行っていますが、2050年カーボンニュートラルを実現させるために、さらなる普及啓発等に努めていくことが求められます。



住民等の声（町民ワークショップ、関係団体ヒアリング）

- ・ 限りある資源を有効活用するために、廃棄物の再資源化や発生抑制に努めてほしい。
- ・ 子どもたちの将来のためにも、住民、事業者、行政が連携しながら自分事として温暖化防止の取り組みを進めてほしい。

※21 3R：リデュース（Reduce＝物を大切に使い、ごみの発生を抑制すること。）、リユース（Reuse＝使える物は、繰り返し使うこと。）、リサイクル（Recycle＝ごみを資源として再び利用すること。）の3つのR（アール）の総称。

※22 カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

基本方針

- 循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制や再資源化等による適正な処理・処分に努めるとともに、適切なエネルギーの利活用や温室効果ガスの抑制を促進するカーボンニュートラルの実現に向けた取組みを進めます。

施策の展開

<施策1> 廃棄物の発生抑制・再資源化

- ① 廃棄物処理施策の推進
- ② ごみ処理有料化の検討



<施策2> 安全・安定した処理体制の整備

- ① ごみ処理広域化の推進
- ② 災害時の廃棄物処理体制の整備
- ③ 不法投棄及び資源物持ち去り防止対策の強化



<施策3> 地球温暖化防止への取組み

- ① 脱炭素・地球温暖化防止に関する意識の向上・啓発
- ② 事業所における環境マネジメントシステムの認証取得支援



<施策4> エネルギー対策の推進

- ① エネルギーに関する意識の向上・啓発
- ② スマートエネルギー設備等の導入支援
- ③ LCA（ライフサイクルアセスメント）※23 を意識した新エネルギーの利活用に向けた検討



成果指標

●リサイクル率

基準値（令和2年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
27.2%	29.3%	第3次町一般廃棄物処理基本計画目標値

※23 LCA（ライフサイクルアセスメント）：製品・サービスの原料調達から生産・流通・廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体の環境負荷を定量的に評価する手法。



第2章 土地利用

第1節 地域特性に応じた都市計画の推進

現状と課題

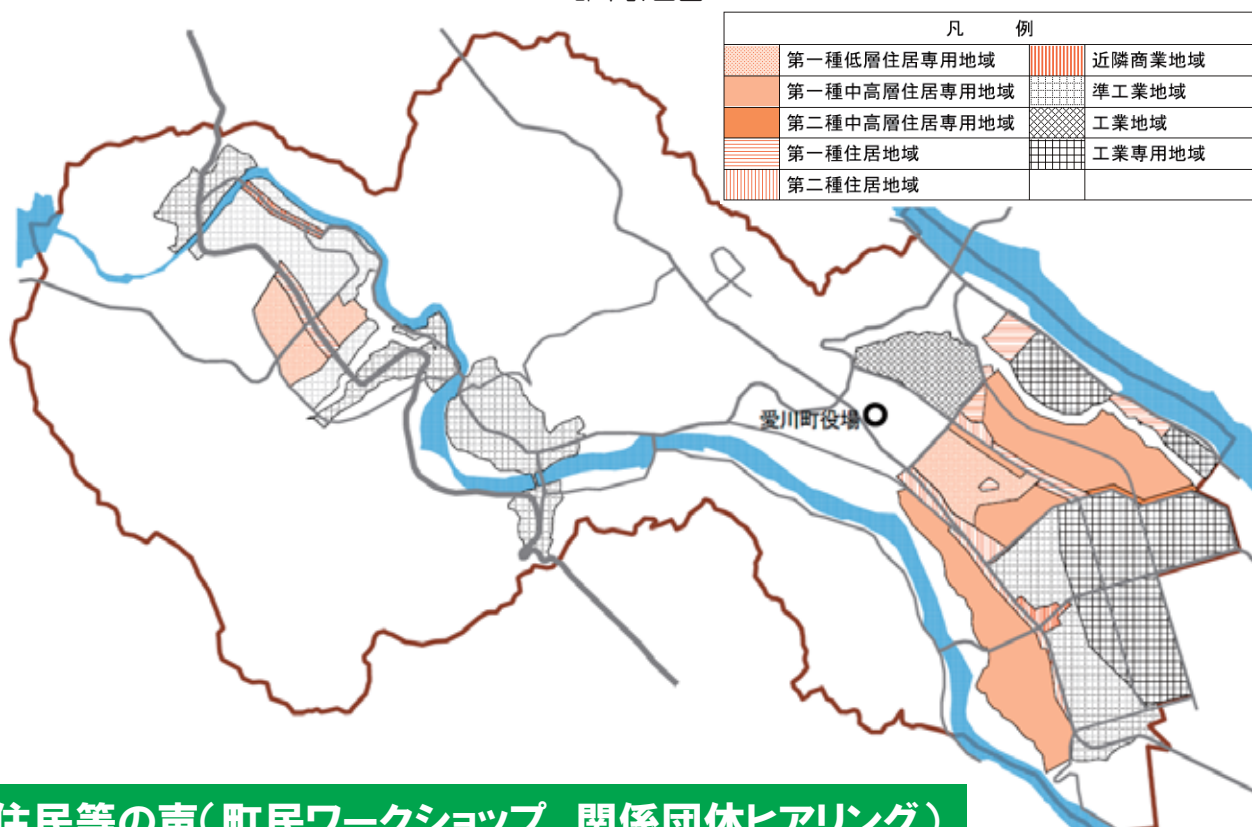
本町では、2016（平成28）年に改訂した「愛川町都市マスタープラン」に基づき、自然環境の保全と居住環境の向上を図るまちづくりを進めてきました。

近年、国内消費の低迷等を背景として、生産系施設の海外移転や工場の集約化等が進んでおり、本町でも生産系施設の撤退が続いている一方、圏央道等が近傍にある立地条件から、物流の効率化を見越した流通系施設の立地が進んでいます。

本町の工業系用途地域内は未利用地が少なく、新たな産業の受け皿を確保していく必要がありますが、土地条件を踏まえた施設需要に応じた整備を図っていくことが課題となっています。

少子高齢化に伴う人口減少社会への対応として、若い世代が子育てしやすい環境の整備や多世代居住の促進などに努めてきましたが、引き続き、定住しやすい環境づくりが求められています。

都市計画図



住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 自然と共生しつつ、誰もが住みやすく働きやすい環境の整備に努めてほしい。
- 人口減少に備えた財源を確保するため、新たな産業用地を創出してほしい。

基本方針

- 地域特性を踏まえた都市計画を推進し、都市の安定・成熟化に向けたまちづくりに努めます。

施策の展開

<施策1> 都市計画の推進

- ① 都市マスタープランに基づく都市計画の推進
- ② 必要に応じた線引きや用途地域の見直し
- ③ 役場庁舎周辺地区の都市機能の充実
- ④ 新たな産業地区の創出に向けた検討
- ⑤ 土地保全の推進



<施策2> 若い世代・子育て世代の定住促進

- ① 戦略的なシティプロモーションの推進
- ② 多世代居住の促進



都市計画区域の状況

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	3,428	
市街化区域	約 855	100.0
第一種低層住居専用地域	71	8.3
第一種中高層住居専用地域	180	21.0
第二種中高層住居専用地域	3.4	0.4
第一種住居地域	40	4.7
第二種住居地域	28	3.3
近隣商業地域	11	1.3
準工業地域	295	34.5
工業地域	43	5.0
工業専用地域	184	21.5
市街化調整区域	約 2,573	—

(出典) 統計あいかわ

成果指標

●市街化区域の都市的土地利用^{※24} 率

基準値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)	算出根拠等
84.5%	86.8%	都市計画基礎調査結果から算出

※24 都市的土地利用：主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、公共施設、道路等による土地利用のこと

第2節 “みどり” あふれる景観の形成

現状と課題

本町は、良好な自然環境の保全を図るために、町域面積の約半分が風致地区※25に指定されており、山並みや河岸段丘、水田等の“みどり”と、中津川や相模川の“みず”が調和した景観が形成されています。

都市公園は、広域公園の「県立あいかわ公園」をはじめ、22か所が整備されていますが、児童遊園地など、身近な公園の適正配置や維持管理を進め、日常生活の中で触れ合える“みどり”を確保していく必要があります。

やすらぎや潤いを与える景観資源の発掘と景勝地の保全を図るとともに、景観づくりへの関心を高めるための普及啓発等に取り組んでいくことが求められています。

都市公園位置図



No.	種別	名称	面積(ha)	No.	種別	名称	面積(ha)	
1	街区公園	春日台第1公園	0.20	12	その他の公園	坂本運動場	0.38	
2		春日台第2公園	0.22	13		志田運動場	0.56	
3		春日台第3公園	0.16	14		八菅山いこいの森	22.60	
4		春日台第4公園	0.18	15		相模川緑地公園	5.29	
5		春日台第5公園	0.27	16		下新久公園	0.39	
6		春日台第6公園	0.27	17		若宮公園	0.37	
7	近隣公園	中津工業団地第1号公園	3.89	18		北原公園	0.11	
8		中津工業団地第2号公園	1.04	19		馬込公園	0.24	
9	地区公園	田代運動公園	6.29	20		一本松公園	0.06	
10		三増公園	4.88	21		上新久公園	0.05	
11	広域公園	県立あいかわ公園	51.83	22			上熊坂公園	0.08
合計							99.36	

(出典) 愛川町緑の基本計画

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 町の強みである自然環境を身近に感じることができるような、公園や広場の整備に努めてほしい。

基本方針

- “みず”と“みどり”が調和した景観づくりや、公園・緑地の維持・保全に努めます。

施策の展開

<施策1>適切な自然的土地利用の推進

- ① 自然環境保全地域や風致地区等の適切な運用
- ② 里山や崖線（崖のつながり）の“みどり”の保全



<施策2>公園・緑地の整備

- ① 公園等の整備と維持管理
- ② 公園緑地等の防災機能の充実
- ③ 地域の“みどり”と調和した住環境づくりの促進



<施策3>“みず”と“みどり”の景観の利活用

- ① 新たな景観資源の発掘
- ② 景勝地の積極的な情報発信



成果指標

●1人当たり都市公園面積

基準値（令和2年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
24.8m ² /人	27.5m ² /人	緑の基本計画による

※25 風致地区：都市の風致（樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観）を維持するために指定する区域のこと。



第3章 都市機能

第1節 道路交通環境の整備

現状と課題

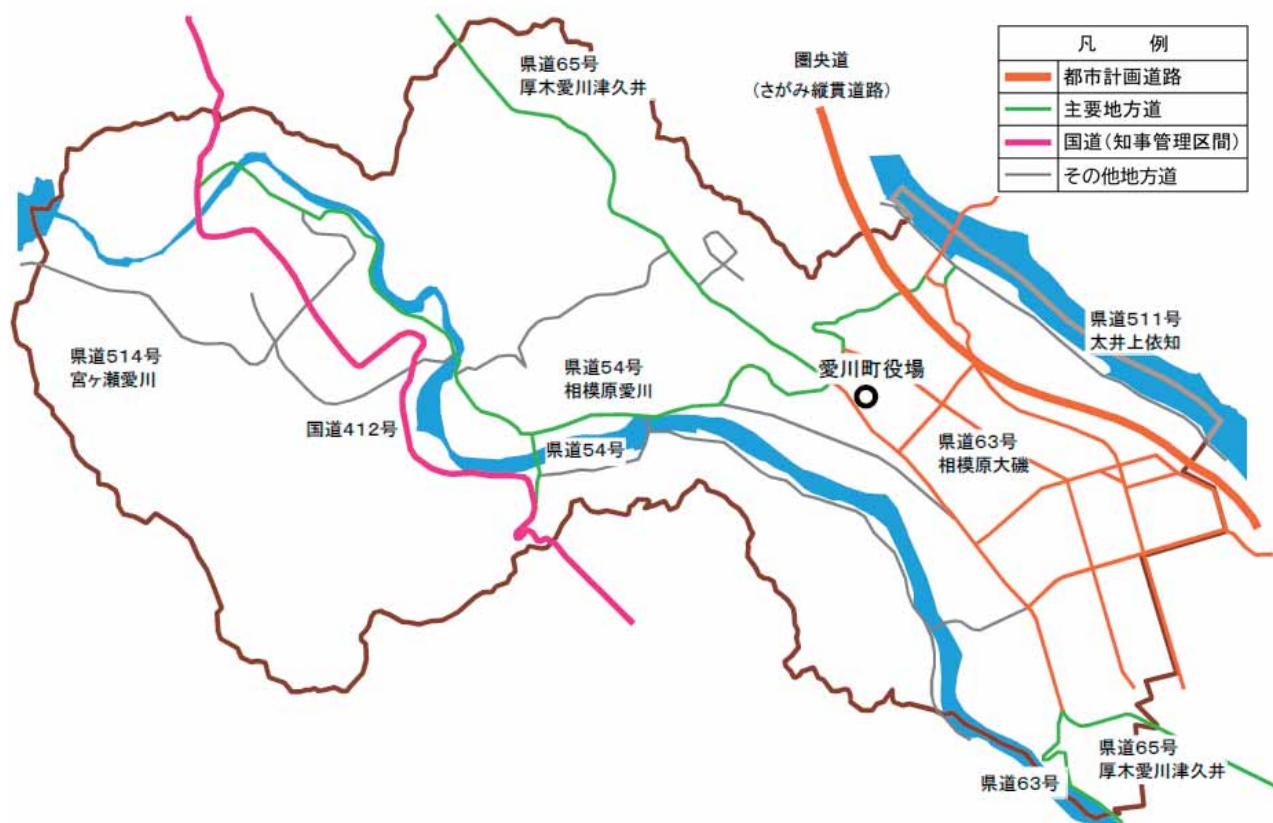
本町の主要幹線道路は、国道412号と県道5路線により構成されているほか、町内の東端には自動車専用道路として圏央道が整備されるなど、広域的な道路網が形成されており、広域交通の利便性が飛躍的に高まっていますが、交通混雑緩和のための右折帯の設置や未改良・未整備区間の整備等、総合的な道路体系の構築に向けた取り組みを促進する必要があります。

町道は、宅地化の進展などによる新たな交通需要や狭あい道路への対応をはじめ、バリアフリー対策にも配慮した道路整備が求められているほか、既存の道路や橋りょうの機能維持のために、補修工事や長寿命化対策を計画的に進めていく必要があります。

本町は鉄道が無く、日常生活の交通手段は路線バスや自家用車が中心となっているため、バス交通の利便性向上と併せて自家用車だけに頼らずに生活できる交通環境の整備が求められています。

小田急多摩線の延伸は、県の総合的な交通ネットワークの形成を目指し、望ましい都市交通を実現するための基本的な方向を示す「かながわ交通計画」に、上溝から愛川・厚木方面が位置付けられたため、引き続き関係機関や住民団体との連携を図り、取り組むことが重要となっています。

国・県道等の主要道路網図



町道の現況

種別	路線数	実延長(m)	舗装延長(m)		改良延長(m)	
				構成比(%)		構成比(%)
合計	2,974	354,989.18	269,860.60	76.0	209,552.74	59.0
1級	17	27,925.10	27,009.70	96.7	26,225.70	93.9
2級	31	27,030.70	26,810.60	99.2	24,451.70	90.5
その他	2,926	300,033.38	216,040.30	72.0	158,875.34	53.0

(資料) 道路課 (2022年4月1日現在)

都市計画道路(国・県道を含む)の現況

名称	起点	終点	幅員(m)	計画延長(m)	改良延長(m)	構成比(%)
二の域桜台線	大字下川入字二の域	大字中津字桜台	20	980	980	100.0
上の原松台線	大字上依知字上の原	大字中津字稲荷木	20~16	1,760	1,760	100.0
桜台小沢線	大字中津字桜台	大字角田字小沢室久保	20~14	3,390	2,342	69.1
一つ井箕輪線	大字中津字諏訪前	大字角田字待合原	16	2,440	2,140	87.7
中野厚木線	大字中津字神明前	大字角田字待合原	16	3,780	0	0.0
桜台楠線	大字中津字桜台	大字中津字楠	16	2,560	1,900	74.2
相模原大磯線	大字角田字下小沢	大字中津字角田境	16	930	930	100.0
さがみ縦貫道路	大字中津字下六倉	大字角田字梅沢浦	24	3,360	3,360	100.0

(資料) 都市施設課 (2022年4月1日現在)

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 一部区間において、朝の時間帯の交通渋滞が激しいので解消してほしい。
- 高齢者等に配慮したバリアフリー対応の歩道等を整備してほしい。

基本方針

- 持続可能な生活基盤を確保するために、安全安心な道路環境の整備を進めるとともに、自家用車だけに頼らずに生活できる交通体系の利便性向上に努めます。

施策の展開

<施策1> 道路環境の整備

- 道路環境の充実及び適切な維持管理
- 国・県道の整備促進



<施策2> 地域交通網の利便性向上

- 公共交通の維持と利便性向上のための取組みの推進
- 交通弱者の移動手段の確保
- 小田急多摩線延伸の取組みの促進



成果指標

●町道の道路改良率

基準値(令和3年度)	目標値(令和10年度)	算出根拠等
59.0%	60.0%	現状値を踏まえて算出

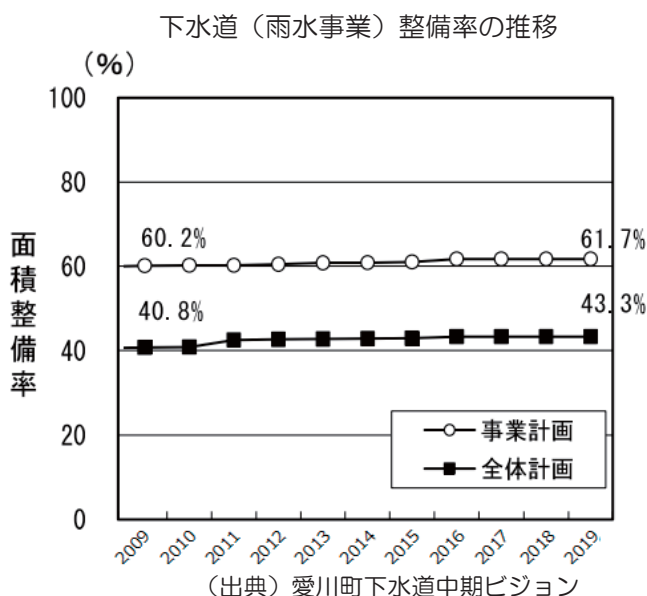
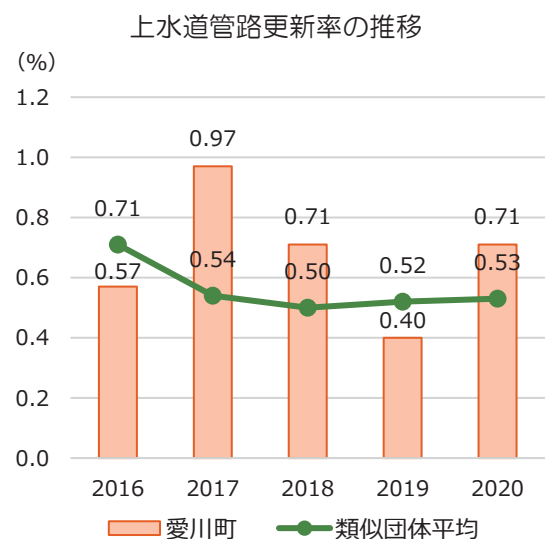
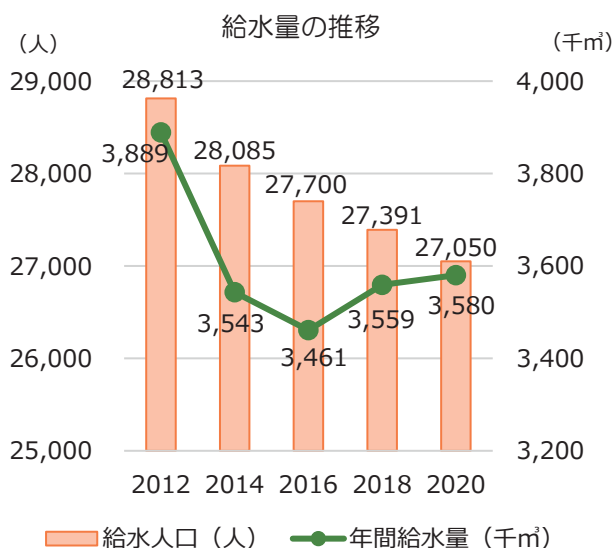
第2節 都市施設の整備

現状と課題

本町の上水道は、町営水道区域と県営水道区域から構成されています。人口減少や節水意識の向上により、年間給水量が減少傾向にある中で、需要に応じたダウンサイジングの検討のほか、近年多発する災害への備えとして、施設・設備・管路の経年劣化対策や耐震化などの計画的な実施が課題となっています。

公共下水道の污水事業では、認可を受けた市街化区域の全域で整備が完了しており、雨水事業については、近年の局地的大雨等による浸水を防除するための雨水整備を進めています。一方で、下水道施設の老朽化が進んでおり、継続的に更新需要が増加していくことが見込まれることから、ストックマネジメント※26 計画に基づいた効率的かつ経済的な施設の維持管理及び更新等による老朽化対策を推進することで、将来にわたり安定的な下水道サービスを提供していく必要があります。

斎場・火葬場の愛川聖苑は、多死社会※27 の到来による広域的な利用者の増加が見込まれているため、今後の施設運営のあり方について検討するとともに、引き続き、利用者や周辺環境に配慮した維持管理を図っていくことが求められています。



住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- ・ 町営水道はおいしいので、質を落とさないよう施設の維持管理に努めてほしい。
- ・ 大雨等で道路が冠水しないよう、雨水処理機能の向上を図ってほしい。

基本方針

- ・ 都市施設の整備や維持管理を計画的に進め、安全・安心な水の供給や汚水・雨水処理機能の向上に努めます。

施策の展開

<施策1> 安全・安心な水道の安定供給

- ① 安全・安心な水質の確保と周知啓発
- ② 老朽化施設の改修・更新及び耐震化対策の推進
- ③ 安定経営を持続するための業務の効率化や適正な施設規模の検討



<施策2> 下水処理と雨水対策の推進

- ① 新たな土地利用に伴う下水道整備の推進
- ② 老朽化施設の改修・更新及び耐震化対策の推進
- ③ 雨水排水路の維持管理と雨水排除施設の計画的な整備



<施策3> 斎場・火葬場の適正な運営

- ① 生活様式の変化や環境に配慮した施設の管理運営
- ② 社会情勢や利用状況に基づく施設の改修・更新



成果指標

●上水道管路更新率

基準値(令和2年度)	目標値(令和10年度)	算出根拠等
0.71 %/年	1%以上/年	愛川町水道事業経営戦略

●公共下水道(雨水)整備率

基準値(令和元年度)	目標値(令和10年度)	算出根拠等
61.7 %	62.5 %	整備面積(6.5ha)の増加

※26 スtockマネジメント：既存の建築物や水道管等（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る手法のこと。

※27 多死社会：高齢化の進行により、2020年に138万人であった死亡者は、2040年には168万人に増加することが推測されている。



高峰小 1年 相川 泰輝さん



高峰小 6年 北城 結愛さん



中津小 2年 苅田 翔輝さん



中津小 4年 南 柚羽さん

第2部

基本目標2：安全で安心して暮らせるまちづくり





第1章 防災

第1節 災害対策

現状と課題

近年、気候変動の影響による気象災害が頻発・激甚化しているほか、大規模地震の発生等、甚大な被害をもたらす災害が全国各地で発生しています。このような災害は、いつ発生するか予測することが難しく、日頃から発生に備えた安全対策を講じておくことが求められます。特に本町においては、中津川や相模川等の河川区域や急傾斜地が多く、災害発生時の被害の拡大が懸念されます。

本町では、災害危険度について最新の情報を周知できるよう、洪水・土砂災害ハザードマップ等を適時適切に更新し、災害への備えを住民に呼びかけるとともに、定期的に防災パトロールを行い、災害発生危険箇所の把握と保全整備を進めています。

近い将来、首都直下地震や南海トラフ地震等の発生が懸念され、本町への影響も危惧されることから、大規模災害の発生に備えた総合的な防災対策の推進が急務となっています。

「愛川町国土強靱化地域計画」に基づき、大規模災害発生時に機能不全に陥らず、被害を最小限に抑え、迅速に復旧できる「強さとしなやかさ」を備えた地域づくりを推進することが求められています。

災害関連図



住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 重要防災施設（公共建築物）等の耐震化を進めてもらいたい。
- 指定避難所の備品を充実してほしい。

基本方針

- 山林や河川区域が多い本町の地域特性を踏まえ、国土強靱化地域計画に基づいた災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、少子高齢化や世帯構成の変化など時代に対応した高い防災意識の醸成と地域防災力の向上に努めます。

施策の展開

＜施策1＞災害に強いまちづくり

- ① 国土強靱化地域計画に基づく大規模災害に備えたまちづくりの推進
- ② 災害を防止するための防災パトロールの実施
- ③ 急傾斜地や盛土に対する安全対策の促進
- ④ 町内建築物の耐震化促進
- ⑤ 相模川水系における防災対策の促進



＜施策2＞災害への体制づくり

- ① 地域防災計画に基づく防災対策の推進
- ② 国民保護計画に基づく有事に備えた危機管理
- ③ 資機材や非常用食糧等の計画的な備蓄
- ④ 要配慮者（災害時要支援者）の避難体制の整備
- ⑤ 多様な主体※28との連携の強化



＜施策3＞地域における安全・安心強化のための意識向上

- ① 地域防災組織等への支援と連携
- ② 防災訓練等を通じた災害対応意識の高揚と災害対応能力の向上
- ③ 洪水・土砂災害ハザードマップ等による災害危険度・避難場所等の周知
- ④ メール配信サービスやSNS等による防災情報の積極的な周知
- ⑤ 住民の防災意識の高揚、地域の防災リーダーの育成指導
- ⑥ 外国籍住民の防災意識の高揚と防災行動力の向上



成果指標

●住宅耐震化率

基準値（令和2年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
82%	95%以上	町耐震改修促進計画目標値以上

●自主防災訓練等への参加者数（3か年累計）

基準値（平成29～令和元年度）	目標値（令和8～10年度）	算出根拠等
4,218人	7,600人	目標人口38,000人の2割の参加を目指す

※28 多様な主体：災害への体制づくりに必要な国、県、医療機関、民間事業者、ボランティア団体等。

第2節 消防・救急体制の充実

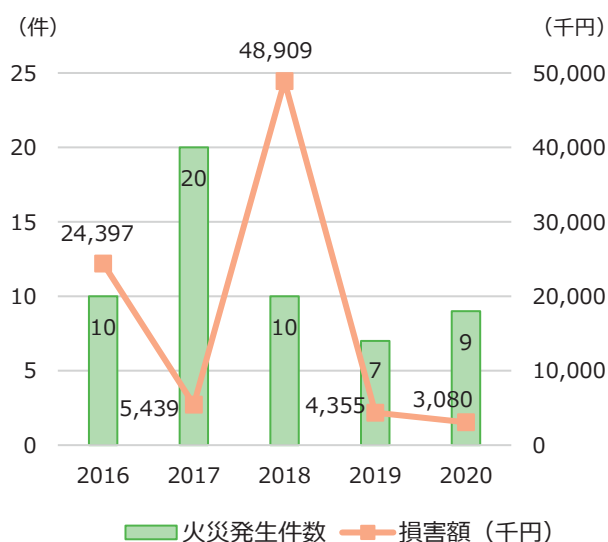
現状と課題

本町では、火災の未然防止対策として火災予防意識の啓発や火災予防査察による指導、消防車両の更新等、常備消防体制の充実を図ってきました。また、救急需要の拡大に対応するために、高規格救急車の更新整備のほか、救急救命士の育成や質の向上、応急手当の普及等に努めてきました。

近年、発生が懸念される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震や集中豪雨による大規模水害等が発生した際の対応など、消防の役割はますます重要となっています。

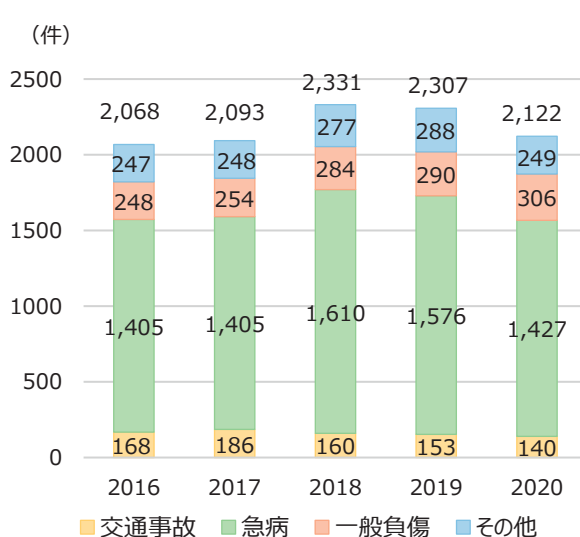
今後は、超高齢化の進行を背景として増大する救急需要や、複雑多様化する消防救助事案に適切に対応できる組織体制の充実をはじめ、ドクターヘリを活用した高度救急救命処置の推進、救命講習による応急手当の普及・啓発等、総合的な対策を推進し、消防・救急体制を充実していくことが求められています。

火災発生状況の推移



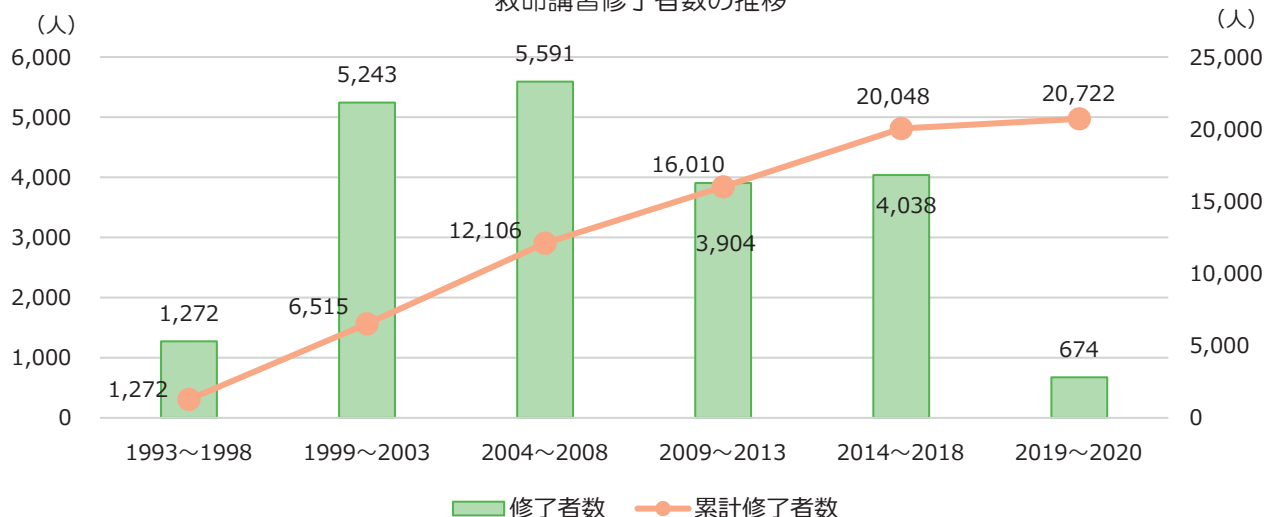
(出典) 消防年報

事故種別救急件数の推移



(出典) 統計あいかわ

救命講習修了者数の推移



(資料) 消防本部

基本方針

- ・ 災害や事故の大規模かつ複雑・多様化の傾向に対応し、消防力の整備強化、事前の予防対策を推進します。
- ・ 消防救急の組織体制の充実、救急救命士養成や早期救命処置の推進、救命講習による応急手当の普及啓発等により、安定的かつ持続的な消防・救急体制の提供を目指します。

施策の展開

<施策1> 火災の未然防止

- ① 防火意識の高い地域づくりへ向けた取組みの推進
- ② 地域や学校等との連携による防火対策の促進
- ③ 防火対象物や危険物施設等に対する予防査察の実施
- ④ 地域防災組織等の育成支援



<施策2> 消防体制の充実

- ① 複雑多様化する消防救助事象に対応できる組織体制の充実
- ② 消防ポンプ自動車等の更新整備
- ③ 消防水利の整備



<施策3> 救急体制の充実

- ① 救急救命士の養成による救急体制の充実
- ② 救命処置の高度化と応急処置の質の向上
- ③ 高規格救急車等の更新整備
- ④ ドクターヘリを活用した高度救急救命処置の推進



<施策4> 応急手当の普及・啓発

- ① 救命講習による応急手当の普及・啓発
- ② 救急知識と救急車の適正利用の普及推進



<施策5> 消防団の体制確保

- ① 消防団員の確保と資機材の充実
- ② 福利厚生の実施等活動しやすい環境整備



成果指標

●救命講習の修了者数

基準値（令和3年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
20,722 人	28,000 人	年 1,000 人程度の増

●火災件数

基準値（令和3年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
16 件/年	7 件/年	昭和51年消防署設置以降の最小火災件数



第2章 安全対策

第1節 交通安全と防犯対策

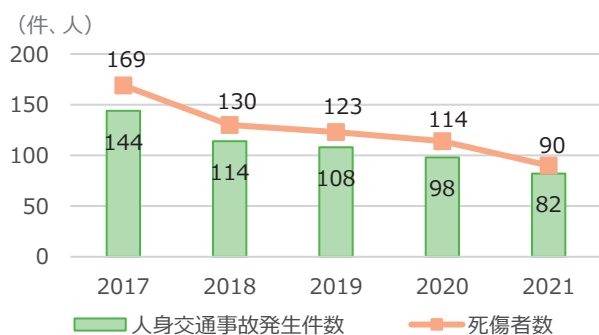
現状と課題

本町ではこれまで、交通安全意識の普及啓発と交通マナーの向上を図るとともに道路反射鏡やガードレール、道路区画線等交通安全施設の整備を進めてきた結果、交通事故発生件数は減少傾向にあります。引き続き交通事故を起こさせない安全な環境づくりに努める必要があります。

町内の犯罪発生件数は、防犯カメラの計画的な整備や防犯灯のLED化などの取組みの成果もあり減少傾向にあります。一方で、振り込め詐欺などに代表されるように近年、犯罪の手口は悪質・巧妙化していることから、地域防犯力のさらなる強化が求められています。

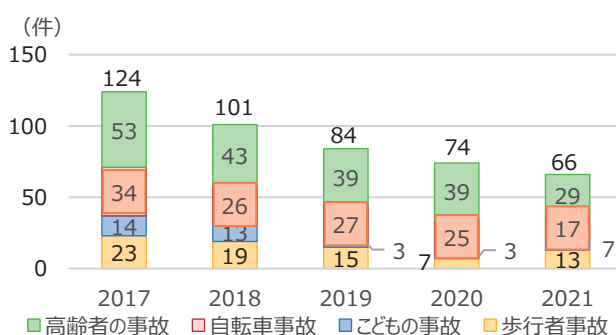
多様化する消費生活に係る被害に対しては、引き続き適切な情報提供を行うとともに、消費生活相談窓口などの充実を図っていくことが求められています。

人身交通事故発生件数の推移



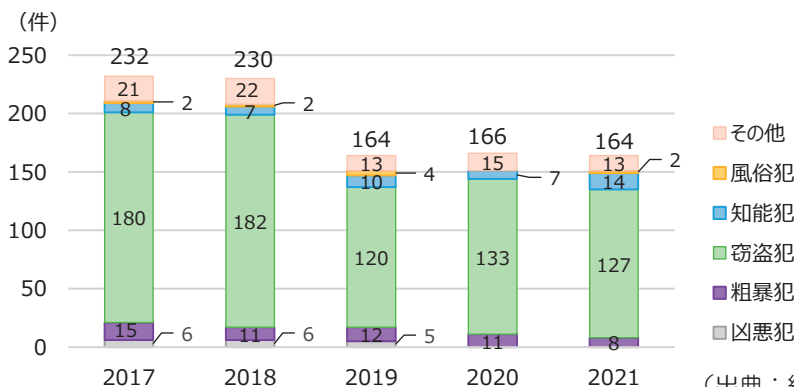
(出典) 統計あいかわ

特異事故の内訳の推移



(出典) 統計あいかわ

犯罪発生件数の推移



(出典：統計あいかわ)

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- ・ 道路車線や横断歩道等不明瞭箇所の計画的な補修を働きかけてほしい。
- ・ 主要な路線等に防犯カメラを設置してほしい。

基本方針

- 子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚や交通マナーの向上を図るとともに、交通安全施設等の適切な整備を推進し、交通事故の起こりにくい安全な環境づくりに努めます。
- 防犯カメラの計画的な整備や地域ぐるみの防犯活動を促進し、地域の防犯力強化に努めます。また、多様化する消費生活等に関する問題に対応するために、適切な情報提供や相談業務の充実を図ります。

施策の展開

<施策1> 交通安全対策の推進

- ① 交通安全意識の普及・啓発と交通マナーの向上
- ② 交通安全推進団体の充実・強化
- ③ 道路反射鏡、ガードレール、道路区画線等の交通安全施設の整備
- ④ 信号機、道路標識、道路標示等の交通安全施設の整備促進
- ⑤ 歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による高齢者・障がい者の安全確保
- ⑥ 通学路の安全対策の強化



<施策2> 地域防犯体制の充実

- ① 地域防犯活動の促進や住民の防犯意識の高揚
- ② 安全・安心パトロールの推進、地域住民等が行う防犯パトロール活動や子ども見守り活動等への支援
- ③ メール配信サービスやSNS等による防犯情報の積極的な周知
- ④ LED防犯灯や防犯カメラ等の防犯施設の整備



<施策3> 安全で快適な消費生活の推進

- ① 関係機関との連携による消費生活相談業務の充実
- ② 消費生活講座や広報活動などによる消費生活情報の提供
- ③ 品質の適正表示や商品の安全性確保についての指導の充実



成果指標

●あいかわ安全安心情報メール登録者数

基準値（令和3年）	目標値（令和10年）	算出根拠等
4,854 人	5,800 人	令和5年度から毎年3%の増加を目指す

第2節 地域医療の充実

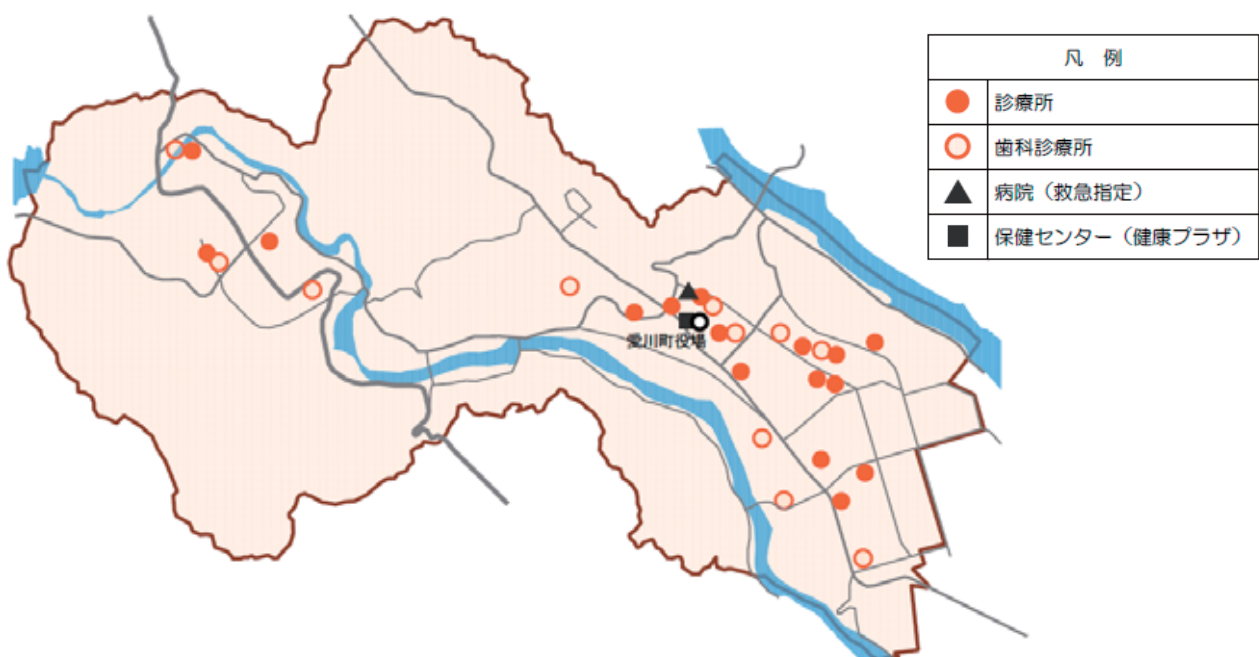
現状と課題

本町では、二次医療機関である愛川北部病院が地域の保健・医療・介護・福祉の中核としての役割を担っており、一次医療機関である診療所がバランス良く配置され、一定の医療サービスが確保されています。

近年、超高齢化の進行による在宅医療や救急医療の需要の増大のほか、疾病構造の変化に伴う医療需要や不足診療科目への対応などの課題が生じています。

また、初期医療から高度で特殊・専門的な医療までの医療体制の整備促進といった地域医療体制の整備など、住民が安心できる医療サービスが提供されるよう、地域に密着した身近な医療から、高度な救急医療に至る総合的な医療体制の充実に向けた取組みを進めていく必要があります。

保健・医療施設位置図



一般医療施設一覧

項目 名称		ベッド数	診療科目																											所在								
			内科	外科	呼吸器科	循環器科	循環器内科	消化器科	皮膚科	肛門科	小児科	婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	心療内科	精神科	整形外科	リハビリテーション科	神経科	神経内科	呼吸器内科	消化器内科	糖尿病内科	リウマチ科	形成外科	泌尿器科	放射線診断科	放射線科	消化器外科		肛門外科	アレルギー科	小児皮膚科	美容皮膚科	糖尿病・代謝内科	内分泌内科	漢方内科	脳神経外科
愛川北部病院		150	○	○			○		○					○			○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○									角田
石井医院			○	○			○		○						○				○		○	○	○	○	○	○											半原	
岡本医院			○							○	○																											半原
関根医院			○							○												○																角田
河野内科医院			○		○	○																																角田
中村整形外科																	○	○																				角田
和田整形外科医院																	○	○																				角田
熊坂外科内科医院			○	○	○																						○											中津
ユノクリニック			○			○					○	○																										中津
あいはら耳鼻咽喉科													○																									中津
さくらクリニック			○	○																○																		中津
八木クリニック			○	○			○										○			○	○																	半原
あいかわ皮ふ科							○																									○	○	○				中津
愛川クリニック			○							○															○													中津
愛川つつじ糖尿病内科			○				○														○													○	○	○		中津
あいかわ心療クリニック														○	○																							中津
あつぎ脳神経外科																																					○	中津

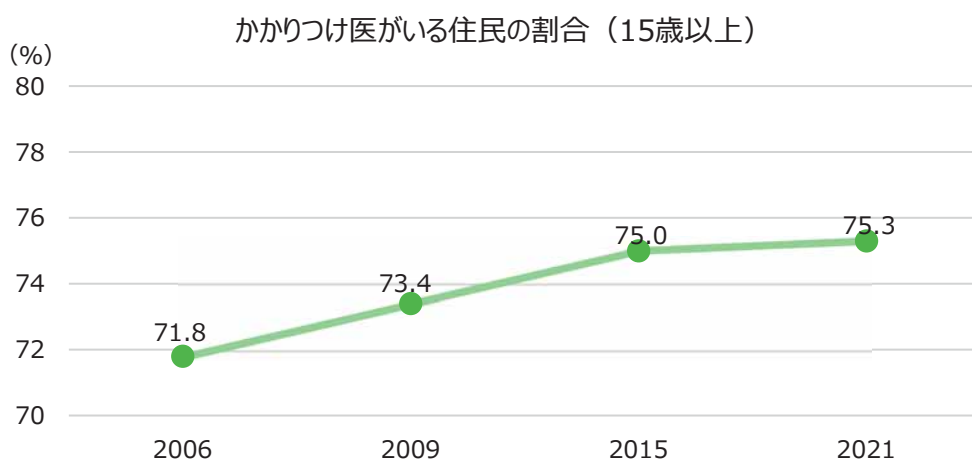
(資料) 健康推進課

基本方針

- 住民が安心できる質の高い医療サービスが提供されるよう、地域に密着した身近な医療から、高度な救急医療にわたる総合的な医療体制の充実を図ります。

歯科診療所一覧

名称	所在	名称	所在	名称	所在	名称	所在
松本歯科クリニック	半原	林歯科医院	角田	なかつ歯科診療所	中津	桜台歯科医院	中津
松本歯科半原医院	半原	和田歯科ミノワ診療所	角田	青木歯科医院	中津	いいだ歯科医院	三増
八木歯科クリニック	半原	茂樹歯科医院	中津	横田歯科医院	中津	(資料) 健康推進課	



(出典) 愛川町健康プラン

施策の展開

<施策1> 地域医療体制の整備

- ① 地域に密着した医療サービスの充実
- ② 初期医療（一次医療）と入院に係る医療（二次医療）の整備促進及び高度で特殊・専門的な医療（三次医療）との連携強化



<施策2> 休日・夜間医療体制の充実

- ① 休日・夜間診療から24時間体制の高度医療までの救急医療体制の確保



成果指標

●かかりつけ医の普及率

基準値（令和3年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
75.3%	76.9%	地域医療の指標による推計

第3節 感染症対策

現状と課題

世界的なパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）は2020（令和2）年1月に国内で初めて感染者が確認されてから、急速に拡大し、国では数次にわたる緊急事態宣言と、断続的な「まん延防止等重点措置」を発出するなど、社会経済基盤と人々の生活を一変させる事態となり、2022（令和4）年時点においても依然終息の兆しが見えない状況です。

今後も、こうした事態が危惧される新興感染症に備え、「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染拡大防止対策の重要性の周知や、国・県・医療機関と連携したワクチン接種を含めた効果的な医療対応を総合的に実施できる体制を維持していく必要があります。

また、家畜や野生動物に感染する伝染病については、豚熱や鳥インフルエンザなどが全国各地で発生しています。町内の畜産農家等で発生した場合は、経済面や公衆衛生上大きな影響が懸念されているところです。今後は、近隣における発生状況等に関する情報収集に努め、県との連携を密にした防疫体制を充実していくことが求められています。

新型コロナウイルス感染者数の推移（累計）



（出典）国内の発生状況（厚生労働省）、新型コロナウイルス感染症による患者確認について（神奈川県）

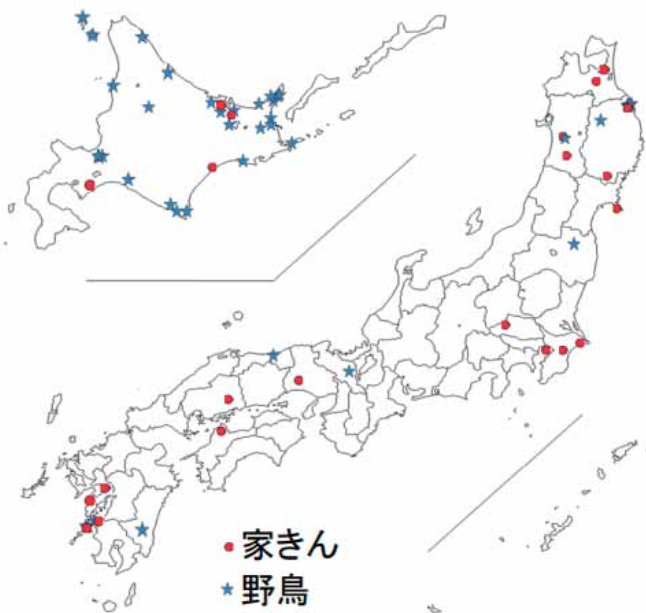
新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の状況（町文化会館）



基本方針

- 新たな感染症の発生に備え、積極的な情報収集と国・県・医療機関などと連携した体制整備に努め、動物性疾病を含めた防疫対策を推進します。

鳥インフルエンザ発生状況（2021）



豚熱発生状況（2021）



飼養豚陽性発生県：赤色
 【15県】（飼養頭数1,952,300頭（全国の21.0%））
 野生イノシシ陽性発生県：赤色（沖縄を除く） 橙色
 【25都府県】（飼養頭数3,143,050頭（全国の33.8%））
 飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色
 【36都府県】（飼養頭数5,488,150頭（全国の59.1%））

（出典）令和3年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況（農林水産省）、
 アフリカ豚熱対策の現状と今後の対応（令和3年11月）（農林水産省）

施策の展開

<施策1> 感染症予防策の推進

- ① 新型インフルエンザ対策等行動計画に基づく感染予防対策の推進
- ② 各種感染症や新たな感染症の発生に備えた情報収集
- ③ 業務継続計画（新型インフルエンザ等編）等に基づく体制整備



<施策2> 家畜伝染病の防疫体制の整備

- ① 県家畜保健衛生所等関係機関との情報共有の推進
- ② 町内畜産農家が行う防疫対策への支援
- ③ 迅速に対応できる防疫体制整備





中津小 6年 山本 恵介さん



菅原小 4年 永井 遥さん



田代小 3年 大矢 真偉さん



中津第二小 6年 萱 大成さん

第3部

基本目標3：健康でゆとりとふれあいのまちづくり





第1章 福祉

第1節 高齢者福祉の充実

現状と課題

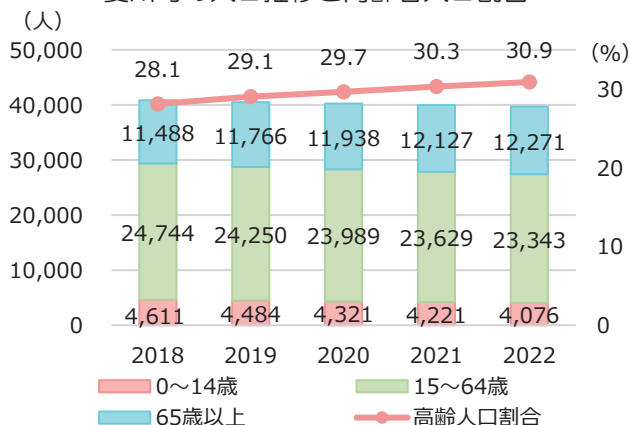
本町の総人口に占める65歳以上の人口の比率は、2021（令和3）年には30.9%と住民の3割が高齢者となっている状況です。

これからの超高齢社会においては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、8050問題^{※29}や育児と介護のダブルケア等、複合的な課題へ対応するため、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として関わりながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを支え、地域を共に創る社会の実現に向けた取組みを推進していくことが求められています。

地域共生社会を実現するために、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）が制定されました。国は、包括的な支援体制の構築等を促進することで、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現に寄与することとしています。

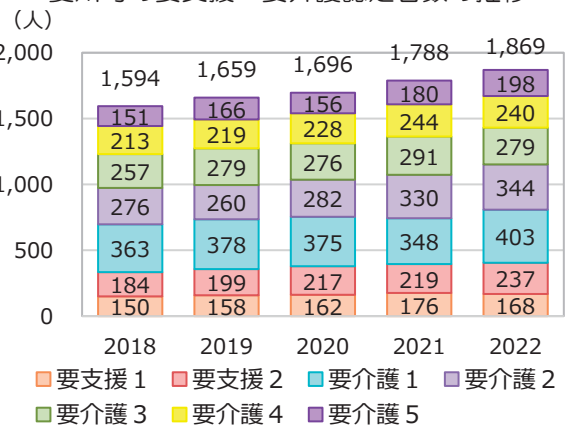
今後も、自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、高齢者の社会参加や生きがいを支えるための支援のほか、地域での見守り支援や高齢者の買い物支援等に取り組むことが求められています。

愛川町の人口推移と高齢者人口割合



※各年1月1日現在 (出典) 統計あいかわ

愛川町の要支援・要介護認定者数の推移



(出典) 介護保険事業報告月報 (厚生労働省)

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- ・ 会話や運動、外出など、高齢者がいきいきと暮らせるきっかけづくりを進めてほしい。

基本方針

- 高齢者の健康づくりや介護予防等を促進するとともに、地域のつながりを高めることで、健康的な生活を支援します。

施策の展開

＜施策1＞高齢者のサポート体制の整備

- ① 地域包括ケアシステムの推進
- ② ニーズに対応した介護予防・日常生活支援総合事業等の充実
- ③ 高齢者等買い物弱者への支援に向けた取組みの充実



＜施策2＞地域活動の充実

- ① 高齢者の見守り支援体制の充実
- ② 高齢者サロン等住民主体の活動への支援
- ③ 愛川・ささえあいポイント事業※30の推進
- ④ 各老人福祉センター・老人いこいの家の利用促進



＜施策3＞交流と社会参加の促進

- ① 高齢者の生きがいづくりや就労・外出機会の創出支援
- ② 各種趣味の講座等生涯学習の場の提供
- ③ 子どもや青少年との世代間交流の促進
- ④ アクティブシニアの活躍促進



成果指標

●各種趣味の講座等生涯学習の場への参加者数

基準値（令和元年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
2,189人	2,700人	目標年度の推計高齢者人口13,272人の2割の参加を目指す

※29 8050 問題：親が80代、子が50代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰るなど、これまで見えづらかった地域課題のこと。
※30 愛川・ささえあいポイント事業：65歳以上の方が、町が指定する町内の介護保険施設等でボランティア活動を行うことで、その活動内容に応じてポイントが付与されるもの。

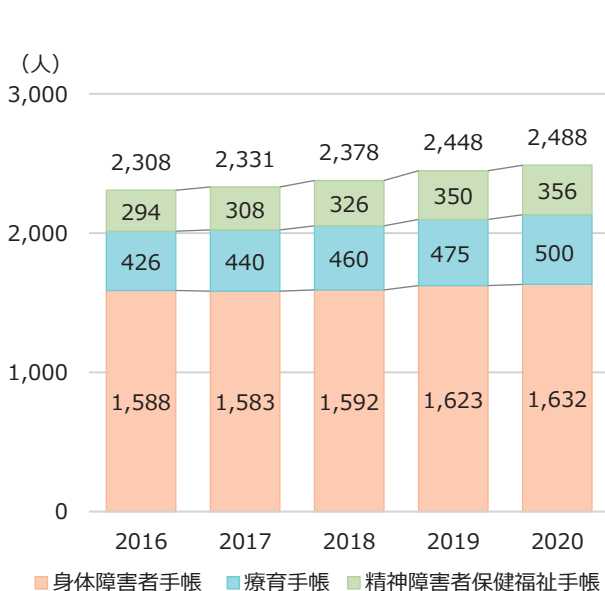
第2節 障がい（児）者福祉の充実

現状と課題

本町における障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、加えて、障がい者の高齢化・重度化や、「親亡き後」の問題が顕在化するなど、障がい（児）者を取り巻く環境は大きく変化しており、多様なニーズに対するきめ細かな支援が求められています。

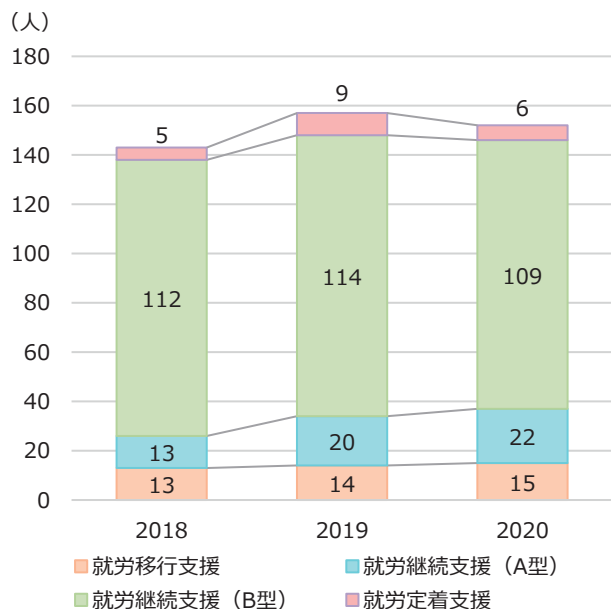
そうした状況の中、国は、障がい者の自立や社会参加の支援等を計画的に推進するため、2018（平成30）年3月に「障害者基本計画（第4次）」を策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとしています。障がい（児）者が差別や偏見を受けることなく、安心して自分らしく暮らせる地域づくりを進めるため、外出や移動支援等の生活の質を高める取組みのほか、学習や就労等の社会参加の機会を確保することで、自立した生活を送れるよう支援を継続する必要があります。

手帳所持者数の推移



（出典）第3次愛川町障がい者計画

日中活動系サービス利用者数の推移



（出典）第6期愛川町障がい福祉計画第2期愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）

住民等の声（町民ワークショップ、関係団体ヒアリング）

- 障がい者が安心して生活できるよう、経済的支援や福祉サービスの充実に努めてほしい。

基本方針

- 地域社会の中で安心して自立的な生活を営むことができる環境づくりを進めるとともに、就労機会の創出と拡充に努めます。

施策の展開

<施策1> 相談支援体制・情報提供の充実

- ① 障がい者福祉関連計画の推進
- ② 福祉サービスに関する相談支援体制の充実
- ③ 障がい（児）者の状況に応じた関係機関との連携の推進
- ④ 障がい福祉サービスに関する情報提供と利用調整の推進
- ⑤ 地域活動支援センターの充実



<施策2> 福祉サービスの充実

- ① 在宅支援福祉サービスの充実
- ② 外出・移動支援の充実
- ③ 障がい状況に応じた施設活用の支援



<施策3> 自立と社会参加の促進

- ① 障がい者の就労機会の確保・充実
- ② 芸術、文化、スポーツ活動への参加促進
- ③ 一般就労が困難な障がい者の活動の場の確保
- ④ グループホーム等地域における障がい者の生活や活動の場の充実
- ⑤ 障がい者の経済的負担の軽減



<施策4> 障がい者団体等の活動・運営の支援

- ① 障がい福祉サービス事業所等への運営支援
- ② 障がい者団体等の活動の支援



成果指標

●就労継続支援 B 型事業所のサービス利用人数

基準値（令和2年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
109人	130人	2人以上増／年 障がい福祉計画目標値

第3節 セーフティネット形成

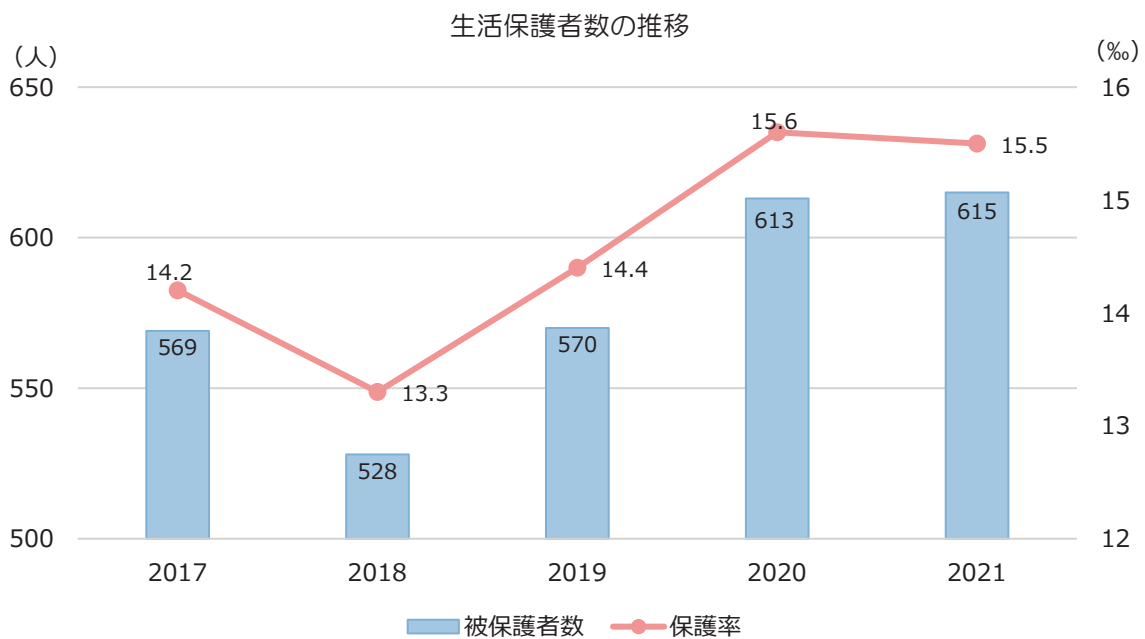
現状と課題

本町では、町社会福祉協議会や厚木保健福祉事務所などと連携し、「愛川町地域福祉計画・地域福祉活動計画」や「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）等に基づき、日常生活に課題を抱え、援助や支援を必要としている住民に対し、さまざまな取組みを積極的に推進してきました。

近年、生活課題が複合化・複雑化してきており、分野横断的な取組みが必要となってきたほか、新型コロナウイルス感染症の影響等による住民同士の関係の希薄化や生活に困難を抱える人の孤立化により福祉制度の支援に結びつきにくい側面があるなど、一人ひとりのニーズに応じた支援の確保が課題となっています。また、このような中で、身近な隣人として支援を必要とする人を見守る民生委員・児童委員など、地域で活動されている皆さんに期待が寄せられていますが、今後、こうした方々のなり手不足も懸念されています。

さらに、犯歴等のある人の中には、就労や住居などの不安定さから、再び犯罪に結びついてしまうケースが増加している状況にあり、社会全体で適切にかかわっていくことが求められています。

全ての住民が、安心して日常生活を営むことができるよう、SDGsの理念である誰一人取り残さない、地域に根ざした細やかで温もりのある支援を推進する必要があります。



住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 互いが助け合える社会的弱者にやさしいまちづくりを進めてほしい。

基本方針

- 誰もが安心して自立した生活をおくることができるよう、セーフティネットの形成を進め、生活困窮者の状況に応じた適切な支援に努めます。

施策の展開

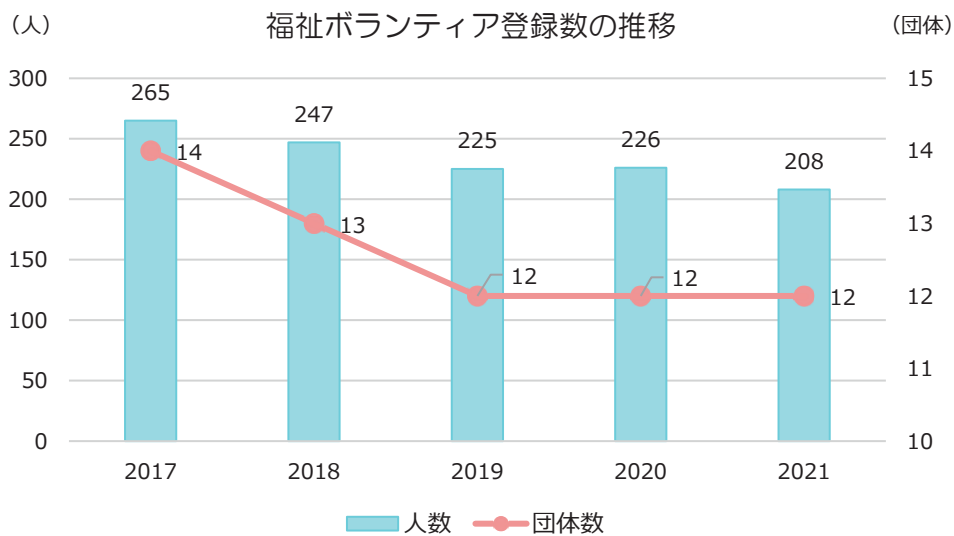
<施策1> 地域における支え合いの促進

- ① 民生委員・児童委員等による相談・支援活動の充実
- ② 要配慮者を孤立させないための支援の充実
- ③ 町社会福祉協議会等関係機関との連携の強化



<施策2> 生活支援の充実

- ① 相談体制の充実と関係機関との連携の強化
- ② 生活保護世帯や生活困窮世帯等に対する援護事業の推進
- ③ 再犯防止に向けた取組みの推進
- ④ 成年後見制度※31の周知と利用促進



成果指標

●福祉ボランティアの登録者数

基準値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)	算出根拠等
208 人	230 人	約 10%の増

※31 成年後見制度：知的障がい・精神障がい・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際に支援する制度。



第2章 健康づくり

第1節 健康づくりの推進

現状と課題

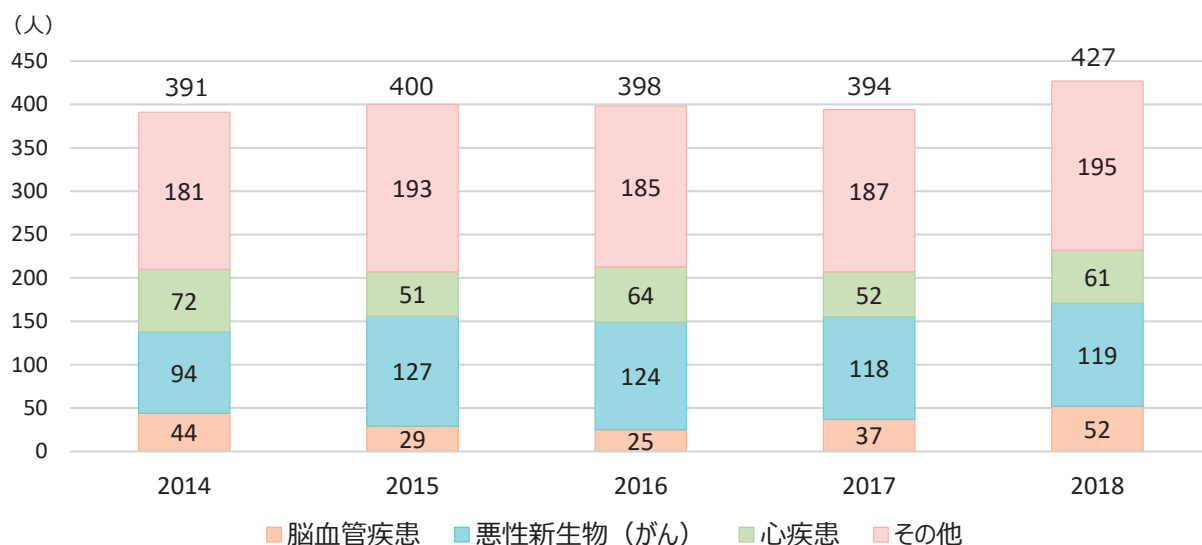
近年、生活環境の改善や医学・医療の進歩等により平均寿命は年々伸びている一方で、不適切な生活習慣の積み重ねによる生活習慣病予備群の増加に伴い、生活習慣病が疾病全体の多くを占める傾向となっています。また、高齢化の進行により、認知症や寝たきり等の要介護状態となる人も増加傾向となっています。

このような社会的潮流を受け、国では「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」が展開されています。本町では、この計画と整合を持ち、住民が主体的に取り組むことができる健康づくり施策を推進するために、「愛川町健康プラン」を策定し、各種の健康増進事業に取り組むほか、住民の健康意識を高めながら健康寿命を伸ばしていくために、2016（平成 28）年 7 月には「健康のまち」を宣言しています。

今後はより一層、住民一人ひとりが生涯にわたり、心身ともに健康で豊かな生活を送るために、疾病予防対策を行うことで、健康寿命の延伸を図ることが求められています。

引き続き、「愛川健康のまち宣言」に基づき、住民が主体的に健康づくりを実践するための取組みを充実させていく必要があります。

主要死因別死亡者数の推移



（出典）統計あいかわ

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 健康的な生活が営めるよう、健康寿命を延ばすための未病※32改善の取組みに努めてほしい。

基本方針

- 住民一人ひとりがいきいきとした毎日を送れるよう、心と身体の健康を維持・増進するための未病対策や保健事業等により、健康づくりの支援に努めます。

施策の展開

<施策1> 健康維持・増進のための支援

- 健康づくり活動や健康増進事業の推進
- がん検診等各種健康診査や予防接種事業の推進
- 健康測定機器を活用した未病対策の推進
- 関係機関と連携した食育の推進
- 心の健康づくりの推進



<施策2> 疾病予防対策と保健事業の推進

- 生活習慣病予防対策の推進
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の推進



成果指標

- がん検診受診率(検診対象者のうち国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者の割合を基に積算)

基準値(令和2年度)	目標値(令和10年度)	算出根拠等
8.58%	20%	国県の目標値50%に、町民全体に占める国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入率40%を乗じて算出

※32 未病：病気になる一歩手前の心身の状態のこと。



第3章 子育て

第1節 子育て環境の充実

現状と課題

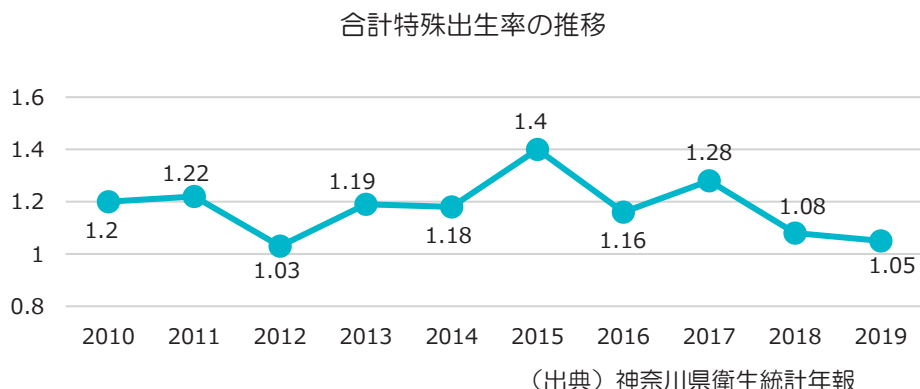
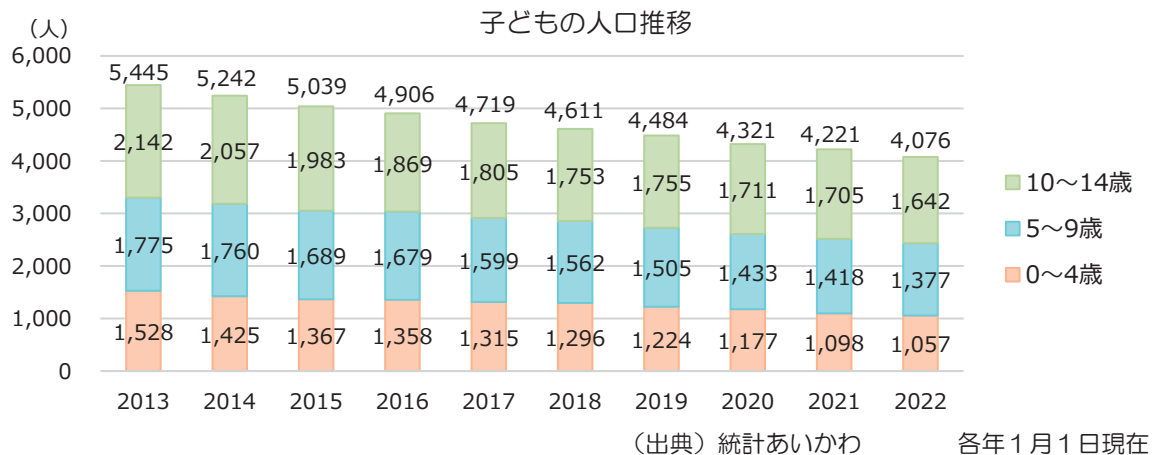
本町における出生数は、2018（平成 30）年には年間 200 人を下回り、減少傾向にあります。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化をはじめ、保護者の就労環境の多様化や外国籍住民の増加に伴う多文化社会の到来等、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子どもとその家族におけるニーズも複雑・多様化しています。

急速な少子化に対応し、出産・子育ての希望をかなえられるよう、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が制定されました。

国では、全ての子どもや子育て家庭を対象として、各種支援の量の拡充や質の向上を進めるため、「子ども・子育て支援新制度」が 2015（平成 27）年 4 月に開始され、子どもが減少する中でも、適切な子育て環境を確保することとしています。

全ての結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描けるよう、引き続き、子育てに係る経済負担の軽減や仕事と子育てを両立できる環境の整備等、社会状況やニーズに沿った結婚・出産・子育てにわたって切れ目のない支援を充実させる必要があります。



住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 子育てのストレスや不安の解消に向けた支援の充実に努めてほしい。

基本方針

- 安心して子どもを生み育てられる環境の整備を進め、子どもの幸せと成長を育むための支援に努めます。

施策の展開

＜施策1＞安心して妊娠・出産できる環境の整備

- 妊産婦の相談・指導機会の充実
- 妊娠・出産に係る経済的負担の軽減



＜施策2＞安心して育児ができる環境の整備

- 乳幼児に対する健診や相談機会の充実
- 子育て支援センターの充実
- ニーズに対応した保育体制の充実
- 子育てに係る経済的負担の軽減
- 地域全体で子育て家庭を支える体制の整備



＜施策3＞子どもの育成環境の充実

- 親同士の相談や情報交換の場の充実
- 幼児と高齢者等の世代間交流の推進
- 児童虐待防止対策の推進
- 放課後の居場所づくりの充実



成果指標

●子育て支援センター利用者数

基準値（平成30年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
15,114人/年	15,900人/年	約5%の増 ※基準値は新型コロナウイルス感染症の影響がない時点で設定



中津第二小 6年 谷口 美波音さん



中津第二小 6年 柳川 莉音さん



愛川中 1年 富沢 公美さん



半原小 1年 山口 未織さん

第4部

基本目標4：豊かな人間性を育む文化のまちづくり





第1章 学校教育

第1節 幼児教育の充実

現状と課題

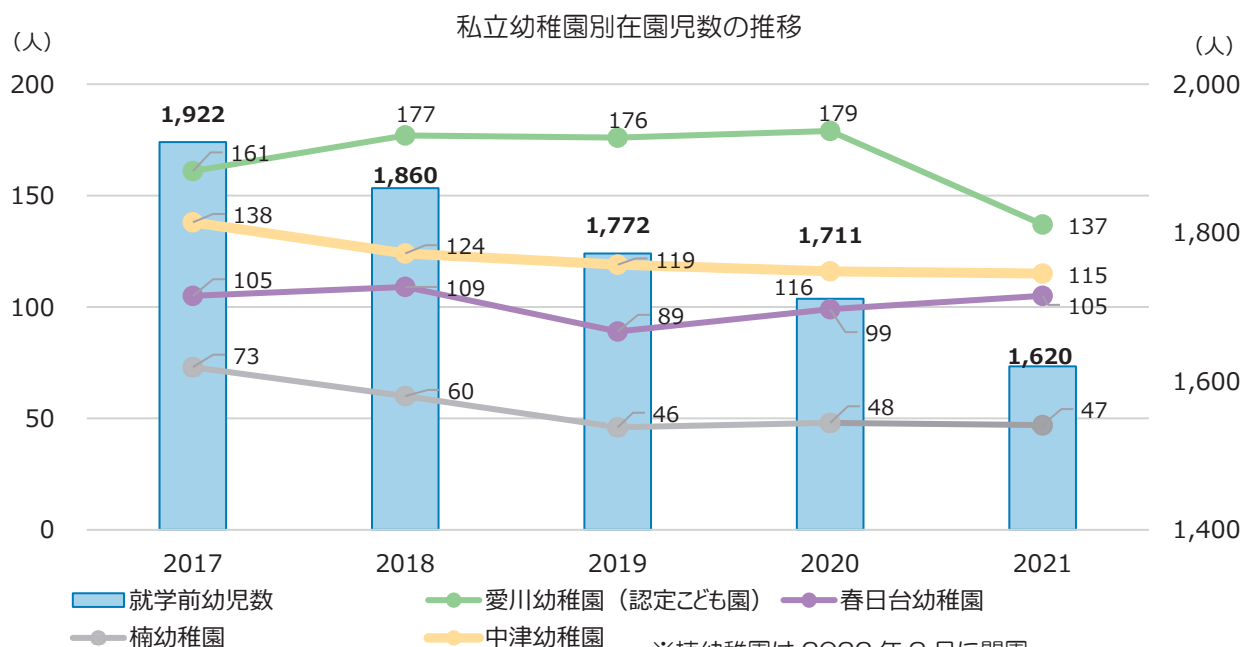
少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会参加の促進など、子どもを取り巻く環境は近年、急速に変化しています。

幼児期は、基本的な生活習慣や生きる力、思いやりの心など、人間形成の基礎を築く重要な時期であり、子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる環境整備の充実

が必要です。

国では、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が2015（平成27）年度に開始され、2019（令和元）年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

今後も家庭や地域社会、民間教育・保育施設、小学校が連携しながら、保育量の確保や各種の経済的支援を通じて、幼児教育の充実に努めていく必要があります。



※楠幼稚園は2022年3月に閉園

※中津幼稚園は2022年4月に認定こども園へ移行

住民等の声（町民ワークショップ、関係団体ヒアリング）

- 郷土愛や豊かな自然について、子どもたちに伝えていく取組みを強化してほしい。

基本方針

- 多様性やデジタル化など時代の潮流に沿って、郷土愛や他人を思いやる豊かな心と未来を切り拓く力を育めるよう、民間教育・保育施設や家庭に対する支援を推進し、幼児教育の充実に努めます。

施策の展開

<施策1> 幼稚園や就園児に対する支援

- ① 認定こども園・私立幼稚園の運営に対する支援
- ② 幼児教育・保育の無償化の適切な推進
- ③ 地域の自然、歴史、文化、人材等、地域教育力を活かした幼児教育の推進
- ④ 幼稚園、保育園と小学校との連携



<施策2> 心の教育の推進

- ① 読書・読み聞かせ活動の推進
- ② 地域と連携した家庭教育の充実



2022年4月に認定こども園へ
移行した中津幼稚園



ブックスタートの様子
(町子育て支援センター)



成果指標

●認定こども園・私立幼稚園就園児の人数

基準値（令和3年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
404人	440人	官民の幼保連携の推進による

第2節 時代に求められる学校教育の推進

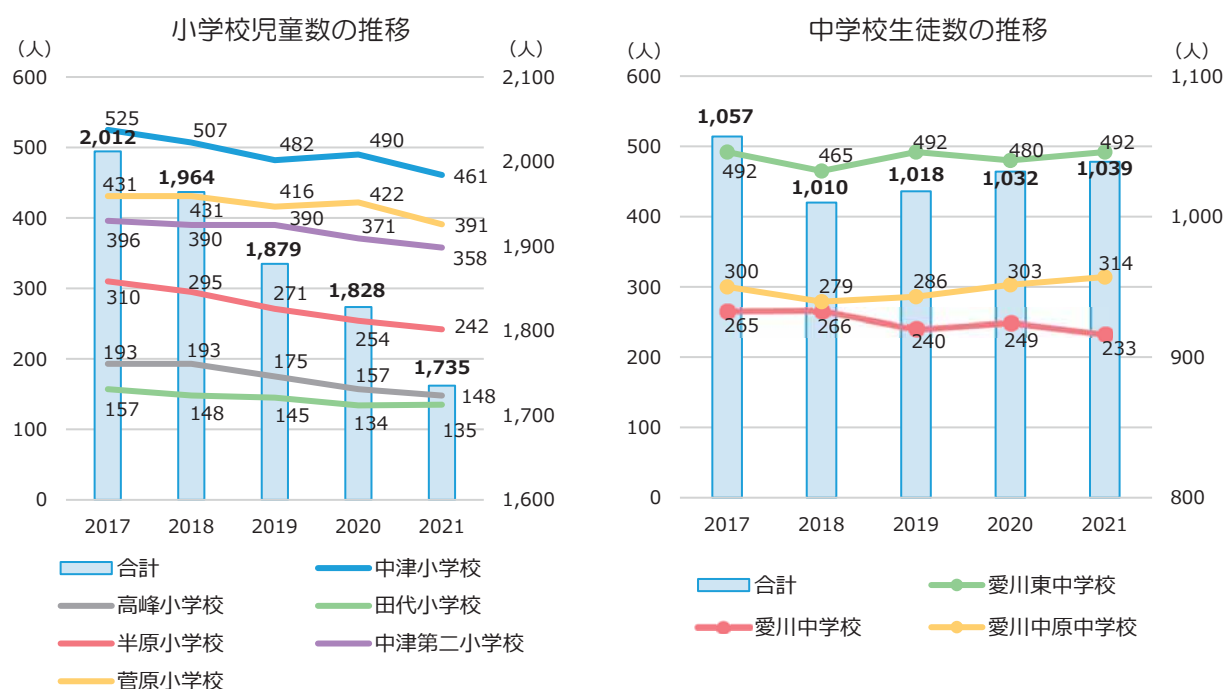
現状と課題

グローバル化や情報通信技術の進展など、社会基盤の急激な変化の中、柔軟な思考力に基づいて付加価値を生み、イノベーションによる新たな社会を創造していく人材や、国際的視野を持ち多様性を尊重しつつ協力しながら課題解決に取り組む人材の育成など、Society 5.0時代に生きる子どもたちに必要な教育施策が求められています。

一方で、いじめや不登校、要支援家庭や保護者対応のほか、近年ではSNSに関わるトラブルやヤングケアラー※33など新たな課題も顕在化し、学校教育を取り巻く状況は複雑多様化しており、児童生徒一人ひとりに応じた教育環境の整備が求められています。

国が推進するGIGAスクール構想※34により、1人1台端末と高速大容量通信ネットワークは現代教育のスタンダードとなりつつあり、次代に必要な資質を育み、より質の高い教育を推進していくためには、新たな時代に即した主体的・対話的で深い学びや、理論と実践の往還による教員養成の高度化が求められています。

さらに、学校施設全体の9割が築30年を超えており、良好な教育環境を維持していくため、町公共施設等総合管理計画に基づく施設の大規模修繕を計画的に実施していく必要があります。



(出典) 学校基本調査(各年度5月1日現在)

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- ・ 地域愛の醸成について、取組みを強化してほしい。
- ・ 今日の課題解決に向けて、就学前から小中学校、義務教育修了後の一貫した教育課程を作成してほしい。

※33 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

※34 GIGAスクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現するための国の構想。

基本方針

- 未来の愛川町を担う児童生徒たちが健やかに学び成長していける教育環境の構築に向けて、時代の流れに応じた取組みと、支援の充実を図ります。

施策の展開

<施策1> 学校施設・教育環境の整備と充実

- ① 教育環境や学習内容に配慮した学校施設・設備の整備
- ② 安全な学校づくりの推進
- ③ 少人数学級の実現と柔軟な学級編成のための制度改正に向けた関係機関への要望



<施策2> 特色ある教育の推進

- ① 魅力ある学校づくり、地域とともにある学校づくりの推進
- ② 確かな学力と体力を育むための学校教育の充実
- ③ 学校給食の充実と食育の推進
- ④ 小中一貫教育や神奈川県・愛川町連携型中高一貫教育の推進
- ⑤ ICT教育の充実
- ⑥ グローバル教育の推進
- ⑦ キャリア教育の推進



<施策3> 一人ひとりに応じた教育の充実

- ① GIGA スクール構想による個別最適な学びの充実
- ② 不登校や外国とのつながりをはじめとした支援の必要な児童生徒に対する教育の充実
- ③ 児童生徒の悩みや問題に対応した教育相談・家庭支援の充実
- ④ 放課後学習「あすなろ教室」(小学校)・「ひのき教室」(中学校)・「かえで教室」(外国籍等)の推進



<施策4> 教育研究・調査の充実

- ① 教職員向け研修と教育課題研究への支援の充実
- ② 教育開発センターを中核とした実践的教育力の共有・展開



成果指標

●学校に行くのは楽しいと思う小学6年生の割合

基準値（令和3年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
81.2%	95%	第5次総合計画の目標を引き続き目指す

●学校に行くのは楽しいと思う中学3年生の割合

基準値（令和3年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
78.9%	90%	小学6年生と同程度の伸び率を設定

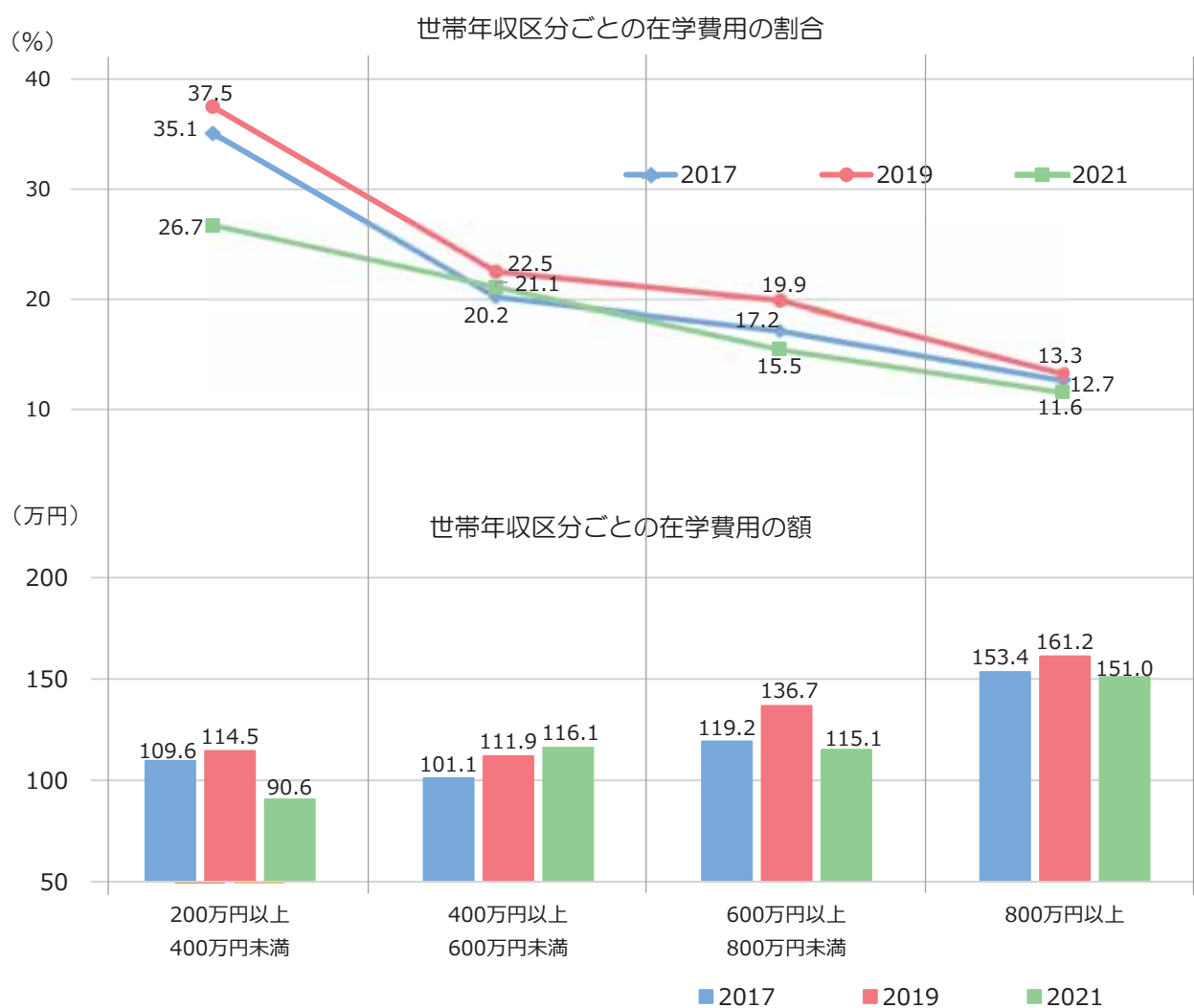
第3節 教育負担の軽減

現状と課題

国立社会保障・人口問題研究所が2015（平成27）年に行った調査では、「子育てや教育への費用がかかりすぎる」と理想の子ども数を持たない理由として最も多く回答され、子育て・教育にかかる費用が少子化の要因の一つとなっていることが示されました。

2019（令和元）年には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもが健やかに育成される環境整備と教育の機会均等が図られるべきとの趣旨がより明確化されました。

将来を担う全ての子どもが、十分な学習機会を享受し、持てる能力や可能性を最大限に伸ばせるよう、就学や経済的支援を充実していく必要があります。



（出典）教育費負担の実態調査結果（日本政策金融公庫）

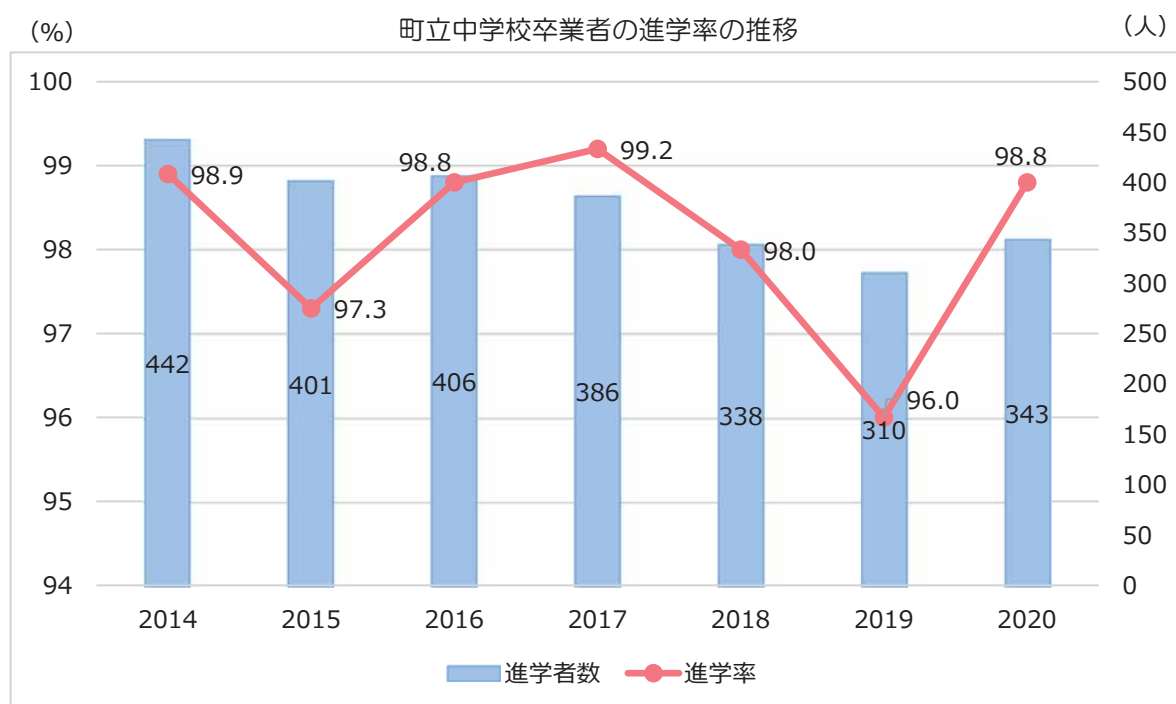
基本方針

- 全ての子どもに教育の機会が確保されるよう、就学・教育における子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

施策の展開

＜施策1＞就学支援と教育費負担の軽減

- ① 児童生徒への教材費の一部助成
- ② 経済的な理由により小中学校への就学が困難な世帯に対する援助
- ③ 高等学校や大学等への就学に係る経済的支援
- ④ 感染症まん延下等、非常時における学びを確保するための支援



成果指標

●高等学校等への進学率

基準値（令和2年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
98.8%	99.2%	神奈川県内進学率（令和2年度）



第2章 生涯学習

第1節 生涯学習の推進

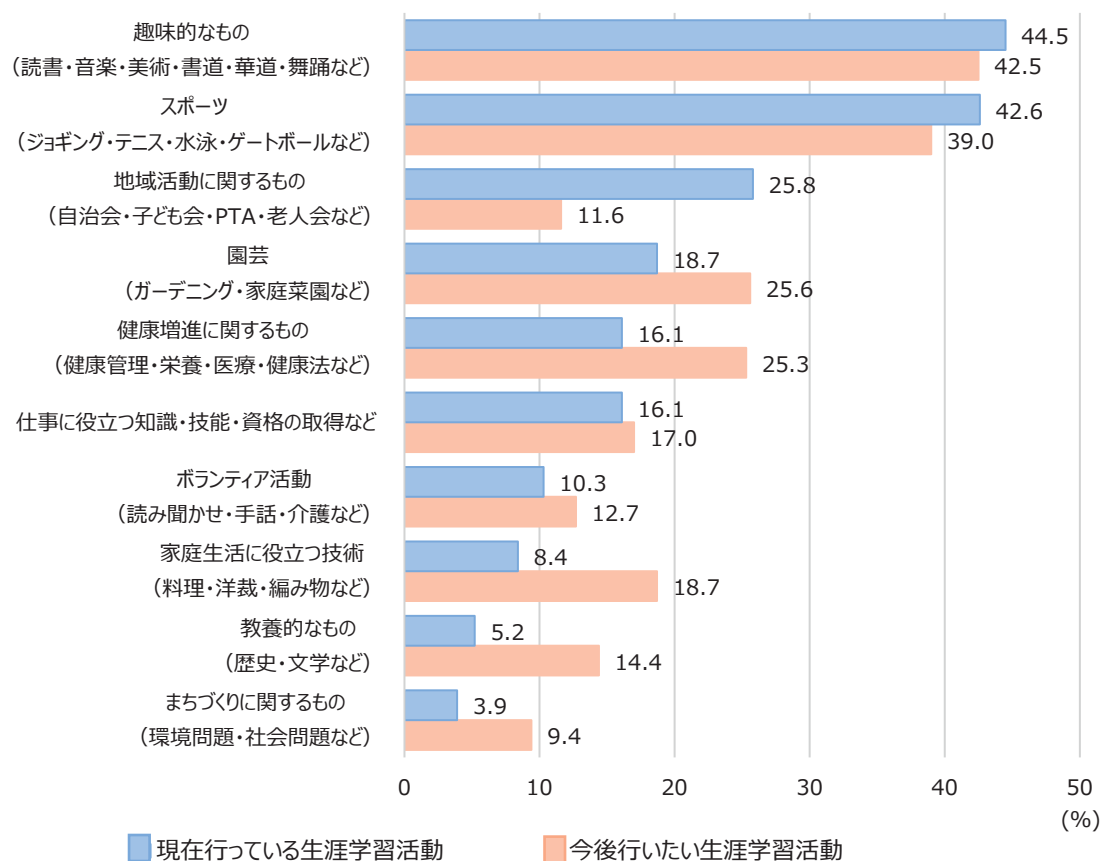
現状と課題

誰もが日々の学びを通して暮らしを充実させ、生きがいを持って生活できる環境を構築していくことは、超高齢社会の到来や人々の生活スタイル・価値観の多様化が進んでいく中で、重要な課題となっています。

本町では、これまで「第2次愛川町生涯学習推進プラン」（2012（平成24）年度～2023（令和5）年度）に基づき、多様な学習ニーズに応じた各種教室や講座の開催、家庭教育の充実など様々な施策を推進することで、住民の主体的な学びを通して多様な個性や能力を伸ばし、ふれあいや交流の促進を図るとともに、つながりや絆をつくりながら、住民同士が支え合う社会の実現を目指してきました。

今後は、これまでの成果を踏まえ、変遷著しい時代の潮流を捉えた中で、誰もがいきいきと自己実現を図りながら、社会参画できる環境づくりが求められています。

生涯学習活動の現在と今後



(出典) 第2次愛川町生涯学習推進プラン

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 子どもや高齢者の交流を図るうえで、人材のネットワークを形成するための取組みを強化してほしい。

基本方針

- 誰もが生きがいを持って楽しく学び、より質の高い生活ができる環境の構築に向けて、多様な学習ニーズに応える充実した生涯学習の場の提供と、社会参画を促す取組みを推進します。

施策の展開

＜施策1＞生涯学習施設の整備と機能の充実

- ① 公民館の機能の充実
- ② 児童館・地域集会施設の利活用促進
- ③ 図書館機能の充実
- ④ 近隣自治体との図書館の相互利用及びネットワークの活用



＜施策2＞生涯学習活動の推進

- ① 生涯学習推進プランに基づく事業展開
- ② 学習情報の提供や相談体制の充実
- ③ 生涯学習の指導者の育成
- ④ 研修会や講座等の学習機会の提供
- ⑤ 学習活動を行う団体・グループの育成と交流活動の促進
- ⑥ 読書普及活動の推進



成果指標

●公民館利用者数

基準値（平成30年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
119,002 人／年	123,000 人／年	約3%の増 ※基準値は新型コロナウイルス感染症の影響がない時点で設定

第2節 生涯スポーツの推進

現状と課題

人々の価値観やライフスタイルの多様化、地域社会のつながりの希薄化等、暮らしの形が変化していく中で、スポーツを通して健康づくりや自己実現を促進し、持続可能で活力ある地域社会を構築していく必要があります。

本町では、1989（平成元）年の「町民みなスポーツの町宣言」以来、スポーツ参加者の裾野を広げつつ、スポーツ技術の向上とスポーツ活動の普及に取り組んできました。

今後は、年齢や性別、障がいの有無を問わず、誰もが健康でスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、生涯スポーツを推進するための施策を充実していく必要があります。

スポーツ施設位置図



スポーツ施設の状況

名称	所在地	施設の主な内容
第1号公園体育館	中津 4043	延床面積：4,646.7㎡、柔道場1、剣道場1、卓球場1、会議室1、トレーニングルーム1、体育室1（1,611㎡）
坂本体育館	中津 5177	784㎡（バレーコート1又はバスケットコート1またはバドミントンコート3又はソフトバレーコート3）
農村環境改善センター	田代 1195	658.1㎡、多目的ホール（体育館）1
中津工業団地第1号公園	中津 4043	38,857㎡、野球場2、テニスコート8、プール2、夜間照明、ジョギングコース、トリム広場
中津工業団地第2号公園	中津 4059	10,437㎡、ソフトボール場1、夜間照明、自由広場
田代運動公園	田代 1700	62,864㎡、野球場1、ソフトボール場1、テニスコート4、夜間照明、ゲートボール場6、トリム広場、多目的広場、プール3、自由広場、スケートボード場1
三増公園	三増 1886	48,847㎡、陸上競技場1、テニスコート2、多目的広場
志田運動場	田代 1204	5,649㎡、ソフトボール場1
坂本運動場	中津 5166	3,847㎡、ソフトボール場1、夜間照明
小沢青少年グラウンド	角田 4704 他	28,337㎡、野球場2、ソフトボール場2
六倉・大塚グラウンド	中津 6986 他	9,205㎡、ソフトボール場2
若宮グラウンド	中津 6906-1 他	3,742㎡、多目的グラウンド
三増プール	三増 1661-7	275㎡、25m×11m（5コース）、水深0.9～1.0m
県立愛川ふれあいの村	半原 3390	163,756㎡、多目的グラウンド（サッカー場4又はソフトボール場4）、体育館1

（2022年4月1日現在）

基本方針

- 持続可能で活力あるまちづくりと、健康で生きがいのある暮らしの実現に向けて、誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、社会参画することができる環境の構築と、活動機会の創出を推進します。

施策の展開

<施策1>スポーツの推進

- ① スポーツ指導者の発掘・養成
- ② スポーツ協会、スポーツ少年団等の組織強化と自主的なスポーツ活動の促進
- ③ 駅伝大会等スポーツイベントの充実、地域でのスポーツ活動の振興
- ④ 各種スポーツ教室の充実
- ⑤ スポーツ施設の機能の充実



<施策2>生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ① スポーツ推進委員による体力づくりの推進
- ② 保健行政との連携による生涯スポーツの推進
- ③ 生涯スポーツ・レクリエーションに関する情報の収集・提供
- ④ 生涯スポーツ・レクリエーションの普及を行う組織への支援



愛川町スポーツ協会団体一覧

協会名	
陸上競技会	サッカー協会
野球協会	水泳協会
バレーボール協会	スキー協会
剣道協会	ゴルフ協会
卓球協会	ゲートボール協会
ソフトテニス協会	パタンク協会
レクリエーション協会	ターゲット・バードゴルフ協会
バドミントン協会	ソフトバレーボール協会
テニス協会	山岳協会
バスケットボール協会	柔道協会
ソフトボール協会	

(2022年4月1日現在)

愛川町スポーツ少年団登録状況

団体名
半原剣道愛好会
中津少年剣道同好会
第二小剣友会
菅原剣士会
ホワイトイーグルス
レッドベアーズ
愛柔会
ハリマオサッカークラブ
愛川ジュニアバドミントンクラブ
愛川剣道教室

(2022年4月1日現在)

成果指標

●スポーツ施設利用者数

基準値（平成30年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
390,474 人／年	403,000 人／年	約3%の増 人口減少・少子高齢化社会においてもスポーツ人口の増加を目指す。 ※基準値は新型コロナウイルス感染症の影響がない時点で設定

第3節 歴史・文化・芸術活動の推進

現状と課題

本町の歴史を紐解き、その普及促進を図ることは、現在、私たちが享受している生活環境が先人たちのたゆまぬ努力の上に成り立っているという気づきにつながり、より豊かな町を次代に継承していくための一助となります。文化・芸術は、豊かな感性を育み、暮らしに潤いと活力をもたらす重要な活動の一つです。

本町では、国登録有形文化財や民俗芸能、伝統技術など多くの文化資源を有しており、地域の文化活動の拠点である公民館などにおいて、幅広い活動が展開されています。

これらの貴重な文化資源を絶やすことなく継承していくためには、幅広い世代が歴史や文化・芸術に触れ、次世代を担う若者が主体的に参加し、新たな文化を生み出していく機会を創出していくことが重要です。

指定・登録文化財

愛川町文化協会団体一覧

指定・登録	番号	件名	種別	指定・登録年月日	所有者又は管理者（敬称略）	団体名	
県指定	1	三増の獅子舞※	無形民俗	1961.7.4 1976.10.19	三増獅子舞保存会	みなかみ短歌会	愛川町舞踊協会
	2	八菅神社の社叢林	天然記念物	1991.2.8	八菅神社	愛川町写真クラブ	愛川町将棋愛好会
町指定	3	八菅神社の梵鐘	歴史資料	1972.9.1	〃	愛川町歌謡協会	愛川町吟詠連盟
	4	八菅山修験道旧跡	史跡	〃	〃	愛川茶道協会	愛川町囲碁連盟
	5	三増合戦場跡	〃	〃	愛川町及び三増地区	マジック愛川クラブ	愛川町民謡協会
	6	塩川滝	名勝	〃	〃	愛川ばら会	愛川さつき会
	7	タブノキ（角田）	天然記念物	〃	角田八幡神社	神奈川ふだん記	愛川華道協会
	8	タブノキ（田代）	〃	〃	田代八幡神社	よさこいダンスチーム Funny	
	9	管巻き唄	無形民俗	〃	愛川町民謡保存会		
	10	旧光勝寺の鰐口	歴史資料	1976.10.1	八菅神社		
	11	龍福寺の山門	建造物	1979.7.1	龍福寺		
	12	勝楽寺の山門	〃	〃	勝楽寺		
	13	三増獅子舞のバンパ面	有形民俗	〃	三増獅子舞保存会		
	14	正応の碑伝	歴史資料	〃	八菅神社		
	15	上原の庚申塔	有形民俗	〃	上田代講中		
	16	弥生期の有角石斧	考古資料	〃	薄 秀一		
	17	カタクリの自生地（市の田）	天然記念物	〃	八木 千代子		
	18	半縄の石棒	考古資料	1980.2.1	半縄区		
	19	清徳寺の鎌獅子	有形民俗	〃	清徳寺		
	20	カタクリの自生地（梅沢）	天然記念物	1981.9.1	齊藤彰信他		
	21	復元小島末儀然系工場（ハ丁式燃系機と関連機器一式）	歴史資料	1998.6.22	愛川町		
	22	八菅神社文書	〃	2000.7.1	八菅神社		
	23	八菅山大権現天文十年棟札	〃	〃	〃		
	24	伝八菅山出土土製経筒	考古資料	2001.6.1	愛川町教育委員会		
	25	八菅山経塚遺跡出土木造合子形念持仏	〃	2009.9.1	〃		
国登録	26	平山橋	建造物	2004.11.8	愛川町		
	27	古民家山十郎主屋	〃	2009.1.8	〃		
	28	古民家山十郎門	〃	〃	〃		

※1961年に県指定「無形文化財」となった後、1976年に「無形民俗文化財」に種別変更された。

（2022年4月1日現在）

住民等の声（町民ワークショップ、関係団体ヒアリング）

- 歴史ある建築物や古民家などの資源を活用した交流の場の提供や積極的な情報提供をしてほしい。
- 文化財の保護活動と利活用を推進してほしい。

基本方針

- 本町をかたち創ってきた歴史の周知や幅広い世代が主体となる文化・芸術活動を促進し、特色ある地域文化の創造に努めます。また、地域固有の伝統文化の普及と継承を図り、潤いと彩りのある文化のまちづくりを進めます。

施策の展開

＜施策1＞文化財の保護と文化活動の推進

- ① 優れた文化・芸術活動に接する機会の提供
- ② 文化・芸術活動の魅力発信とイベントの開催
- ③ 文化協会の組織強化、団体・グループ相互の交流活動の促進
- ④ 各種文化活動を担う指導者、後継者の育成
- ⑤ 文化財の保存・継承と利活用の推進



文化財位置図



成果指標

●郷土資料館入館者数

基準値（平成30年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
55,887 人／年	58,000 人／年	約3%の増 魅力的な企画展や講座を開催し、入館者数の増加を目指す ※基準値は新型コロナウイルス感染症の影響がない時点で設定



第3章 人権

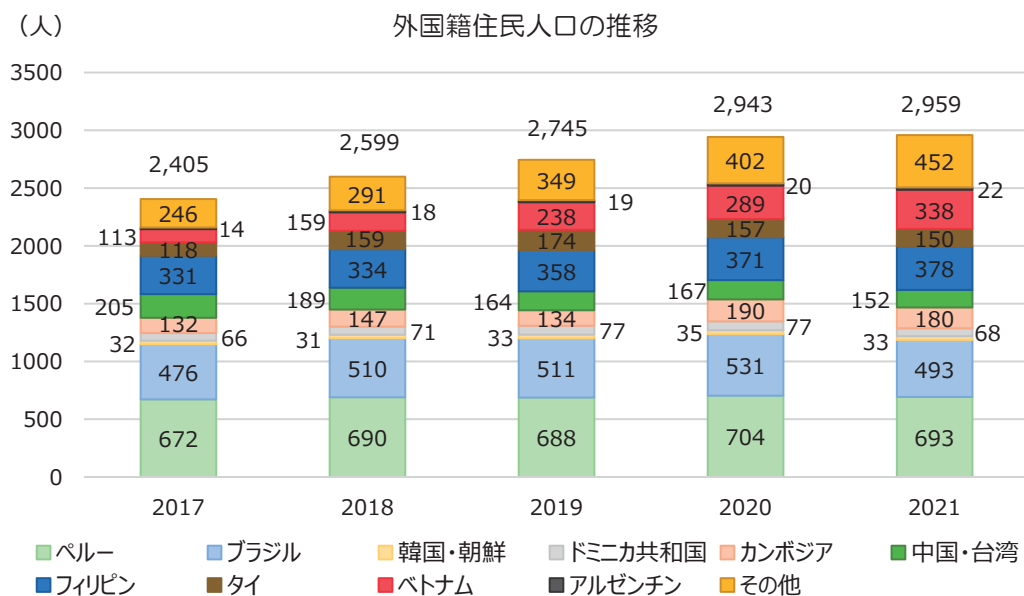
第1節 ダイバーシティ※35の推進

現状と課題

社会経済情勢が複雑化する中、あらゆる分野において多様な人材が求められており、女性の社会参画が進んでいますが、世界銀行が2022（令和4）年に発表した男女格差調査の結果では、我が国は190カ国中103位となっており、さらなる男女共同参画の推進が求められています。

また、進展するグローバル化や出入国管理法の改正などを背景に、本町に居住する外国籍住民の割合は県内で最も高く、今後も増加傾向が見込まれることから、多文化共生を推進していくことが必要です。全ての人がお互いの人権を尊重し、支え合いながら平等な社会を構築していくことは、まちづくりの基本です。

町では、これまで「男女共同参画基本計画」に基づく取組みを推進するほか、2022（令和4）年度からは、新たにパートナーシップ宣誓制度※36を開始するなど、人権を尊重した取組みを推進してきました。引き続き、性別や国籍にとらわれず、マイノリティとされる方々の活躍の場を拡大していくことが求められています。



※各年10月1日現在 （出典）統計あいかわ

住民等の声（町民ワークショップ、関係団体ヒアリング）

- 女性や若年者が働きやすい環境をつくってほしい。
- グローバルな意識を持つことで、国際平和や人権意識の向上につながるよう外国籍住民との交流を増やしてほしい。

基本方針

- 差別や偏見のない高い人権意識と男女共同参画のもと、全ての人々が尊重され、誰もが住みやすい地域社会の形成を図ります。

施策の展開

<施策1> 男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画基本計画の推進
- ② ジェンダー平等の意識を深める啓発活動の推進
- ③ DV※37 等に関する相談・保護・自立支援の充実



<施策2> 人権意識の高揚

- ① 差別や偏見のない社会の実現に向けた人権教育の推進
- ② 人権に関する啓発活動と相談活動の充実
- ③ パートナーシップ宣誓制度の推進
- ④ 法律相談等各種住民相談の充実



<施策3> 多文化共生の推進

- ① 外国籍児童生徒に対する保育・教育の充実
- ② 小中学校における国際教育の推進
- ③ 多言語表記による行政情報の充実
- ④ 国際交流を深める団体への支援と交流イベント等の開催
- ⑤ 外国籍住民への生活支援の充実



成果指標

●人権啓発講演会参加者数（累計）

基準値（令和元年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
100人	850人	令和元年度を基準値として、令和5年度から毎年10%ずつ増加した6年間の累計人数

※35 ダイバーシティ：人種、性別、年齢、信仰などにこだわらずに多様な人材を生かし、最大限の能力を発揮させようという考え方。

※36 パートナーシップ宣誓制度：お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることを宣誓した性的少数者や事実婚の方に対して、婚姻に相当する関係と自治体が公認する制度。

※37 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

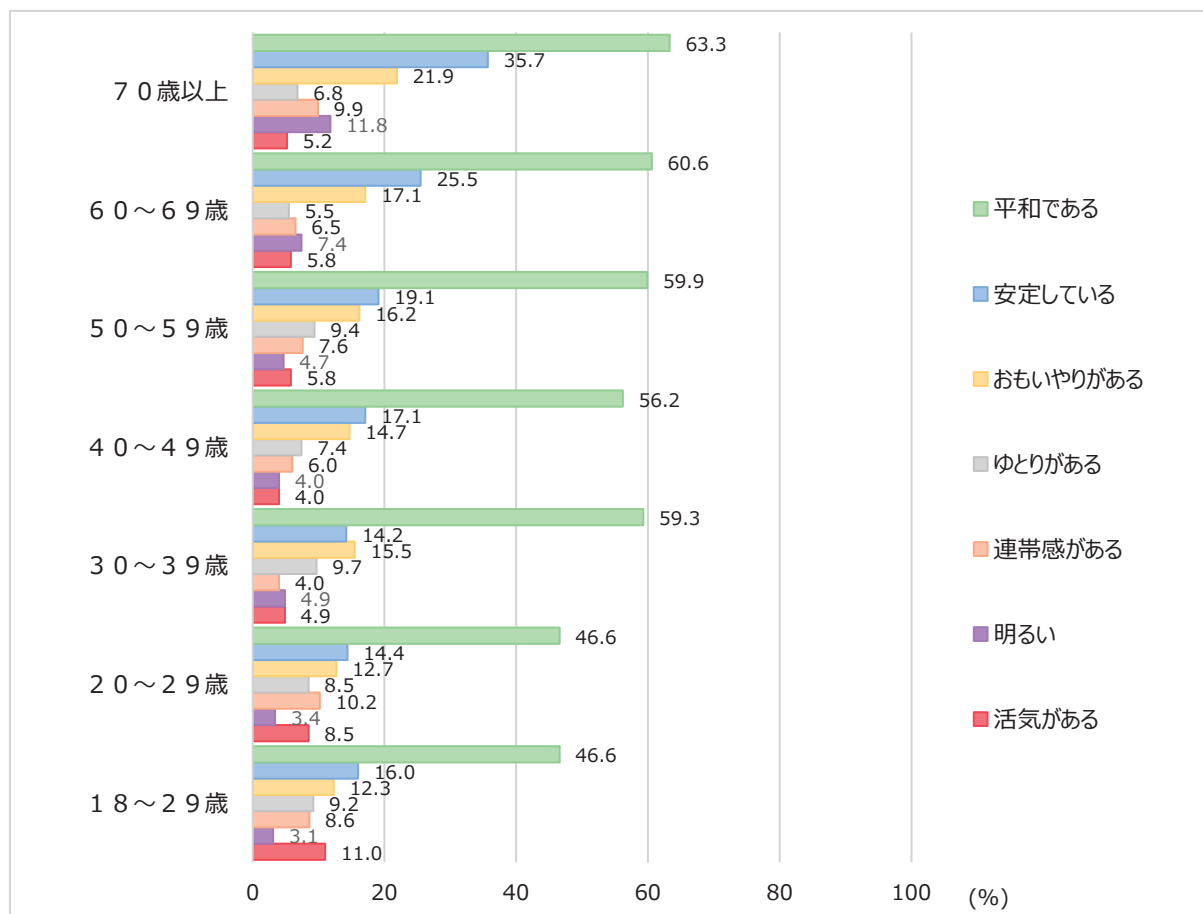
第2節 平和思想の普及

現状と課題

世界各地では今なお戦争や紛争が続いており、人道危機と呼ばれる状況が後を絶ちません。2017（平成29）年に国連で採択された核兵器禁止条約^{※38}が2021（令和3）年に発効されましたが、排他的・対立的な国際情勢が国家間の緊張を高め、核軍縮の動きは依然停滞しており、平和の実現に向けた課題が山積している状況です。

本町では、1995（平成7）年の「愛川平和の町宣言」以来、核兵器の根絶と人類共通の願いである恒久平和の実現に向け、平和思想の普及・啓発に努めています。戦争の悲惨さや理不尽さを風化させることなく次世代に語り継いでいくために、平和思想の醸成や普及啓発について、より実効性のある取組みを推進していくことが求められています。

世相に対する国民意識調査



（出典）社会意識に関する世論調査（2021 年内閣府）

基本方針

- 唯一の戦争被爆国としての記憶を風化させることなく次世代に継承し、恒久平和に向けた教育・啓発活動を推進します。

※38 核兵器禁止条約：(a) 核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有又は貯蔵、(b) 移転、(c) 受領、(d) 使用又は使用の威嚇、(e) 援助、奨励又は勧誘、(f) 援助の求め又は受入れ、(g) 配備、設置又は展開の容認等を禁止することについて規定するもの。

施策の展開

<施策1> 平和思想の普及・啓発

- ① 子どもたちの平和思想の醸成に係る取組みの推進
- ② 平和の尊さや戦争の悲惨さについての意識を深める平和思想の普及・啓発



2019 年度愛川町平和パネル展実施結果

(単位：人)

(単位：人)

日程	場所	計・ 年齢	～19	～29	～39	～49	～59	～69	～79	80～	不明
7.13～ 7.19	半原 公民館	31	1	4	1	6	3	5	7	3	1
7.20～ 7.26	中津 公民館	39	6	8	2	5	4	8	4	2	0
7.27～ 8.5	役場 庁舎	58	10	2	3	10	11	12	9	1	0
8.7～ 8.19	文化 会館	123	21	12	10	15	13	18	24	10	0
計		251	38	26	16	36	31	43	44	16	1
		計・ 学年	1 年		2 年		3 年		その他		
9.2～ 9.13	愛川 東中	95	25		46		18		6		
合計		346									

2019 年度平和資料館親子見学会感想等自由意見（一部抜粋）

平和館では、戦争のこと以外でも、テロや差別、平和とは何かなどいろいろなことが学べた。昭和館では、戦争を中心に戦前戦後の生活・町の様子をレプリカや実際の物の展示、体験コーナーなどを通して楽しく学ぶことができた。3度目の参加だったが、まだまだ学べることが多く、少しびっくりした。来年も学べることを願って参加したい。

戦時中の大変さがよくわかりました。僕は、戦争で焼夷弾を使ったアメリカがとても残酷な国だと思いました。が、実際、一番初めに使った国が日本だと知り、びっくりしました。

戦争の恐ろしさを知って、今の時代が当たり前と思ったけど、今の時代は特別でありがたいと思いました。

戦争のときの大変さや、その後の生活、戦中にどこで過ごしていたか、何を食べていたかなどを知れてよかったです。戦争へ行く人のために、千人針をしていたことは、初めて知りました。

多くの人の命を一瞬で奪ってしまう戦争は、もう二度としてはいけないと思いました。戦争を体験したことがない世代でも、もっと昔の日本で起こった戦争の悲惨さを良く知ることが大切だと思いました。そしてその知ったことをもっと多くの世代や身近な人に伝えていきたいと思いました。

昔の生活は大変苦しい生活だったことがわかった。今の生活がとても豊かで幸せなことがわかり、この平和であることを続けていく必要があると思いました。

※2020・2021 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、平和パネル展の一部と平和資料館親子見学会を中止しました。

成果指標

●平和パネル展来場者数（累計）

基準値（令和元年度）	目標値（令和 10 年度）	算出根拠等
346 人	3,000 人	令和元年度を基準値として、令和 5 年度から毎年 10% ずつ増加した 6 年間の累計人数



半原小 1年 山本 歩夢さん



半原小 1年 浪川 ラミさん



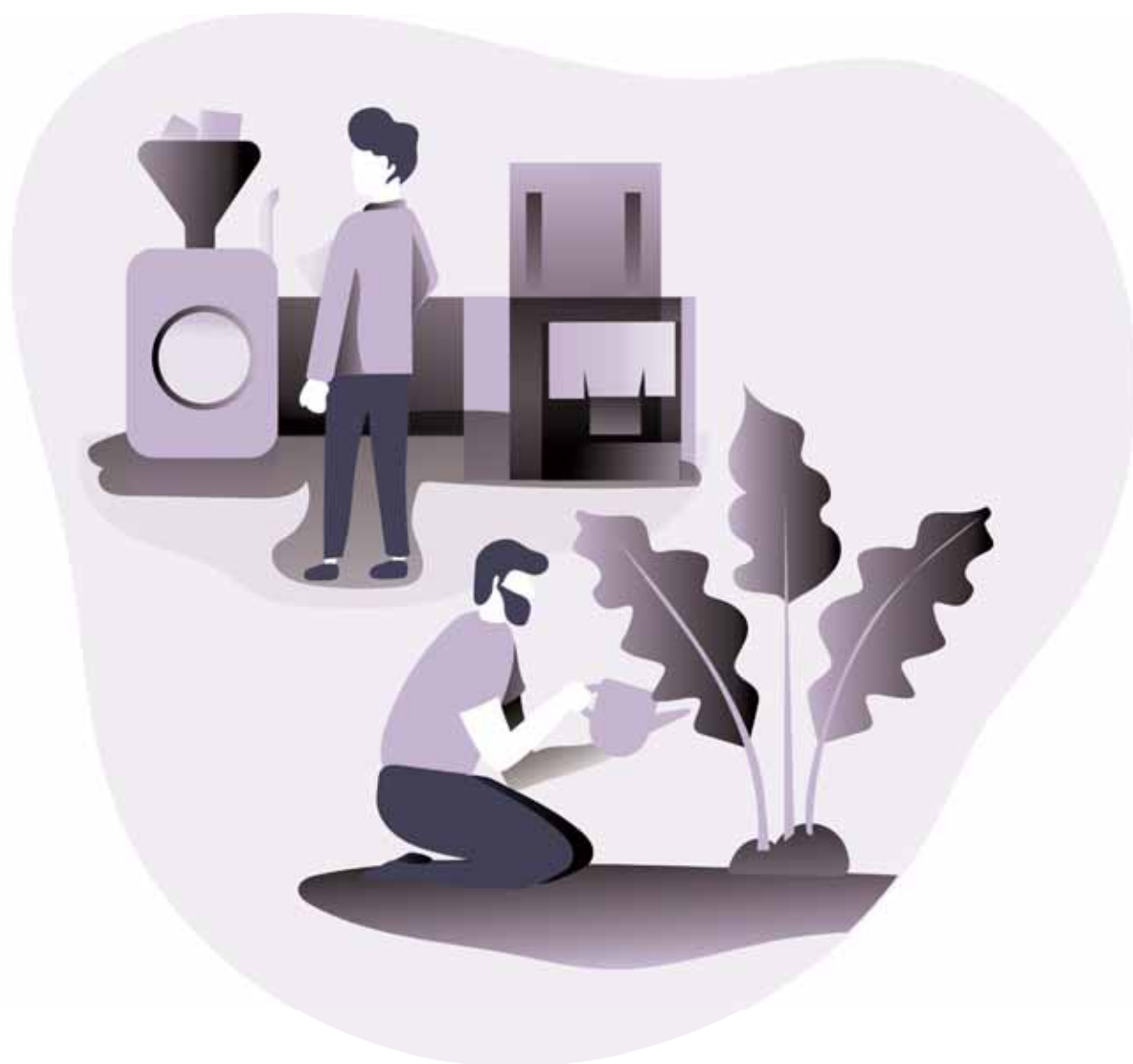
半原小 2年 中川 葉奈さん



半原小 3年 佐藤 結花さん

第5部

基本目標5：産業と交流によるにぎわいのまちづくり





第1章 産業振興

第1節 農林業の振興

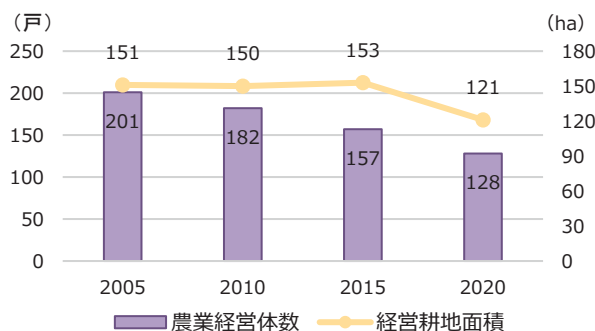
現状と課題

本町は豊かな自然環境に恵まれ、水稻や畑作、畜産を中心に農業経営が展開されています。近年では、農業従事者の高齢化や兼業化、後継者不足等により、担い手の減少が進み、農業を取り巻く環境は厳しさを増している状況となっています。

農業の持続的な発展には、本町の地理的優位性を活かした収益性の高い農業への転換が必要です。また、これまで実施してきた農地利用集積や新規就農者支援等を引き続き進めていくとともに、国が掲げる「みどりの食料システム戦略」における生産力向上と持続性の両立を目指していくために、新たな技術の導入による農業生産の低コスト化・省力化を進め、生産者の労働環境の改善を目指すことも重要です。

本町では、総面積の4割を森林が占めており、豊かな自然環境の形成や、近年では温室効果ガスの吸収源としても大きな役割を果たすことが期待されるなど、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくため、林業事業体による適切な保全整備と森林資源の循環利用が重要となっています。

農業経営体数及び経営耕地面積の推移



(出典) 農林業センサス

農業振興地域・農用地区域図



住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 半農半就の支援や週末に愛川で耕作ができるよう畑を共有する等の取組が必要と考えます。
- 他業種からの農業参入のほか、農地の貸し借りのマッチング制度等を構築してもらいたい。

基本方針

- 農業生産の低コスト化・省力化に向けた技術導入や後継者の確保・担い手支援等、各種対策の推進について、農業関係団体との連携により、国が掲げる「みどりの食料システム戦略」における生産力向上と持続性の両立を図り、収益性の高い魅力ある農業の推進に努めます。
- 森林の有する多面的機能の維持や環境保全のほか、森林資源の効果的な利活用が図られるよう、持続可能な森林整備事業を支援します。

施策の展開

＜施策1＞新規就農者の確保や担い手の支援

- ① 農業者及び組織経営体への支援
- ② 担い手を中心とした農地集積の促進
- ③ 女性農業者の確保



＜施策2＞ビジネスとしての農業の普及促進

- ① 企業等の農業参入及び企業的農業経営の促進
- ② 地理的優位性を活かした収益性の高い農業の促進
- ③ 観光農業等の導入支援
- ④ 6次産業化※39への支援



＜施策3＞環境に配慮した農業経営力の向上

- ① 低コスト化・省力化のための技術等の導入促進
- ② 地域の実情に応じた基盤整備と有害鳥獣対策の推進
- ③ 有機農法をはじめとする環境保全型農業の促進



＜施策4＞地域と農業との連携強化

- ① 農と食をつなぐ取組みの普及・啓発
- ② 地産地消に向けた取組みの促進
- ③ 需要（顧客）を意識した農業への転換



＜施策5＞森林整備事業の推進

- ① 林業基盤の整備と森林資源の活用促進
- ② 環境に配慮した森林施業の推進



成果指標

●新規利用権設定件数（累計）

基準値（令和3年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
959 件	1,200 件	35 件の増／年

※39 6次産業化：1次産業の農林漁業、2次産業の製造業、3次産業の小売業の1・2・3の乗数で、農林漁業者が農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）も手掛け、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組みのこと。

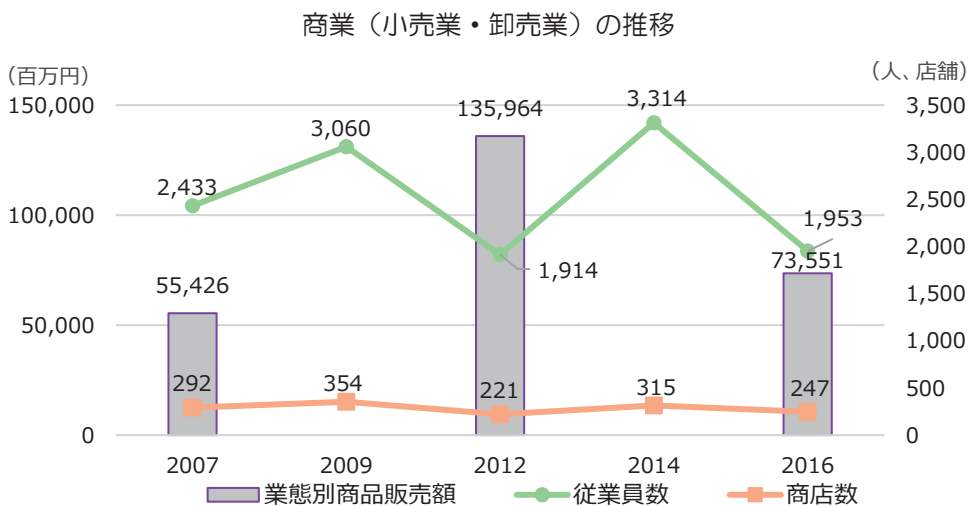
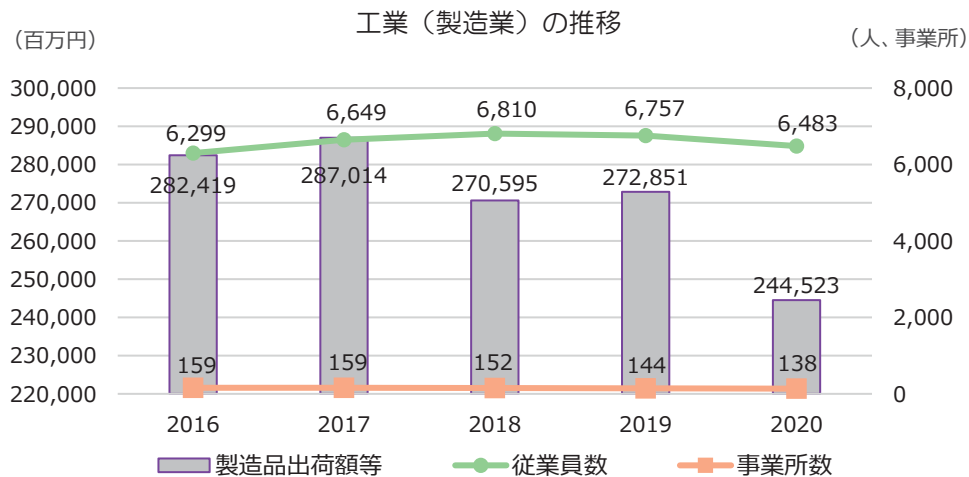
第2節 商工業の振興

現状と課題

少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少などにより、人材の確保や消費の減少が生じている中で、今後も地域の稼ぐ力を継続していくためには、町や事業者、各種団体等が一丸となって経営の維持や持続的な成長、新たな経済活動の創出を目指して取り組むことが重要です。

また、本町には、圏央道に隣接する内陸工業団地を中心に多彩な産業が立地し、安定した雇用を生み出す環境が整っていることから、引き続き、企業の進出等に対する優遇措置を維持・充実させていく必要があります。一方、本町の工業系用途地域内は未利用地が少なく、新たな産業の受け皿を確保していくことも課題となっています。

さらに、商店街など、地域に根差した事業者への各種支援策を継続していくことにより、持続可能な活力のあるまちづくりを推進していく必要があります。



※2009年及び2014年の業態別商品販売額は調査項目なし

（出典）統計あいかわ

住民等の声（町民ワークショップ、関係団体ヒアリング）

- 工業団地が立地していることが強みであり、町独自の更なる優遇措置等、立地しやすい環境整備をお願いしたい。
- 持続可能な経営支援と新たな産業の創出など、商工業の振興発展をお願いしたい。

基本方針

- ・ 中小企業等のニーズに即した各種支援策を講じるとともに、地域に根差した経済活動を支えます。
- ・ 地域経済の活性化、雇用の維持・創出に向けて、町や事業者、関係団体が一体となって連携し、事業者の持続的な成長に向けた支援を行い、活力あるまちづくりを推進します。
- ・ 起業を志す人々の挑戦を支え、新たなビジネスの創出につなげていくために、各種支援を行います。

施策の展開

＜施策1＞雇用を創出する企業の立地促進

- ① 企業進出と既存企業の立地継続を支援する優遇制度の拡充
- ② 新たな産業系土地利用の創出に向けた取組み



＜施策2＞事業者の持続的な成長支援

- ① 経営基盤の安定と成長に向けた支援
- ② 事業継承に対する支援
- ③ 事業者のSDGs推進に対する支援



＜施策3＞にぎわいと交流による地域経済の活性化

- ① 商店街の活性化の促進
- ② 事業者と消費者の交流促進
- ③ 商工業関係団体による各種産業振興事業への支援



＜施策4＞新規ビジネスの創出に向けた起業の支援

- ① 新規起業や副業・兼業、既存事業者の業態変換・拡大など幅広いビジネス創出の支援
- ② 事業承継と新規起業家とのマッチング
- ③ 各創業支援機関等との連携による創業支援体制の充実



成果指標

●企業誘致条例を適用した件数（累計）

基準値（令和3年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
8件	15件	1件以上／年

●創業支援施策を通じて起業した件数（累計）

基準値（令和3年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
14件	30件	2件以上／年



第2章 観光振興

第1節 観光交流の促進

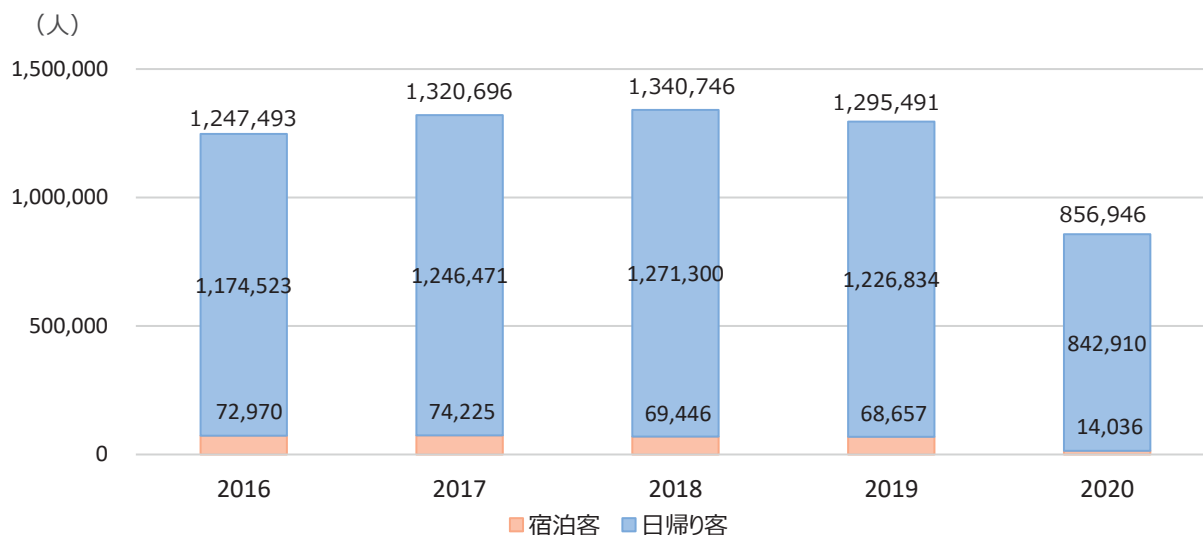
現状と課題

本町は、都心から1時間圏内の良好な立地条件にあり、中津川の清流や丹沢山塊等の豊かな自然環境のほか、宮ヶ瀬ダムや県立あいかわ公園等の広域的な観光資源に加え、三増合戦場跡や八菅神社等の史跡を有し、毎年多くの観光客が訪れていますが、新型コロナウイルスのまん延により、観光志向はアウトドアへの需要が高まり、ワーケーション等新たな観光トレンドに変化してきています。

町の豊かな地域資源を活かし、新たな観光形態を構築するとともに、幅広い世代に対して本町の魅力を伝え、本町に訪れるきっかけを創出することができるよう、観光パンフレットに加え、SNS※40やホームページ、フィルム・コミッション※41等様々なツールを活用した積極的かつ効果的な情報発信を行うことが必要です。こうした取組みを通じて、町内での経済循環を活性化していくことが求められています。

今後、さらに多様化していく観光ニーズに即して、新たな商品・サービスを企画・開発する等、愛川町全体のブランド力を高め、一層の観光活性化を目指していく必要があります。

観光客数推移



(出典) 統計あいかわ

※40 SNS：social networking service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で人と人との交流を促進するためのインターネット上のサービス。

※41 フィルム・コミッション：地域活性化を目的として、映像作品のロケーション撮影が円滑に行われるための支援を行う公的団体。本町ではロケ、撮影に関する相談、各方面との調整、許認可申請の支援、フードサービスや宿泊施設の紹介、ロケハン（ロケ地の下見）同行等、積極的に撮影隊を誘致・支援している。

基本方針

- ・ 本町の魅力的な観光資源を効果的に PR するとともに、時代の需要に即した魅力的な観光施策を推進し、町内の消費循環の活発化を促進します。
- ・ 愛川町全体のブランド力及び知名度の向上を目指し、行政、団体、民間企業が横断的に連携することで、関係人口の増加を図ります。

施策の展開

<施策1>新たな観光拠点の形成

- ① 観光・産業連携拠点づくりへの取組み
- ② 河川の包括占用制度※42の活用検討



<施策2>魅力的な情報戦略

- ① SNS等を活用したシティセールスの推進
- ② 近隣市町村との広域連携による効果的な観光 PR
- ③ 地域住民や事業者等と連携したフィルム・コミッション事業の推進
- ④ 「愛川ブランド」の魅力発信と販路拡大に向けた取組み



<施策3>体感型観光の推進

- ① 自然や歴史、伝統文化の体験等テーマ性のある周遊型ツーリズムの推進
- ② 宮ヶ瀬ダムを中心とした DMO※43との連携による観光交流の促進
- ③ 町民公益活動団体等との協働による観光振興



成果指標

●観光入込客数

基準値（令和元年）	目標値（令和10年）	算出根拠等
1,295,491 人	1,360,000 人	約 5%の増 ※宿泊利用・日帰り利用の合計

※42 河川の包括占用制度：河川管理者は、市町村に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、河川敷地の具体的な利用方法を占用の許可後に当該市町村が決定できる包括占用を認めている（河川敷地占用許可準則第十六）。

※43 DMO：Destination Management Organization（デスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション）の略で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定・実施するための調整機能を備えた法人。2017（平成29）年11月に宮ヶ瀬ダム周辺振興財団が登録された。



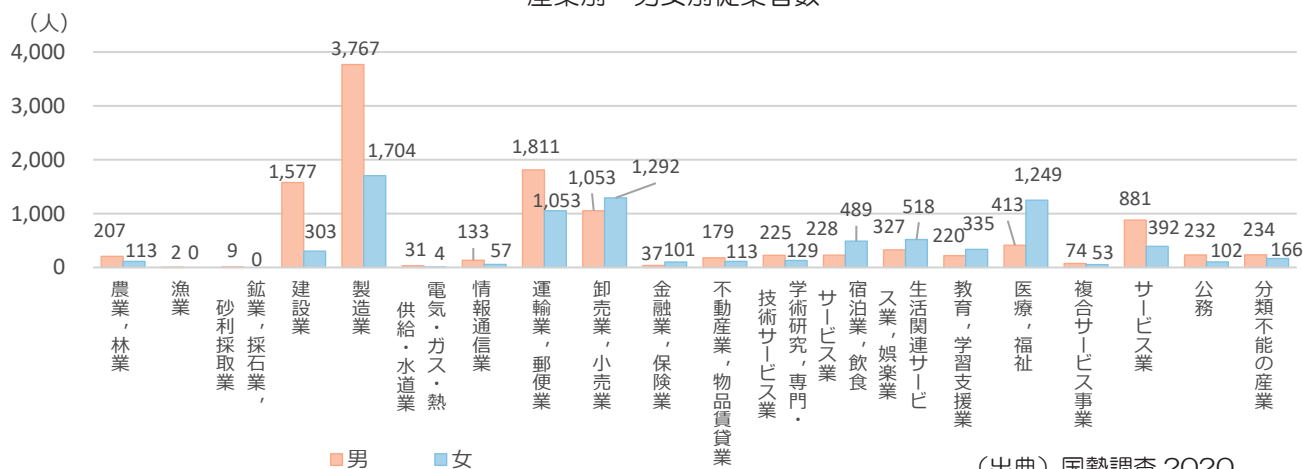
第3章 勤労者福祉

第1節 雇用・労働者対策の推進

現状と課題

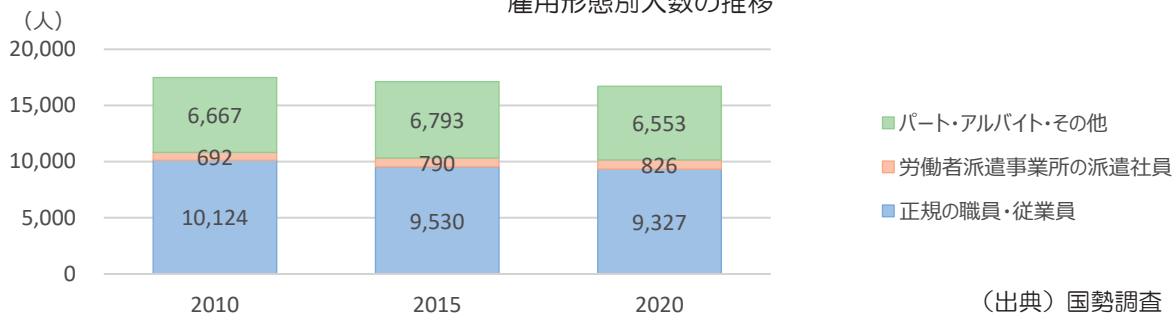
生産年齢人口の減少に伴い、企業においては労働力不足が課題となっています。本町では10歳代後半から20歳代にかけての若い世代、特に女性の減少が著しく、就職や結婚を契機に町外へ流出する傾向が強まっています。このような状況を受けて、本町において性別等に関わらず幅広い世代、多様な人材がその能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備するとともに、就労希望者と企業の雇用ニーズの適切なマッチングを図ることを通じて労働力を確保し、将来にわたって持続的に発展していくまちづくりを目指す必要があります。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や福利厚生の充実、適切な資金援助等、労働者のニーズに即した誰もが安心して働ける、魅力的な環境を整備していくことも重要です。

産業別・男女別従業者数



(出典) 国勢調査 2020

雇用形態別人数の推移



(出典) 国勢調査

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 男女の就業者数の割合が偏らないよう、女性の働きやすい環境づくりをお願いしたい。

基本方針

- ワーク・ライフ・バランスの推進や福利厚生充実の充実、適切な資金援助等、勤労者の生活に必要な支援を充実します。
- 幅広い世代、多様な人材の活躍の場を創出し、雇用環境を整備することで、町外への人口流出を抑え、将来にわたり持続的に発展していくまちづくりを推進します。

施策の展開

<施策1> 勤労者福祉対策の推進

- 勤労者の生活に必要な資金の融資
- 住宅取得資金に対する利子補給
- 中小企業退職金共済制度への加入促進



<施策2> 幅広い世代が活躍できる就労支援

- 就職情報の提供と相談会の開催
- 女性向けの就労相談・セミナーの開催
- シルバー人材センター等との連携による就労支援



<施策3> 安心して働くことができる労働環境の整備促進

- ワーク・ライフ・バランスやハラスメント対策の普及・啓発
- 国や県、労働関係団体との連携による各種労働福祉情報の共有
- テレワークやワーケーション※44の普及促進



成果指標

● 中小企業退職金共済制度加入奨励補助金（事業者への助成）件数

基準値（令和2年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
472 件	500 件	約5%の増 ※実績による推計

※44 ワーケーション：非日常の土地で仕事を行うことで、生産性や心の健康を高め、より良いワーク＆ライフスタイルを実施することができる1つの手段。



半原小 3年 関矢 優斗さん



半原小 4年 袖山 恵里さん



半原小 4年 松山 絢香さん



半原小 5年 太田 舞さん

第6部

基本目標6：共に創る持続可能なまちづくり





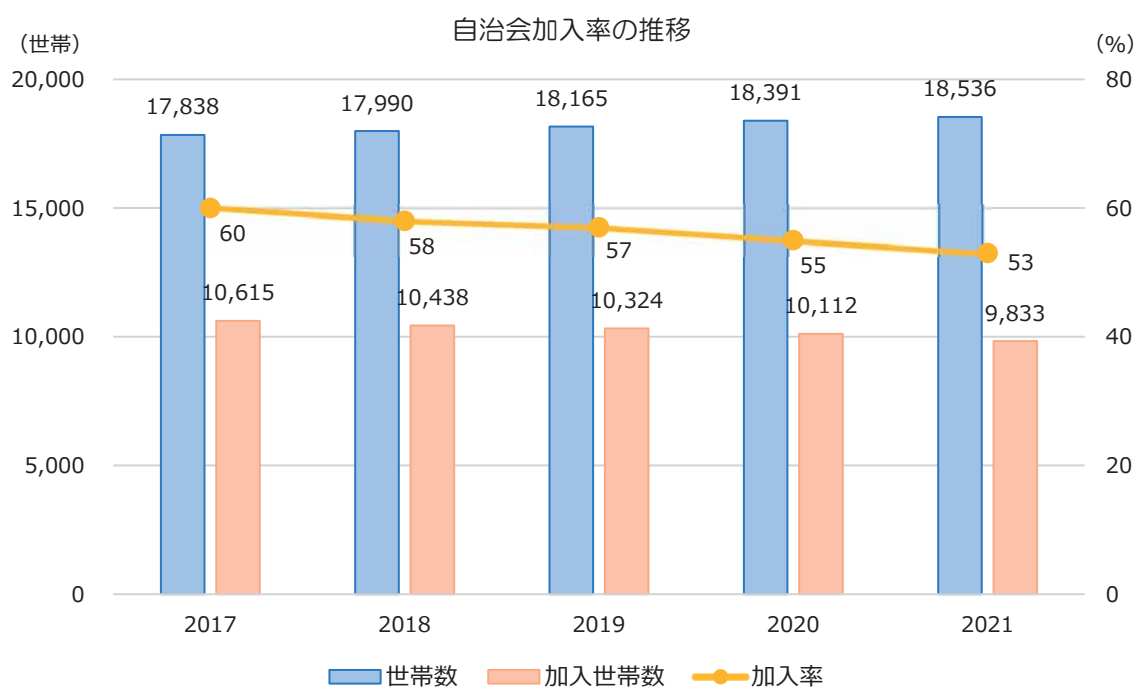
第1章 共創

第1節 地域コミュニティの充実

現状と課題

地域の自治活動は、親睦や交流により住民同士の連帯感を培い、地域における身近な課題を協力して解決しながら、豊かで住みよいまちづくりを推進するために欠かせない役割を持っています。しかしながら、近年の核家族化の進行や単身世帯、高齢者世帯の増加等、ライフスタイルの多様化などにより、地域における住民のつながりは希薄化している傾向にあり、地域コミュニティ活動の維持が困難な状況にあります。

多世代の支え合いにより愛着を持って住み続けることができるよう、住民一人ひとりが地域について主体的に考え、地域づくりの取組みに積極的に参加できる仕組みを構築していくことが必要です。



(資料) 行政推進課 (各年 4 月 1 日現在)

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 連帯意識の強い地域と希薄化している地域に二極化している傾向にあるため、地域の連携強化を促進する取組みを強化してほしい。
- 空き家等を活用して、高齢者と子どもが交流できる拠点を地域に整備してほしい。

基本方針

- ふれあい豊かで住みよい地域づくりに向けて、住民一人ひとりが主体的かつ積極的にまちづくり活動に参加できるよう、地域コミュニティの体制整備と自治会活動の促進に努めます。

施策の展開

＜施策1＞世代を超えた地域コミュニティの確立

- ① 自治会の体制強化への支援と活動の促進
- ② 地域集会施設や児童館の機能充実
- ③ 地域イベント等を通じた幅広い世代の交流促進



田代区の盆踊り



春日台区文化祭



成果指標

●自治会加入率

基準値（令和3年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
53.0%	60.0%	7%の増 ※1%以上増／年

第2節 子どもが主役となる活動と青少年健全育成の推進

現状と課題

インターネットの普及による情報伝達手段の変化をはじめ、核家族化の進行や近隣関係の希薄化、青少年健全育成を促進する指導者のなり手不足等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、家庭や地域におけるふれあいの機会は減少傾向にあります。

こうした状況は、青少年の健全な成長に少なからず影響を及ぼすことが考えられることから、地域と家庭、学校や行政等多様な主体が連携・協力し、子どもが主役となり、多世代と積極的に交流できる仕組みを構築することが必要です。

本町が活力ある町として持続的に発展していくためには、次代を担う子どもたちが地域の中で健やかに成長できるコミュニケーションの場や多様な体験と活動機会を提供するとともに、青少年の健全育成を促進する指導者を育成していく必要があります。

ふれあいレクリエーションの様子



あいかわ

子育ていきいき宣言

お子さんの成長を一番近くで見ることができるのは家族のみなんです。
お子さんの応援団長として、今からできることに取り組んでいきましょう。

あさごはんを、しっかりと食べさせます！ 朝ごはんをきちんと食べて、心も体も子どもよく、いさいきと元気な一日にしましょう。	いいところを見つけ、たくさんほめます！ 場所を指定して褒めることよりも、長所をほめて伸ばすことが、お子さんは成長します。
あ い か わ	あ い か わ
テレビ、携帯電話、ゲームのスイッチを切って、家族でたくさん話します！ テレビ、携帯電話、ゲームのスイッチを切って、家族でたくさん話しましょう。	わかる楽しさを、学ばせます！ 学年に応じた家庭学習の習慣を身につけましょう。

愛川町教育委員会



基本方針

- 子どもが主体性を持って幅広い世代と交流しながら、健やかに成長することができるよう、地域におけるふれあいや自然環境の中での豊かな体験等を通じて、子どもが主役となるまちづくりを推進します。

施策の展開

＜施策1＞子どもが主役となる活動の推進

- ① 子どもと多世代との交流・連携の推進
- ② 青少年のリーダー研修会の実施等によるリーダーの養成
- ③ 児童館・青少年広場の充実
- ④ 青少年の社会参加活動の促進
- ⑤ 高校生ボランティア活動への支援



＜施策2＞青少年の健全育成

- ① 「あいかわ子育ていきいき宣言」及び「家庭の日※45」の普及・啓発や家庭教育学級の開催
- ② 家庭、地域、学校、警察等の連携による青少年の成長を支える活動の推進
- ③ 「あいさつ、声かけ運動」等青少年の健全育成に向けた地域づくり



成果指標

●ふれあいレクリエーション参加者数

基準値（令和元年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
2,344 人	2,650 人	50 人以上増／年 ※基準値は新型コロナウイルス感染症の影響がない時点で設定

※45 家庭の日：子どもたちが自分の気持ちを素直に表現する力や相手を思いやる気持ちを育むために、家庭でのコミュニケーションを大切にする日で、毎月第3日曜日。

第3節 住民参加と情報共有の促進

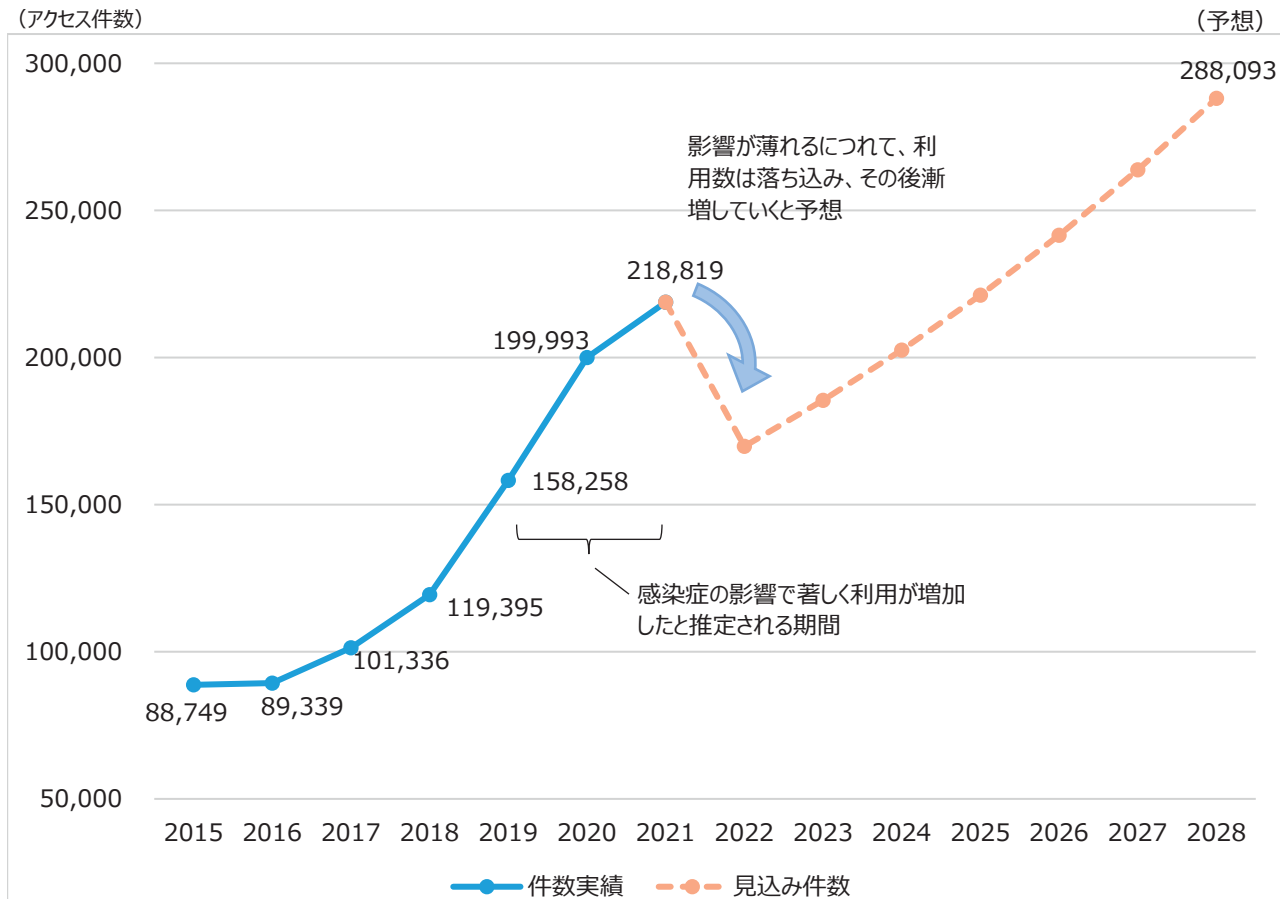
現状と課題

グローバル化や情報通信技術の高度化等を背景に、住民の価値観やライフスタイルは複雑多様化し、従来の画一的で一方的な行政サービスでは対応が困難な状況が増えてきており、あらゆる分野で住民ニーズを行政運営に反映させる相互的な取組みが求められています。

本町では、自治基本条例に基づき、会議の公開や委員の公募、パブリック・コメント手続等を通じて、町政への住民参加を促すとともに、町民や事業者等と町が公共の利益の増進を図るための共通目的に向かって、対等な立場で連携・協力する協働の取組みを推進してきたほか、住民意識やニーズの把握を目的とした各種意識調査を実施してきました。また、「広報あいかわ」をはじめ、町ホームページやSNS等を活用した積極的な行政情報の提供により、住民との情報共有に努めてきました。

今後は、Society5.0時代を見据えた誰もが住み良いまちづくりを進めていくために、住民参加のための制度の充実と情報共有を推進していくことが必要です。

愛川町のホームページアクセス数



（資料）総務課

基本方針

- ICTを活用した積極的かつ相互的な情報共有と、住民と行政とのパートナーシップによる共創のまちづくりを推進します。

施策の展開

<施策1> 情報共有の推進

- ① 広報紙や町ホームページ、SNS 等による行政・地域情報発信の充実
- ② 新聞等のマスメディアを活用した広報活動の推進
- ③ 行政区や幅広い世代への広聴活動の推進
- ④ 住民が利用しやすい情報公開制度の運用
- ⑤ 個人情報保護の徹底



<施策2> 住民参加の促進

- ① 住民参加意識の醸成
- ② 住民参加の機会の確保
- ③ ボランティア団体等への支援の充実



第6次総合計画町民ワークショップの様子



成果指標

●町ホームページアクセス数

基準値（平成 30 年度）	目標値（令和 10 年度）	算出根拠等
119,395 件／月	290,000 件／月	新型コロナウイルス感染症拡大によるアクセス数急増以前の数値を基準として、DX の推進により、毎年 9% 程度の増

●あいかわ町民活動サポートセンター登録団体数（累計）

基準値（令和 3 年度）	目標値（令和 10 年度）	算出根拠等
141 団体	155 団体	年間 2 団体程度の増



第2章 行財政運営

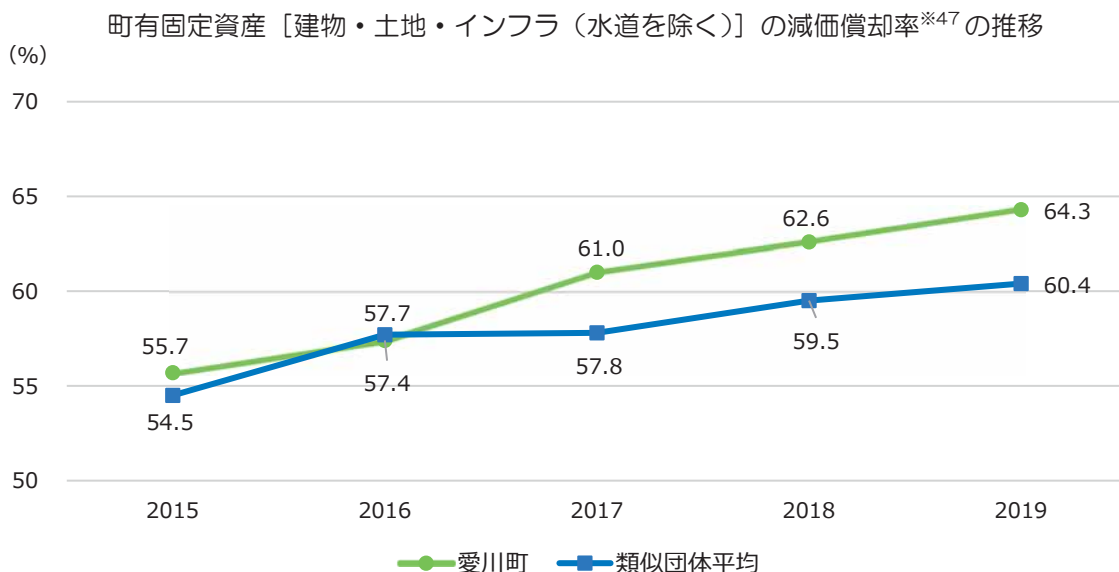
第1節 効率的な行政運営の推進

現状と課題

本格的な人口減少時代の到来や少子高齢化、高度情報化等複雑多様化する社会経済情勢に的確に対応していくためには、「選択と集中」により行政が持つリソース^{※46}を最大限活用しながら、効率的な行政運営を推進していくことが必要です。

これまで本町では、行政改革や事務事業の効率化、民間活力の導入を推進するほか、職員の継続的なスキルアップや意識改革を実践してきました。

今後は、自治体 DX の推進による ICT 化や業務の効率化を図るとともに、公共施設等総合管理計画に基づく行政機能の最適化や施設の長寿命化を図りながら、時代の潮流を捉えた質の高い行政サービスの提供に努めていく必要があります。



（出典）令和元年度財政状況資料集（総務省）

基本方針

- 自治体 DX の推進による効率的な行政運営と職員の資質向上を図り、施策の選択と集中による質の高い行政サービスの提供に努めます。

※46 リソース：業務を達成するために必要な、人材や物資、資金、時間等の「経営資源」。

※47 減価償却率：固定資産の取得額を耐用年数に応じて各年に配分した金額について、経過年数分の合計額を固定資産の取得額で除した値で、老朽化の分析に用いられるもの。

施策の展開

<施策1> 行政運営の効率化

- ① 政策決定機能や企画調整機能の強化
- ② 新たな行政課題等に対応した組織体制の整備
- ③ 費用対効果を考慮した民間活力の導入推進
- ④ 行政改革大綱に基づく行政改革の推進、行政評価制度の充実
- ⑤ 公共ストックの適正配置



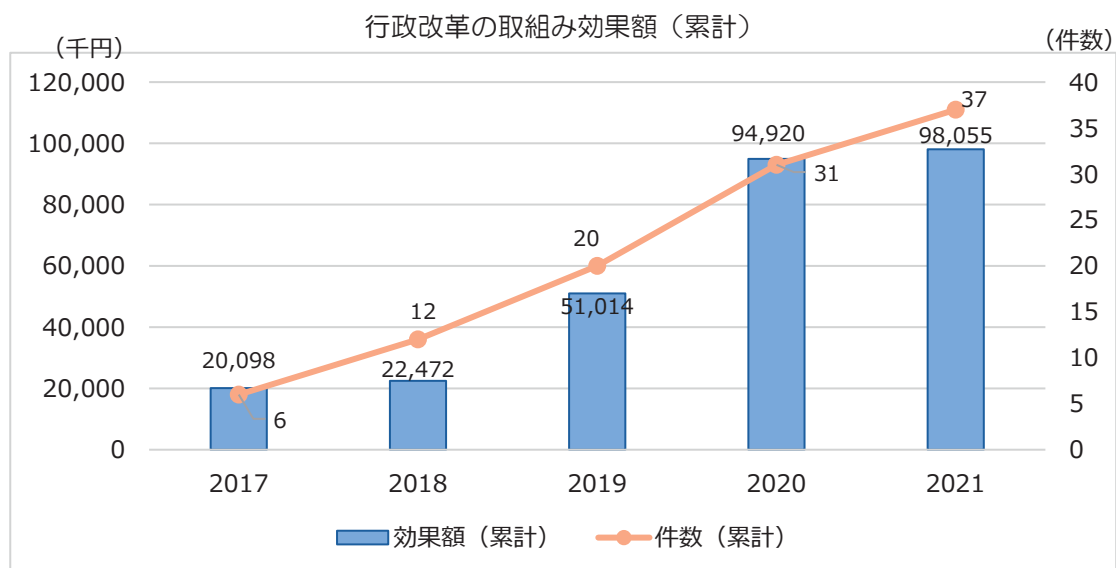
<施策2> 職員の資質向上

- ① 職員の能力開発や意識改革の推進
- ② 職員の心身の健康管理、安全・衛生管理体制等職場環境の充実



<施策3> 自治体 DX の推進

- ① ICT を活用した業務の効率化
- ② 情報基盤整備やセキュリティ対策の推進
- ③ 情報セキュリティポリシーの順守
- ④ ICT を活用した行政サービスの充実



（資料）行政推進課

成果指標

● 行政改革により削減した経費額（累計）

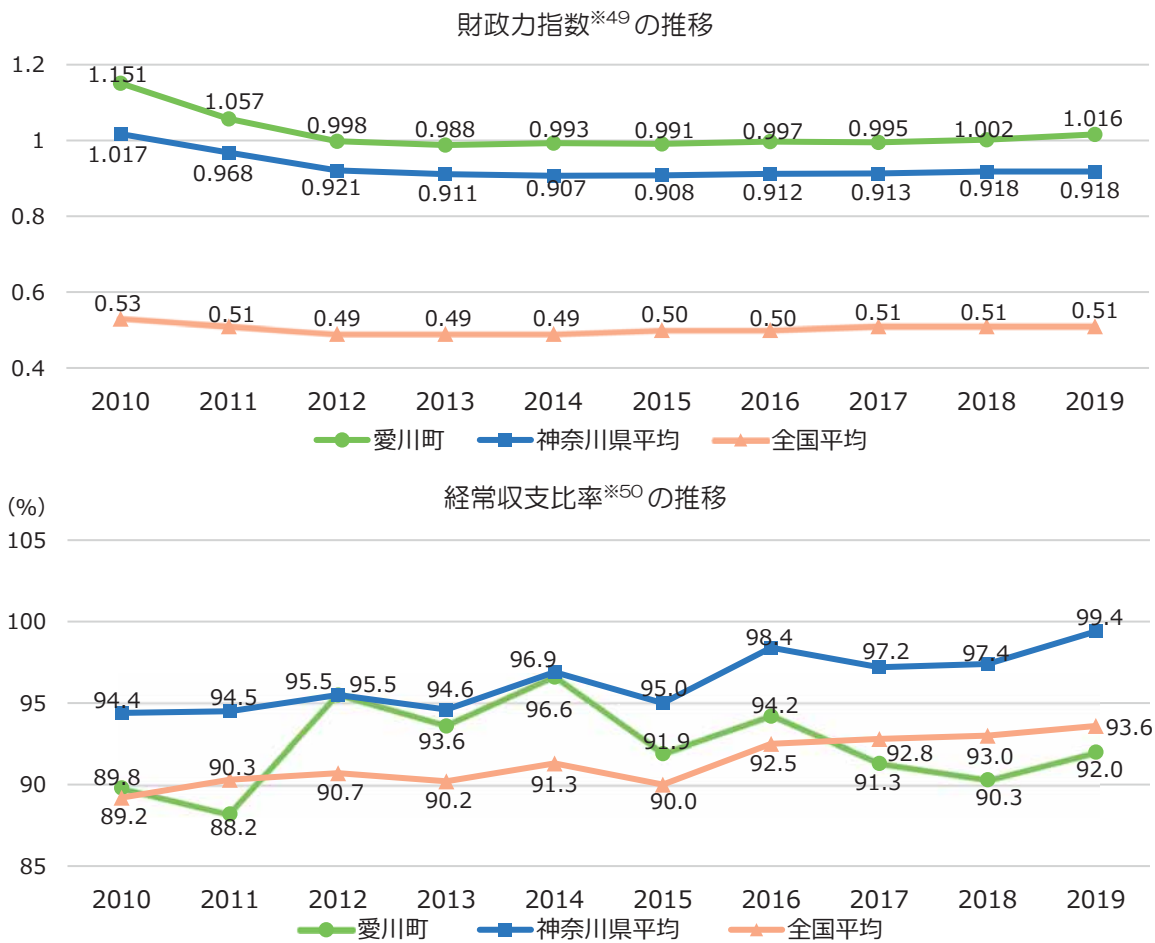
基準値（令和3年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
98,055 千円	236,000 千円	過去5か年の平均効果額に目標年度までの7年を乗じて算出

第2節 安定的で持続可能な財政運営

現状と課題

生産年齢人口の減少により、税収の増加を見込むことが困難な一方で、医療や介護、福祉等社会保障関係経費の増大に加え、今後は老朽化が進行する公共施設等の更新や維持補修に莫大な費用負担が予想される等、町財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっています。

引き続き課税客体^{※48}の的確な把握と高い収納率を堅持し、公平で公正な租税制度を推進するとともに、ふるさと納税制度を積極的に活用するなど、自主財源の安定的な確保を図るほか、世代間負担の公平性を鑑みた地方債の適切な活用や、新たな国県補助金の獲得等、さらなる財源確保に努めていく必要があります。



(出典) 地方財政状況調査結果(決算統計)

基本方針

- 人口減少や少子高齢化が進む中、今後の行政需要に戦略的に対応していくため、自主財源はもとより、各種の依存財源の積極的な確保を図り、安定的で持続可能な財政運営に努めます。

※48 課税客体：税金がかかる物や行為、その他の事実全般のこと。所得や譲渡、保有資産等が対象となる。

※49 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

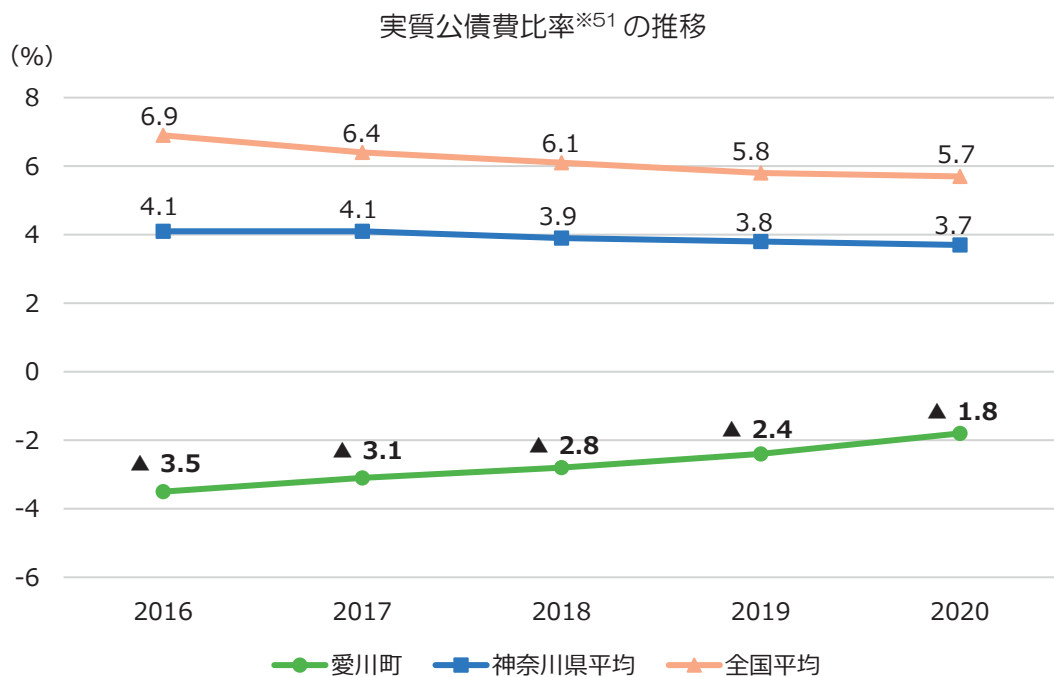
財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

※50 経常収支比率：財政構造の弾力性を示すもので、人件費、扶助費、公債費、維持補修費等の経常的に支出する経費に、町税や地方交付税等の経常的な財源がどの程度充当されているかを表す。この比率が低いほど弾力性が大きく、政策的に使える財源が多いことを示している。

施策の展開

<施策1> 効率的な財政運営の推進

- ① 課税客体の的確な把握と収納率の向上
- ② ふるさと納税制度を活用した財源の確保
- ③ 長期的視点に立った地方債や基金の適切な活用
- ④ バランスシートや行政コスト計算書など財務諸表の活用促進
- ⑤ 国県等各種補助制度の積極的な活用



(出典) 地方財政白書(総務省)、神奈川県市町村健全化判断比率及び資金不足比率の概要

成果指標

●実質公債費比率

基準値(令和2年度)	目標値(令和10年度)	算出根拠等
▲1.8%	1.1%	直近6年間の増加幅の平均にとどめる

※51 実質公債費比率：当該地方公共団体の一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。

第3節 多様な主体との連携

現状と課題

自治体 DX に象徴される ICT 技術の高度化による各種のシステム連携や未知の感染症への全国的な防疫対策等、地方行政が取り組むべき課題は多様化、高度化するとともに広域化している状況です。今後は、人口減少と少子高齢社会に対する適切な見通しのもと、周辺自治体との広域的な連携を視野に入れながら、各種課題の解決に努めていく必要があります。

2021（令和3）年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」では、住民が快適で安心な暮らしを営めるよう、多様な広域連携により、生活機能の確保や都市・地域のスマート化を進め、特に、市町村間連携や都道府県の支援により、インフラや ICT 等の専門人材の共同利用の取組みを進めることとされています。

今後は、広域連携により優位性が発揮される施策を整理、検証し、行政機能の向上と効率化に取り組む必要があります。

友好都市を提携している長野県立科町とは、教育、スポーツ、文化、産業等、引き続き多様な分野での交流を促進し、住民相互の交流や理解を深めていくほか、災害時の相互応援体制の強化に取り組む必要があります。

広域行政連絡会作成
観光 map



カーボンニュートラル推進に向けた共同宣言
(2022（令和4）年12月12日開催県央相模川サミット)



基本方針

- 人口減少や少子高齢化社会、さらなる高度情報化など、時代の変化に柔軟に対応できる行政機能を様々な分野で横断的に補完できるよう、近隣都市等との協力のもと広域連携を進め、各種の行政課題の解決に努めます。

施策の展開

<施策1> 広域連携の推進

- ① 行政課題の解決に向けた広域連携の推進
- ② 施設等の共同運営や人材の相互交流に向けた情報収集と調査・研究



<施策2> 多様なパートナーシップの推進

- ① 友好都市立科町との教育、スポーツ、文化、産業の交流促進と災害時相互応援体制の強化
- ② 多様な主体との包括連携の推進



「立科えんでこまつり」における
町観光親善大使「ファニー」のステージ



日本郵便(株)との
包括連携協定締結式



成果指標

●多様な主体との連携協定締結数（累計）

基準値（令和3年度）	目標値（令和10年度）	算出根拠等
104 件	110 件	約5%の増



半原小 5年 神田 ろのはさん



半原小 6年 鈴木 結太さん



半原小 6年 本間 大翔さん



愛川東中 2年 成井 心菜さん

資料編

資料1 主な策定経過

資料2 諮問書・答申書

資料3 愛川町総合計画審議会規則

資料4 愛川町総合計画審議会委員名簿

資料5 まちづくりワークショップ参加者名簿

資料6 議会特別委員会委員名簿

資料7 議会検討会委員名簿



総合計画審議会会長・会長職務代理者から町長へ答申書の提出

資料1

主な策定経過

年月日	件名	内容
令和2年11月25日 ～12月10日	中学生アンケート	対象:町立中学校2年生の生徒356人 回収:320票 89.9%
12月9日 ～12月23日	町民満足度調査	対象:20歳以上の町民2,000名 回収:613票 30.7%
令和3年2月24日	令和2年度第1回総合計画策定 庁内検討委員会	第6次愛川町総合計画策定方針の検討
3月29日	令和2年度第1回総合計画審議 会	委嘱・第6次愛川町総合計画策定方針の 審議
4月9日 ～6月7日	転出入者アンケート	調査数:転出41件 転入39件
7月28日	第1回まちづくりワークショップ	感染症拡大のため中止
8月27日 ～9月10日	町政意識調査	対象:20歳以上の町民1,500名 回収:454票 30.3%
8月12日	第2回まちづくりワークショップ	感染症拡大のため中止
8月25日	第3回まちづくりワークショップ	【感染症拡大のため書面会議】 テーマ:愛川町の「優位性・強み」とその強 化策、「課題・弱み」と改善方策
9月10日	第4回まちづくりワークショップ	【感染症拡大のため書面会議】 テーマ:「目指すべき将来像」と「それを達 成するための取組み・施策案」
9月～10月	企業・団体等のヒアリング調査	町内外の関係団体へアンケート調査を実 施
10月	施策評価	第5次総合計画後期基本計画進捗状況調 査
10月11日	令和3年度第1回総合計画策定 庁内検討委員会	第6次総合計画策定骨子の検討
10月13日	第6次総合計画策定に係る町長イ ンタビュー	首長が描く将来像等に係る談話
10月25日	第5回まちづくりワークショップ	【感染症拡大のため書面会議】 テーマ:「頂いたご意見を基にした施策案」
11月15日	第2回総合計画策定庁内検討委 員会	第6次総合計画策定骨子の検討
11月30日	まちづくりワークショップ報告会	参加者からの意見紹介、テーマごとの意 見確認、ワークショップのまとめ
令和4年1月17日	第3回総合計画策定庁内検討委 員会	第6次総合計画素案の検討

2月21日	第4回総合計画策定庁内検討委員会	第6次総合計画素案の検討
3月14日	第5回総合計画策定庁内検討委員会	第6次総合計画素案の検討
3月23日	令和3年度第1回総合計画審議会	第6次総合計画策定骨子及び総合計画基本構想(案)の審議
4月11日	令和4年度第1回総合計画策定庁内検討委員会	第6次総合計画素案の検討
4月21日 ～4月26日	第6次総合計画策定に係る担当課ヒアリング	第6次総合計画の施策内容等の確認・調整
5月20日	第2回総合計画策定庁内検討委員会	第6次総合計画素案の検討
6月9日	第3回総合計画策定庁内検討委員会	第6次総合計画素案の検討
6月15日	行政経営会議	総合計画審議会への諮問案の決定
6月21日	議会検討会	第6次総合計画案の説明
6月28日	令和4年度第1回総合計画審議会	諮問・計画案の内容説明
7月14日	議会検討会意見・提言の提出	議会検討会から町長へ計画案に対する意見・提言の提出
7月19日	第4回総合計画策定庁内検討委員会	総合計画審議会の審議に係る対応検討
7月25日	第2回総合計画審議会	計画案の審議
8月19日	第5回総合計画策定庁内検討委員会	総合計画審議会の審議に係る対応検討
8月23日	第3回総合計画審議会	最終審議・答申案の取りまとめ
8月23日	総合計画審議会答申書の提出	総合計画審議会会長・会長職務代理者から町長へ答申書の提出
8月31日	議会検討会	議会検討会からの意見・提言に係る対応説明
10月4日	議会検討会	計画案についての質疑
10月5日	行政経営会議	パブリックコメント手続(案)の決定
10月12日 ～31日	パブリックコメント手続	
11月21日	行政経営会議	計画案の確定
12月1日	12月定例議会	議案提出・特別委員会への付託
12月8日	議会特別委員会	質疑・採決
12月14日	議会議決	委員長報告・討論・採決



4 愛 企
令和4年6月28日

愛川町総合計画審議会

会長 岩 崎 忠 殿

愛川町長 小 野 澤 豊

第6次愛川町総合計画（案）について（諮問）

第6次愛川町総合計画の基本構想（案）及び基本計画（案）について、別紙のとおり策定しましたので、愛川町附属機関の設置に関する条例に基づき諮問いたします。

記

第6次愛川町総合計画の基本構想（案）及び基本計画（案）

- 1 基本構想（案） 令和5年度から令和16年度まで（12か年）
- 2 基本計画（案） 令和5年度から令和10年度まで（6か年）



令和4年8月23日

愛川町長 小野澤 豊 殿

愛川町総合計画審議会
会長 岩 崎 忠

第6次愛川町総合計画（案）について（答申）

令和4年6月28日付け文書をもって諮問のありました標記のことにつきましては、慎重に審議した結果、その内容は概ね妥当なものと判断します。

なお、答申にあたり次の意見を付しますので、その趣旨を計画策定及び事業実施にできる限り反映されるよう要望します。

記

1 計画の進行管理及び評価・見直しの体制整備

国際社会が目指すべき持続可能な開発目標であるSDGsの理念をはじめ、世界的な潮流であるデジタル化の促進やLGBTQなどマイノリティとされる方々を包摂する人権尊重の推進のほか、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延により得られた経験や知見を踏まえた新たな業務管理手法であるOODAループの考え方を取り入れるなど、時代に即した内容を取りまとめたことは評価できるものである。

しかしながら、人口減少・少子高齢化がますます進行する今後においては、これまで以上に「共生のまち愛川」の理念に基づき、誰ひとり取り残さず、全ての住民が安心して住み続けることのできる持続可能な地域社会を構築していくことが重要である。

このため、町の将来都市像を定めた最上位計画として、その進行管理の徹底や、町を取り巻く著しい社会経済情勢の変化に対応できる評価・見直し体制の構築について、留意されたい。

2 本町の地域特性を踏まえた施策大綱

首都圏の水がめである宮ヶ瀬ダムの直下に位置し、町域の4割を山林が占めているという本町の特性を踏まえ、水源涵養や治山、防災・減災の観点からも、公益性が高い森林資源の維持・向上に必要不可欠な生業としての林業について、その振興策を明確に施

策大綱に位置付ける必要があるものと思料される。

このため、「林業の振興」に関する記述を第5部の「産業と交流によるにぎわいのまちづくり」に明記されたい。

3 町議会からの意見・提言に係る対応

第6次愛川町総合計画（案）に対して、町議会から提出された6項目の提言及び79項目の意見については、本町の最上位計画策定のプロセスとして過誤がないよう、適切かつ真摯に対応されたい。

町民福祉の向上と町勢の振興発展のため、まさに両輪となって、より時代に即し、求められる計画内容となるよう、言論の府における活発な審議を期待する。

愛川町総合計画審議会規則

平成26年3月31日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛川町附属機関の設置に関する条例(平成26年愛川町条例第1号)に基づき設置された愛川町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営等について、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審議会は、総合計画の策定に関する事項について所掌する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民等
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 町教育委員会の委員
- (4) 町農業委員会の委員
- (5) 関係団体等の代表者

2 委員の任期は、諮問した事項に係る調査及び審議が終了するまでとする。

3 委員は、再任することができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合計画事務主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(敬称略)

選 出 区 分	団 体 名 等	氏 名	備 考
公募による町民等		安田 春政	
		小林 夏子	
		横溝 朝子	
学識経験者	神奈川県県央地域県政総合センター 所長	池田 雅男	
	高崎経済大学地域政策学部 教授	岩崎 忠	会長
町教育委員会委員	愛川町教育委員会 委員	榮利 隆一	
町農業委員会委員	愛川町農業委員会 会長	落合 貢	
関係団体等の代表者	愛川町区長会 会長	古座野 茂夫	会長 職務代理者
	愛川町民生委員児童委員協議会 北地区副会長	橋本 照雄	
	愛川町社会福祉協議会 会長	萩原 庸元	
	愛甲商工会 会長	中村 美好	
	愛川町観光協会 副会長	小泉 稔雄	
	県央愛川農業協同組合 組合員	齋藤 増雄	
	愛川町森林組合 参事	大野 晋作	
	愛川町PTA連絡協議会 会長	鳥原 由衣	
	神奈川県内陸工業団地協同組合 専務理事	柿島 憲一	
	厚木愛甲地域連合 幹事	三浦 康裕	

(敬称略)

グループ／分野	団体名等	参加者指名
《第1グループ》 「都市基盤の分野」 市街地整備・交通・自然・ 土地利用	公 募	友 岡 敏
	中津川仙台下クラブ	沼 田 彰
	愛川高校	菊 地 楓
	神奈川工科大学	平 井 興 輔
	愛川町建設業協会	佐 藤 勇 大
	神奈川中央交通㈱	長 田 健 治
	愛川高校	田 邊 遥
《第2グループ》 「生活環境の分野」 生活環境・交通安全・ 防災・防犯	消防〇B	篠 崎 光 平
	警察〇B	藤 森 泰 博
	田代区婦人消防クラブ	花 上 洋 子
	愛川町交通安全母の会連絡協議会	囲 弘 子
	(株)ジェイコム湘南・神奈川	土 屋 邦 夫
	愛川町婦人団体連絡協議会	齋 藤 光 枝
	愛川高校	中 橋 政 敏
《第3グループ》 「保健福祉の分野」 健康・子育て・福祉全般	愛川町民生委員児童委員協議会	橋 本 照 雄
	愛川高校	青 柳 李
	第一生命保険㈱	長 島 純 子
	愛川町老人クラブ連合会	小 島 昭 吾
	神奈川工科大学	加 茂 竜 弥
	愛川高校	田 中 はるか
《第4グループ》 「教育文化の分野」 文化・学校教育・生涯学習	公 募	柏 木 忠 昭
	愛川町P T A連絡協議会	林 繁
	愛川町文化協会	成 瀬 和 治
	愛川高校	佐 藤 来 夢
	成人式実行委員会	阿 部 涼 汰
	教員〇B	岩 満 憲 夫
	愛川高校	岡 村 昂 輝
《第5グループ》 「産業振興の分野」 勤労・観光・商工業・林業	飲食店代表	浅 見 摩 紀
	愛川町森林組合	大 野 晋 作
	愛甲商工会	諏訪部 智
	宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	藤 田 圭
	県央愛川農業協同組合	徳 田 浩 介
	神奈川工科大学	池 田 優 太
	愛川高校	秦 朱璃斗

資料6

議会特別委員会委員名簿

(敬称略)

氏 名	会 派	備 考
馬 場 司	令和あいかわ	委員長
山 中 正 樹	あすかみらい	副委員長
井 出 一 己	公明党	
鈴 木 信 一	日本共産党愛川町議員団	
熊 坂 崇 徳	あいかわの聲	
阿 部 隆 之	令和あいかわ	

資料7

議会検討会委員名簿

(敬称略)

氏 名	会 派	備 考
馬 場 司	令和あいかわ	会 長
山 中 正 樹	あすかみらい	副会長
岸 上 敦 子	公明党	
茅 孝 之	令和あいかわ	
玉 利 優	あいかわの聲	
鈴 木 信 一	日本共産党愛川町議員団	
佐 藤 り え	公明党	
阿 部 隆 之	令和あいかわ	
木 下 眞樹子	あすかみらい	(副議長)
佐 藤 茂	無所属	
熊 坂 崇 徳	あいかわの聲	
小 林 敬 子	日本共産党愛川町議員団	
井 出 一 己	公明党	
小 島 総一郎	あすかみらい	
渡 辺 基	あいかわの聲	(議 長)
井 上 博 明	日本共産党愛川町議員団	

第 6 次愛川町総合計画

令和 5 年 3 月発行

発行 愛川町

編集 愛川町総務部企画政策課

〒243-0392

神奈川県愛甲郡愛川町角田 251 番地 1

電話 046-285-2111（代表）

<http://www.town.aikawa.kanagawa.jp>



ひかり みどり ゆとり 共生のまち愛川

第6次愛川町総合計画

